

拓殖大学 政治行政研究

第13巻 2022年3月

〈論文〉

明治憲法制定に先行した地方自治制度

— 外交官青木周蔵の自治の精神 …………… 眞鍋 貞樹 …… 1

COVID-19 と投票参加

— 緊急事態宣言は投票率を引き下げたのか? — …………… 岡田 陽介 …… 27

〈資料〉

中華人民共和国民法典総則編の試訳

— 1986年民法通則, 2017年民法総則からの改正点・対照資料として …………… 長 友昭 …… 43

明治憲法制定に先行した地方自治制度

— 外交官青木周蔵の自治の精神 —

眞 鍋 貞 樹

要 約

明治初頭から今日に至るまでの日本における自治制度の発展の経過を眺めるとき、重要な点の一つが、明治憲法制定に先立って「三新法」などの地方自治制度の整備を先行したことである。その意義は、地方自治は近代国家として発展するうえでの基盤であり、その基盤を整えたうえで、憲法体制を構築することの大切さを当時の元勳たちが認識していたことを示していることである。だが、明治初期において、明治憲法制定に先立って地方自治制度の整備の重要性を元勳に進言した人物が、青木周蔵という在ドイツ公使・大使という外交官であったという点について、それほど重視されてこなかった。本稿では、外交官だった青木がどのような思想を持って日本の地方自治制度の整備に貢献したのかを明らかにするものである。

キーワード：シュタイン・ハルデンベルク改革、自治の精神

1. はじめに

明治初期に憲法や地方自治制度の制定に貢献した一人として、当時のドイツ（プロイセン）の公使・大使を歴任した青木周蔵（1844-1914）の名が挙げられる。しかし、彼の憲法や地方制度の制定過程ならびに整備への貢献の評価は、もっぱら外交官の一人として、伊藤博文等とベルリンにてルドルフ・フォン・グナイス（Heinrich Rudolf Hermann Friedrich von Gneist: 1816-1895）、さらにウィーンにてローレンツ・フォン・シュタイン（Lorenz von Steins: 1815-1890）とを引き合わせたことである⁽¹⁾。そして、ヘルマン・ロエスレル（Hermann Roesler: 1834-1894）、カール・ルードルフ（Karl Rudolph または Carl Rudolph: 1841-1915）ならびにアルベルト・モッセ（Albert Mosse: 1846-1925）といった明治憲法さらに自治制度等の制定に尽力した政府「お雇い外国人」を、ドイツから日本に招聘させたことである⁽²⁾。あるいは、青木がそうした外交官としての事務的な貢献をしただけでなく、自らの思想と

(1) 実際には、伊藤博文とシュタインとの面会を取り持った人物が誰なのかは、明確ではない。

(2) 当時、青木周蔵によってドイツから招聘した政府お抱え学者で、正統派としてのドイツ国家学や官僚学を東京帝国大学にて教えた者として、カール・ラートゲンが挙げられる〔瀧井一博：2001〕。しかしながら、明治政府による憲法や地方制度の制定過程には関わっていなかったためか、その後日本では顧みられることはなかった。一方、ドイツでは少数派とも言えるカトリックに改宗したヘルマン・ロエスレルや、ユダヤ人であったアルベルト・モッセが多大な貢献をしたとしてその名が後世に残された。なお、彼らの招聘に青木が実際に

信条に基づいて、日本に皇帝主権のドイツ型立憲国家体制を注入しようとしたことの功罪あい半ばする点が指摘されている⁽³⁾。

だが、青木が近代国家として歩み始めた日本に、ドイツ的な自治思想を注入しようとしていたことについては、さほど注目されていない。せいぜいドイツの文化や経済などを日本に紹介せしめたという評価の中に、地方自治が加えられる程度である。青木自身の弁によれば、ドイツ的な自治とは、皇帝によって統治される国家の基盤として、地方自治が形成されるとともに、個人主義と市民精神を持った公民が公共的義務を担うことによって国家に貢献する体制である⁽⁴⁾。明治時代としては進歩的かつ自由主義的であるがゆえに、青木にはドイツかぶれで、誇大妄想を振りまく、傲岸不遜な人物という評価ばかりが付きまとった。

こうした消極的な評価は、的を射ているとはいえ、青木の個性に由来するものであり、彼の地方自治制度への貢献を映し出しているものではない。それというのも、青木は日本から遠く離れたドイツの地で在ベルリン日本大使館公使・大使として赴任していた外交官でありながら、憲法制定に先立って地方自治を整備することの必要性和重要性を唱えていたからである。

1871年（明治4年）、大久保利通の強権的な方法によって廃藩置県を断行した以後の、政治情勢が不安定な地方を統治するための地方行政制度の整備は、明治新政府の大きな政策課題であった。混乱の最中にあって、封建制度から近代的国家へと移行し始めた直後に、個人主義や自由主義（あくまでもドイツ的な思想としての）⁽⁵⁾に立脚した自治の精神を唱えたのは青木だった。

この点が、青木の歴史的貢献への評価として、注目されてこなかった。しかも、青木のみならず、木戸孝允（1833-1877）、大久保利通（1830-1878）、山縣有朋（1838-1922）ら、明治初期にドイツをはじめとする欧米を視察した元勳たちがそろって憲法制定に先行した地方自治の整備に腐心するに至った経過も、さほど注目されていない。それは、明治憲法や地方自治制度が、中央集権的かつ封建的体質を色濃く残したものだだったという後の通説的評価によって、彼らの自治にかける思いの重要性が埋もれてしまったものと思われる⁽⁶⁾。

そこで、本稿では、憲法制定に先んじて地方自治制度を整備することの重要性を、木戸孝允、大久保利通、山縣有朋そして井上馨（1836-1915）という明治の元勳らに進言したのは青木であること、そし

どのように関わったのか、あるいは他の人物の関与があったのかなどは、明確にはなっていない。清水伸 [1942: 273-274] が、ロエスレルについては青木の名で交わした日本政府による雇用契約書の下書きが残っていることを発見したことから、ロエスレルの招聘は青木が動いたとしている。鈴木安蔵 [1942: 31-32] も同様の見解を示している。

(3) 水沢周 [1997] などは、こうした視点で貫かれている。

(4) 『青木周蔵自伝』 [1870: 45-51]

(5) ドイツ的自由主義思想とは「ドイツ民族伝統から見いだせるものであり、（カント哲学から由来する）普遍的な人間の目標から演繹される自由であり、国家を人間の価値の実現者とみる倫理観を核心とするものである」川村勤 [1958: 41] つまり、国家と個人を結びつける社会に地方自治があるという見方である。

(6) 亀掛川浩 [1967] をはじめとして、およそ明治憲法や地方制度の評価としては、大久保らによって国家本位、中央集権、非民主的、中央と地方の一体性といった面が強調される。そうした側面は否定できないが、大久保らは封建主義を引きずりながらも、日本において近代的な自由主義と個人主義に立脚した自治の精神の涵養を意図していたことを注視する必要がある。

て、青木が着想した淵源は、プロイセンにおいて、1850年の欽定憲法制定に先んじて、1804年の「ナッサウアー覚書」(Nassauer Denkschrift)⁽⁷⁾を基にして、1808年に「都市条例」(Städteverordnung)による自治制度の確立を柱とした「シュタイン・ハルデンベルク改革」(Stein-Hardenbergsche Reformen)が行われたという過程にあったことを示す⁽⁸⁾。そして、日本の地方自治制度の導入を進めた元勳たちと青木との交流を追うことによって、青木が果たした地方自治制度の整備への貢献を明らかにしたい。

1.1. 研究の意義

明治憲法制定に先立って地方自治の整備を先行させたことについての青木の貢献に着目することは、当時の日本の指導者が、近代化が進んだ欧州の中では遅れをとったドイツの皇帝主権の立憲体制を日本に導入したことが、その後の日本の非民主性と後進性を産んだ淵源であるという通説的な評価に対して、別の見方を提供することにもなろう⁽⁹⁾。それは、青木は明治憲法制定に先立って地方自治制度の整備を行い、国民に自治の精神と公共への参加を醸成させたのちに立憲体制を整えるという手順と方法論が重要であるということを感じて訴えたという事実への再評価である。

事実、この法制の順序に関する考え方は、ドイツに留学あるいは研修に赴き、少なからず青木の手配によってドイツ人政治家や学者と交流した人物に共通している。例えば、木戸と大久保は明治憲法制定前の1878年(明治11年)に「三新法」(郡区町村編成法・府県会規則・地方税規則)の制定を急いだ。彼らの跡を追った山縣は、明治憲法の制定と同時期に地方自治制度の整備に寄与した。さらに、ドイツ流の体制を日本に導入した井上毅(1844-1895)や桂太郎(1848-1913)などは、法制度の整備の必要性を説く前に、いずれも「ドイツにおける自治の精神」に言及し、憲法体制に先立った自治制度の整備の重要性を指摘している⁽¹⁰⁾。

こうした明治の元勳たちの憲法体制と地方自治制度への認識が、それほど強く認識されることも、評価されることもなかったのは、明治時代からの地方自治という分野が、政治的にも学術的にも関心と呼ばなかったことに由来するのであろう。また、明治以降は中央集権的国家の建設にまい進したという通説によって、自治の精神の涵養を重視したという認識が消されてきたのであろう。だが、平成の時代より地方分権改革の議論が活性化し、未だ道半ばとはいえ、様々な地方分権改革が進められてきた今日にあっては、地方自治の持つ重要性が再認識されてきている。そうした中で、改めて近代国家建設に歩みを始めた明治初期において、中央集権国家を作り上げると同時に、一方では自治の精神の重要性を認識

(7) 正確には1804年4月に提出された「プロイセン君主制における最高および州、財政および警察当局の適切な形成について」(Nassauer Denkschrift - Bildung des obersten und der Provinzial, Finanz, und Polyzeybehörden in der preußischen Monarchie)と題される文書である。この覚書が正当化されたことによって、彼は政治改革のプログラムを実行することになった。

(8) この点で青木を評価しているのは、石川澄雄 [1994: 18] である。

(9) 石川澄雄 [1994: 5-7] が、青木が「シュタイン・ハルデンベルク改革」に着目したことは評価しているものの、青木のドイツ偏向がその後の明治日本の保守的でナショナリズムによる国権性を産んだ淵源であるという評価を下している。

(10) 井上毅については、柳田文男 [2018] を参照。桂太郎については、後述する桂太郎内閣から始められた「地方改良運動」における要項に、その趣旨が盛り込まれている。「内務省地方局編 [1912: 1]

し、地方制度の整備に尽力した青木や元勲たちの視点を再評価することは大切であろう。

1.2. 先行研究

青木に対する先行研究では、板根義久〔1986〕をはじめとして、外交官時代と、その後の外務大臣としての業績への評価が中心となっている。特に、ドイツ公使の際に、前述のカール・ルードルフやアルベルト・モッセに先立って、ヘルマン・ロエスレルを日本に招聘したこと、憲法制定のため欧州視察に訪れた伊藤博文に、ベルリンではグナイスト、そしてウィーンではシュタインによる憲法講義の手配をするなど、後に、明治憲法が制定される過程において多大な貢献をしたことに集中する。

青木に関してさらに考察を加えたのは石川澄雄〔1994〕である。石川は「シュタイン・ハルデンベルク改革」から学んだ青木が、日本にその改革の思想を持ち込んだ点について注目している。ただし、青木の貢献に対する評価は消極的である。その理由は、日本に保守的かつ非民主的な制度を導入した淵源となったからだというものである。一方、積極的な意味で青木の地方自治制度への貢献を紹介しているのは、佐藤進〔1992〕であるが、木戸孝允との関係が中心となっている。

なお、明治維新後の地方自治制度に関する研究は亀卦川浩〔1967: 39-48〕をはじめとして、蓄積されている。亀卦川の見解では、憲法に先行する地方自治制度の導入を訴えたのはアルベルト・モッセであるとしている。もちろん、モッセは明治政府に対する講義の中で、その点を強調しているので、モッセが重要であることは指摘するまでもない。しかしながら、モッセよりも前に進言した青木の貢献についての言及はない。

本稿でも、こうした青木による外交や憲法制定への貢献について、積極的あるいは消極的な評価が混じり合っていることについては首肯するところもある。しかしながら、本稿で注目するのは、青木自身がドイツ留学時代から認識していたドイツ流の自治思想を持ち、国家の近代化を進めていくためには憲法体制を整備する以前に、地方自治制度を整備することの重要性を認識していたことである。そして、青木はそれを確信したがゆえに、木戸をはじめとする明治の元勲たちに教示した点である。本稿では、この点を青木の貢献と評価として、より明確に示していくこととする。

2. 青木周蔵の人物像と評価

まず、青木周蔵の経歴の概略は以下のようなものである。

1844年（天保15年）現在の山口県山陽小野田市の医者である三浦玄仲と妻友子の長男として生まれる。後、三浦家と縁がある医者青木研蔵の養子となり、医者になるものとして養育された。

1861年（文久元年）日普修好通商条約締結

1862年（文久2年）竹内使節団がプロイセン訪問。

1867年（文久7年）青木が長崎にて医学・蘭学を学ぶ。

1869年（明治2年）プロイセンに長州藩費による留学⁽¹¹⁾。本人は、医学生としてプロイセンに渡っ

(11) 青木がベルリンに到着した年月には、文献によって異なる記述がある。本稿では森川潤に依拠した。

たものの、もっぱら政治学と法律学を学ぶことになる。山縣有朋の欧州訪問団を迎える。

1870年（明治3年）ベルリン大学医学部入学。同時期のベルリン大学には萩原三圭⁽¹²⁾、佐藤進⁽¹³⁾など、帰国後大きな社会的貢献を果たした日本人留学生在が在籍していた。また、青木の後に、政治家や官僚となった品川弥二郎⁽¹⁴⁾や村田保⁽¹⁵⁾が留学していた。ベルリン大学で、青木は当時のプロイセンでは碩学であった国学者ルドルフ・フォン・グナイストの講義を受けていたとされる（後述）。そして、桂太郎のドイツ留学を迎える。

1871年（明治4年）ドイツ帝国成立。岩倉使節団を迎える。ロンドンにて木戸孝允と合流する。

1872年（明治5年）フランス留学をしていた井上毅を迎える。

1873年（明治6年）帰国後、外務省に入省する。

1874年（明治7年）再び、駐独代理公使となってベルリンに赴任する。

1876年（明治9年）欧州視察の井上馨を迎える。

1878年（明治11年）ロエスレルを日本に招聘。

1880年（明治13年）駐独公使となる。モッセを日本公使館顧問とする。

1882年（明治15年）伊藤博文の憲法調査団を迎える。伊藤とグナイストならびにモッセとの面会を調整。ウィーンにおける伊藤とシュタインとの面会を調整。

1884年（明治17年）ルードルフを日本に招聘。

1886年（明治19年）帰国後、外務次官となる。モッセを日本に招聘。

1887年（明治20年）山縣有朋のもとで地方制度編纂委員となる。

1888年（明治21年）井上馨の自治党の結成に参加するも失敗。

1889年（明治22年）第一次山縣有朋内閣にて外務大臣となる。

1891年（明治24年）天津事件により外務大臣辞任。

1898年（明治31年）第二次山縣有朋内閣にて外務大臣となる。

1900年（明治33年）義和団事件により外務大臣辞任。

1903年（明治36年）自治協会に参加。

1914年（明治47年）没

明治時代の評論家たちによる青木に対する評価が、地方自治に関する点よりも、もっぱら外交官としての資質や能力に集中したのは、外交官、外務大臣という外交畑の要職に就いていたことからして無理

(12) 萩原三圭は土佐藩医家のおで、適々塾で蘭学を学び、のち青木と同じく精得館で医学を学んだという。板根義久 [1985: 25] 萩原は明治2年にベルリン大学に入学したことから、青木も同様に明治2年に入学したと推測されている。ベルリン大学入学までのドイツ語研修については、通常のギムナジウム（中等教育機関）ではなく、「マース」という小学校の教師から学んだという。森川潤 [2016: 206]

(13) 佐藤進は佐倉藩医。明治2年ベルリン大学医学部に留学。帰国後、現在の順天堂大学を創立した。

(14) 長州藩士。明治3年に大山巖らと渡欧。そのまま欧州にとどまり、明治4年にドイツに留学。以降、青木の不在中のドイツ公使代理を務め、帰国後は、在ドイツ特命全権大使、内務大臣などを歴任する。青木との関係は、折に触れ協力関係を持ち、独逸学協会などでも継続している。

(15) 村田保は1871年からイギリスに留学。さらに、1880年にベルリン大学に留学。グナイストに行政裁判法、モッセより憲法を学ぶ。

はない。そして青木の人物評価は、その強烈な青木の個性に由来している。当時、総合雑誌『太陽』の編集長として政治に影響力を持った評論家である鳥谷部春汀（1865-1908）は次のように青木を評している。

其自負尊大，眼中殆ど井上なく，山縣なく，伊藤なきものゝ如し。但だ，世間或は彼れの傲岸不遜を忌むもの少なからざれども，其傲岸不遜は，反つて彼れが天真爛漫の處あるを觀る可く，以て愛す可くして憎む可からざるを知らずや⁽¹⁶⁾。

この鳥谷部の評価に青木の個性が凝縮されている。まず個人主義的（我儘という意味での）であり、傲岸不遜であり、相手が誰であろうと、構わず自説を延々と講釈を続けた人物という評価である。そして、有体に表現すれば「ドイツかぶれ」であり、今日の流行語で表現すれば、いわゆる「ドイツ・オタク」であった。ただし、それが多くの人々から反発を受ける一方で、古い慣例に縛られない開明的で、天真爛漫な性格として人から愛されていたともいう。青木は留学生当時から、日本からの留学生や欧州視察に訪れる日本人の政治家、官僚そして留学生の世話をしたのだった。ただし、あまりの「おせっかい」⁽¹⁷⁾と傲岸不遜な物言いが原因で、青木の真意はともかく日本人の間で反発を招いたというわけである。

続いて外交官としての評価である。駐英公使時代の1894年（明治27年）に日英通商航海条約を締結して不平等条約の改正に成功したことは評価されるもの、他は今一つである。1873年（明治6年）の独墮露三帝同盟の動向把握に失敗したこと、外務大臣時代に発生した1891年（明治24年）の天津事件の処理、1900年（明治33年）の義和団事件での対処などがその原因である。さらに、天津事件によって青木が対露条約改正に失敗した背景に関して、山崎俊彦（梅処）・中久喜信周は、青木個人の外交官としての資質によるものだったとして、次のように語っている。

自任あるが故に其自信甚だ堅く，常に独断を以て事を處するが故に往々にして他と衝突し遂に不慮の失敗を招くが例なり⁽¹⁸⁾。

独断で条約改正案を起草するなど、官僚としては許されざる行為を、持ち前の行動力で実践したものの、結果が失敗したのだから、言い訳はできない。

では、憲法や地方自治に関する青木の貢献に対する評価はどうだろうか。明治憲法制定への貢献は、外交官としてロエスレルを日本に招聘したこと、政府要人とグナイストやシュタインをはじめとするドイツ人学者たちをつなげたこと、そして帰国後に私擬憲法である「帝号大日本政典」「憲法諸草案」を策定したことなどが一般的である。憲法制定の主役は伊藤博文であり、それを補佐したのが井上毅、

(16) 鳥谷部春汀 [1898: 253-254]

(17) 青木の「おせっかい」により、功績を遺した人物がいる。それが、ドイツに渡って修業し、日本に帰国後、実業家として成功した、サッポロビールの創設者である中川清兵衛である。『青木周蔵自伝』 [1970: 33]

(18) 山崎俊彦（梅処）・中久喜信周 [1902: 151]

伊藤巳代治、金子堅太郎そしてロエスレルなどであるから、青木の貢献がさほど認識されていないのも当然である。

さらに、地方自治制度となれば、一層、青木の貢献が評価されているとは言えない。逆に、封建的で遅れた地方自治制度を日本に導入したといった消極的な評価となる。前述の石川澄雄 [1994] のように、青木の認識と行動が、日本の体制を保守的かつ国家主義的なものにしていった淵源にもなったという厳しい評価である。

外交官であった青木が自ら直接的に日本の地方制度整備のために働いたのではないから、地方自治への貢献に対する評価が低いのは致し方ない。彼は、せいぜい日本からドイツなどの欧州へ派遣された元勳たち、すなわち大久保、木戸、山縣などにドイツ流の自治思想を紹介したという程度であろう。しかし、彼自身の晩年では内務省による地方改良運動（後述）に取り組むなど、国際関係はもとより地方自治の整備や発展について、強い意思を持っていたのであった。なにより、明治初期において、憲法制定に先行した地方自治制度の整備が重要だという認識を持った人物は、青木の前に見当たらないので、最初の一人であったと言ってよいだろう。この一点だけでも、青木の地方自治制度整備への貢献として評価すべきである。

では、その青木の自治に関する思想がどのようにして生まれ、どのように元勳たちに影響を与えたのかについて、以下に示していきたい。

3. 青木の自治思想に影響を与えたドイツ人

3.1. ルドルフ・フォン・グナイスト

青木が1869年（明治2年）にプロイセンに留学し、1年間ドイツ語を学修した後、明治3年にベルリン大学医学部に入学した。ところが、医学を学ぶことを前提に長州藩による公費留学していたが、藩や肉親にも内密にしてもっぱら政治学と法律学を学んだという逸話は有名である。当時、ベルリン大学に留学していた日本人留学生は、政治や法律学を学んでいた青木と物理学を学んでいた北尾次郎⁽¹⁹⁾以外は、医学生がほとんどであったようである⁽²⁰⁾。そのことから、日本とグナイストとの関係性を最初に結んだのは青木だと考えられる。

そして、後述するが、1882年（明治15年）伊藤博文が憲法調査で訪欧した際に、ベルリンにてグナイストとの面会での通訳を行ったのも青木であった⁽²¹⁾。グナイストが日本の明治憲法の制定に大きな影響力を持った事実については、吉野作造以来、すでに多くの研究者によって明らかにされている。しかしながら、グナイストが日本の地方自治制度にどのように貢献したのかは、曖昧である。なぜなら、彼が直接日本の関係者に対して地方自治制度を講義したことはなかったからである。唯一確認できるのは、1889年（明治22年）に山縣有朋が訪独し、グナイストに対して地方自治制度案に対するアドバイ

(19) 青木と同年にベルリン大学に入学して物理学を学ぶ。帰国後、東京大学教授となった。

(20) 森川潤 [2016: 212]

(21) この点は諸説ある。ただ、青木本人が「通訳をした」と記していることもあり、青木が伊藤とグナイストの面会の通訳をかってでたと思われる。

スを求めた際に、府県制郡制法案に対して批判文が寄せられたことである⁽²²⁾。

しかしながら、グナイストの弟子であるモッセが、日本からの招聘に応じ、日本の地方自治制度に果たした貢献から推測すれば、グナイストの講義を受けていたと考えられる青木に対して、グナイストが持つ自治思想について影響力を与えたことは十分考えられる。そして、後述するが、なにより重要な点は、青木が憲法に先行した地方制度の整備の重要性を認識する至った動機付けをしたのが、このグナイストによるベルリン大学での講義なのであった。

3.2. ローレンツ・フォン・シュタイン

ローレンツ・フォン・シュタインはウィーンに滞在し、当時のドイツ系国家学・行政学の碩学であった。伊藤博文が明治憲法制定にあたって、1882年（明治15年）に欧州憲法調査に赴いた際に、憲法体制や国家体制あるいは統治行為などの教えを受けた人物である。伊藤博文との面会后、いわゆる「シュタイン詣で」という言葉ができたように、伊藤博文が教えを受けた以降、多くの日本人の政治家や学者たちがウィーン大学のシュタインの元へと訪れた⁽²³⁾。1885年（明治18年）には、明治天皇が侍従藤波言忠を欧米諸国訪問の途中にシュタインのもとへと派遣した。そして、帰国した藤波から、明治天皇が憲法講義を33回にわたって受けたという例もあるほどである⁽²⁴⁾。

伊藤博文をシュタインと引き合わせた人物が誰なのかは議論が残っている。それでも、深く関わった人物の一人として青木もあげられている。それは、シュタインと前述のグナイストは旧知の間柄であり、多くの書簡を交換しているほど親密な関係だったことにある。そのグナイストの弟子とも考えられるのが青木であるから、シュタインの存在を知らなかったとは思えない。だが、瀧井一博 [1997:73] によれば、シュタインを日本政府に紹介したのは、当時、在ウィーン日本大使館に勤務していた河島醇 (1847-1911)⁽²⁵⁾ ではないかと推測している。河島はウィーンに留学中にシュタインの講義を受けていたからである。あるいは、裕居宏枝 [2011] はシュタインに直接指導を受けた渡辺廉吉 (1854-1925)⁽²⁶⁾ ではないかと推測している。

青木と河島はベルリン大学留学生時代からの交流があるため、シュタインと伊藤との繋がりには、両者による連携があったのではないかと思われる。なぜなら、伊藤がウィーンを訪れるには少々段取りが必要だったからである。伊藤が訪欧当初はベルリンにてグナイストとモッセによって憲法講義を受けていた。そこに、グナイストが夏場の湯治のために休暇を取った際に、ウィーンに出かけていくこととな

(22) 亀卦川浩 [1967: 258]

(23) 国会図書館には、黒田清隆、伊藤巳代治、陸奥宗光などがシュタインへ宛てた書簡が57通残っている。

(24) 井上俊輔 [2019: 285]

(25) 河島は1871年（明治3年）にウィーン大学留学中に、シュタインの講義を聴いていたという。堅田剛 [2007: 16] によれば、伊藤博文にシュタインとの面会を具申したのは河島だったとしている。

(26) 渡辺廉吉は1880年にウィーン大使館に赴任。ウィーン大学にて学ぶ。後、東京高等商業学校教授。伊藤博文が憲法起草にあたって、井上毅、伊藤巳代治、金子堅太郎が、伊藤の別荘などにて議論を重ねていたが、その際に、ロエスレルらのドイツ語による建議書などの翻訳を担当していた。その他、カール・ルードルフらの建議についても、渡辺が翻訳しており、明治憲法や地方自治制度の制定への渡辺の貢献は非常に高いものがある。議会政治社編輯部編 [1935: 25]。なお、ロエスレルの通訳については、総理大臣秘書官の花房直三郎 (1857-1921) も担当していた。

り、シュタインとの面会を果たしたとのことである⁽²⁷⁾。

こうした臨機応変の対応が可能になったのは、青木だけの力ではないはずである。ベルリン大学でグナイストの講義を受けた青木、ウィーン大学でシュタインに指導を受けた河島あるいは渡辺、さらには、当時ベルリン大学に留学しており、岩倉使節団そして伊藤の憲法調査団に随行していた平田東助(1849-1925)⁽²⁸⁾たちの連携があってこそのもではなかつたらうか。

3.3. 青木の自治思想の淵源：シュタイン・ハルデンベルク改革

青木の自治思想について書き残されている文献は、木戸孝允へ地方自治について講釈した内容を記した『自伝』か、他に他者によって断片的に記されたわずかな青木に関する評伝ぐらいである。それでも、彼の基本的な自治思想を知る手がかりとはなる。

青木の自治思想の根幹にあるのは、憲法制定に先んじて、地方制度を整備する必要性である。つまり、封建的色彩を色濃く残すものの、近代的な天皇主権の立憲体制を構築するためには、憲法よりもむしろ地方自治の整備を先んじて行うことが必要であり、その自治体制を国家の基礎としたうえで、天皇を中心とした立憲体制を構築するという意図であった。

この視点は、岩倉使節団(1871年～1873年)に同行した大久保利通や木戸孝允とも共有していたことが青木自身によって語られている。

明治5年岩倉大使欧米巡回の時に、大久保さんも木戸さんとともに副使として行かれた。予は当時ドイツに留学して居つたが、其際大久保さんや木戸さん達の勉強は実に感じ入つたもので、先進国の文物制度を熱心に研究された⁽²⁹⁾。

では、この地方自治が憲法制定に先立って整備されることが重要だという発想はどのようにして生まれたのだろうか。青木自身はその動機について2点ほど記している。1点目はベルリン大学での憲法講義で、教授からその趣旨が示されたことを以下のように紹介している。ただし、誰の講義だったのかは明確に示されていないが、ベルリン大学と青木の当時の状況からグナイストではないかと推測される。

「コンスチテューション」は一国の基本法にして、国家一日も欠くべからざるものなれども、之を輓近各国に通ずる思想に拠て制定せんとせば、其の前、先ず国の根幹を培養する為、行政区域の全般に亘り一定の組織的法律を制定するを以て第一の要務とす⁽³⁰⁾。

(27) 柴田隆行 [2012: 28]

(28) 1871年(明治4年)にベルリン大学、さらにハイデルベルク大学に留学。帰国後、法務官僚となった。伊藤憲法調査団に同行した大蔵省書記官。1871年(明治4年)の岩倉使節団にも同行したことから、青木との旧知の間柄となった。さらに後に青木と同様に山縣閥の一員となる。桂太郎内閣の下で内務大臣となり、桂内閣のもとで進めた「地方改良運動」にも、青木が参加していたという関係である。

(29) 議会政治社編 [1939: 125]

(30) 青木周蔵 [1970: 50]

そして、青木はこうした先行して地方制度の整備を実践したドイツの事例として、1808年の「シュタイン・ハルデンベルク改革」⁽³¹⁾を示している。

独逸の有名なる政治家、「スタイン」は、十九世紀の始めに先づ市町村制の改革を断行したが自治制が十分に確立せられてから数十年を経て始めて憲法発布となり立憲政治ができた。(大久保利通や木戸孝允は)これらの沿革や英國立憲政治の圓滑はその自治制度の完備せるに基づく所以を詳細に研究されたのである⁽³²⁾。

この青木の発言の中にある「スタイン」とは、カール・フォン・シュタイン (Karl Reiches Freiherr vom und zum Stein: 1757-1831)⁽³³⁾である。プロイセンにおける官僚であり、政治家であったシュタインは、カール・アウグスト・フライヘル・フォン・ハルデンベルク (1750-1822) とともに、3月革命後にプロイセン政治改革として1807年から1810年まで実施された「シュタイン・ハルデンベルク改革」を担った人物である。

青木は領邦国家であり、また普仏戦争などに敗れた当時のドイツの再生を期して実施された「シュタイン・ハルデンベルク改革」において、中心的な意義を持った地方自治改革に着目した。そのきっかけを与えたのが、ベルリン大学での講義だったという。その講義によって、封建国家から近代国家へと歩み始めていた日本には、ドイツと同様に自治の精神の涵養が必要不可欠なものであるという着想を得たのであった。

神聖ローマ帝国が1806年に終焉を迎えた後のドイツは、プロイセンやザクセン、バイエルンなどに分かれていた。プロイセンは普仏戦争 (1806-1807) にてナポレオンに敗北したことから、フリードリヒ・ヴィルヘルム3世などが、政治改革と近代化さらには全ドイツの統一を強く認識するようになっていた。なぜなら、欧州における中世以来の都市の自治は、プロイセンでは実態を喪失しており、しかも旧態依然とした官僚機構が続いたことによって、国力がフランスに大きく水をあけられる要因ともなっていたからであった⁽³⁴⁾。

「シュタイン・ハルデンベルク改革」は、(1) 18世紀後半から進められていた農奴制の改革の徹底、(2) 国家機構の改革、(3) 地方自治制度の改革としての「都市条例」の制定、(4) ベルリン大学の創立をはじめとする大学改革、(5) 軍政改革、の5項目である。

1797年から実施されていた農奴解放を進め、1807年に農奴制を廃止したことが有名である。だが、地方自治に関しては1808年の「都市条例」の制定が重要な意味を持つ。この都市条例に込められたシュタインの思想について、三成賢次 [1996] は次のように指摘する。

(31) 詳細は、林健太郎 [1952]、石川澄雄 [1972] を見よ。

(32) 議会政治社編 [1939: 125]

(33) Karl Reiches Freiherr von und zum Stein の日本での呼び方については複数存在し、カール・フォン・シュタイン、ハインリヒ・フリードリヒ・フォン・シュタイン、あるいは、苗字だけでスタインといった名称で紹介されている。またドイツ語でも、Karl Freiherr vom und zum Stein などもある。

(34) 中世の都市における自治については、北住炯一 [1990] あるいは林毅 [2003] を見よ。

あらゆる国家行政へ国民を関与させることを通じて、国民の公共心を育み、またその政治ならびに行政能力を陶冶し、そうして創出された自由で責任感のある公民（Staatsbürger）を基盤として国家再興をはかろうとするものであった⁽³⁵⁾。

カール・フォン・シュタインは政治改革の任に当たるうえで、国家の再建には、まず力を喪失していた都市部の自治を強化した上で、立憲体制を整えることを志向したのであった。河村勤 [1958] によれば、彼のその意思は彼が遺した「ナッサウアー覚書」で確認できるという。

資産家 Eigentümer を地方行政に参加させ、その知識経験を国家のために役立てようとするのであるが、資産家を高く評価し、彼らを国家に結びつけることによつて共同精神 Gemeingeist、市民意識 Bürgersinn を高めようとしている⁽³⁶⁾。

青木が地方自治に関する自説を形成するうえで、カール・フォン・シュタインによる「シュタイン・ハルデンベルク改革」に傾倒していった要諦は、憲法制定前に自治制度を整備することへの重要性への認識と自治の精神の涵養である。この点について、青木は『自伝』の中で、木戸に対する講釈を下記のように語っている。

プロシア国は、天祐の授て其の国に王たる「ホーヘンツォルレルン」家の威力を以て人民の蜂起を弾圧し、1848-9年に至り人民の干渉を排し、所謂欽定「コンスチテューション」を制定せしが、人民はこれに対し強て不満の意を表せざりき。何となれば、同国に於いては、1812年（ママ）以来、彼の不世出の名宰相「スタイン」男爵の創意に出でたる郡県特に市町の自治制度に依て、人民は行政及び経済に関し多大なる自由及び一定の権利を享受したればなり⁽³⁷⁾。

このように、青木がドイツの人民が欽定憲法制定について不満を表さなかった理由を挙げ、日本に置き換えた時には、憲法制定前に地方自治法を整備することで、人民の不満が出ないようにできるという確信を持っていた。

この青木の「シュタイン・ハルデンベルク改革」への認識がベルリン大学での講義をきっかけとして、どのように育まれたのか。その謎を解くカギは、モッセにあるようだ。1844年生まれの青木と1846年生まれのモッセとは2歳違いである。青木もモッセもベルリン大学でグナイストの指導あるいは講義を受けていたであろう。当然、青木もモッセとは学生時代に交流があっても不思議ではない。そのモッセは、「シュタイン・ハルデンベルク改革」について、下記のように記している。

(35) 三成賢次 [1996: 144]

(36) 川村勤 [1958: 32]

(37) 青木周蔵 [1970: 47] なお、文中で「ママ」とした年について、欽定憲法の制定は1850年であり、スタインは1807年に宰相となり、翌1808年に「都市条例」の制定などの改革を行った。

自治の制度に就いては1807年フライヘル・フォン・スタイン氏が当時の国王に建議したるものあり。而して余は確信す。自治の事足る此建議の外に復た其勝れるものなきを⁽³⁸⁾。

モッセも「シュタイン・ハルデンベルク改革」の自治制度への貢献について高く評価している。モッセのみならず、青木がドイツから招聘したカール・ルードルフも同様の見解を示している。

1853年5月30日付の普国町村たる其大体に至らば彼の有名なる「フライヘル・フォン・スタイン氏」の編纂に係る1808年11月19日に頒布したる普国町村制を複写したるに過ぎず由。是觀之普国町村制の大綱は1808年より今年に至るまで76年間君主独裁及び立憲君主なる普国に於て実行し其功績を収めし所にして。右町村制中一方にありては自由主義を以て国民に独立の器量を振起し且つ一般の公事に注目せしめ⁽³⁹⁾

つまり、当時のドイツ人の「シュタイン・ハルデンベルク改革」についての評価は、様々な批判があったとして、ドイツにおける近代的な自治制度の基盤を作ったことへの貢献は大きいというものである⁽⁴⁰⁾。

一方で、「シュタイン・ハルデンベルク改革」と合わせて青木がそこに傾倒していったことについて消極的に評価する見解もある。石川澄雄は「青木周蔵のシュタイン改革への傾倒こそが、ドイツと日本の両者に共通する保守的なナショナリズムにはかならなかったことを示しており、明治日本がたどった国権思想の淵源をも考えさせるものが存するのではないか⁽⁴¹⁾」という評価を下している。いわば、ドイツも日本も同じように辿った貴族主義的な「上からの改革」の持つ近代化の限界と後進性である。

確かに石川の指摘のように、その後日本とドイツが辿った歴史的な展開は、大正デモクラシーやワイマール体制といった民主的な時代があっても、その後は非民主的で偏狭な国家主義と民族主義が跳梁跋扈していった。日本におけるその淵源に青木の「シュタイン・ハルデンベルク改革」への傾倒を見出すことに意味がないわけではない。しかしながら、それは近代化された後世における民主主義の歴史観によって評価されたものである。封建社会から抜け出したばかりの時に、青木が憲法体制の整備に先立って、たとえ貴族主義的であったとしても、個人主義と自由主義に立脚した地方自治の整備を実践する重要性を見出したことは評価し得る。

石川の指摘する日本の辿ったその後の問題は、青木が理想とした地方自治体制の構築が、日本では政治家や国民にほとんど共感されずに終わったことであろう。そして、明治憲法や地方自治関連法は欠陥を内包したまま昭和の時代へと移っていった。漸進的に体制の改革を進め、自治の精神に裏打ちされた

(38) 独逸学協会編 [1892: 181]

(39) 「普国市府制度ノ要領及日本市府制度起草順序」[発行年不明：1884年と推測できる] なお、この文書の筆者名はルードルフとしか氏名が記されていないが、内容からカール・ルードルフと推測できる。

(40) 批判については、北住炯一 [1990: 264] を見よ。積極的な評価としては、独逸学協会編『地方自治論叢』に収録されたシェールチェ論文 [1892: 55-56] あるいは、ブルンツリー論文 [1892: 123]。さらに林健太郎 [1952]。

(41) 石川澄雄 [1994: 6-7]

国民によって国家が運営されていくという大久保や木戸そして青木が目論見は、国内外の政治の混乱によって実現されることのないまま、昭和の戦後を迎えることになったのである。

4. 憲法制定に先立った地方自治制度の制定

4.1. 木戸孝允による地方制度の整備

では、そうした青木の認識が、どのように訪独した元勳たちに伝わっていったのだろうか。青木によれば、岩倉視察団で訪欧中の大久保利通は青木や木戸との共同研究によって、憲法に先立っての地方自治制度の整備の重要性についての認識を持ったという。

大久保さんは、自治制度に関する取調べを議員に命ぜられたが、その考は我国の立憲政治も、亦外国の実例と同じく、先づ地方自治制の確立より始めなければならない。その方法は漸進主義に依るを可とすると定めて居られた様である⁽⁴²⁾。

木戸や大久保は欧州視察からの帰国後に、1875年（明治8年）の「漸時立憲政体樹立の詔勅」⁽⁴³⁾に基づいて、「三新法」の制定につながる地方官会議⁽⁴⁴⁾を開催していく。この「漸時立憲政体樹立の詔書」には、元老院や大審院にならんで以下のように地方官会議の設置とその意義が謳われた。

地方官を招集し以て民情を通し公益を図り、漸次に国家立憲の政体を立て、汝衆庶と俱に其慶に頼んと欲す。

国政並みに地方自治の漸進主義的な整備の必要性を説く内容になっているのは、木戸や大久保の思想が盛り込まれたものであると言えよう。1875年（明治8年）に第1回の地方官会議が開催され、「地方民会の事」や「地方警察の事」などを議案にして、地方自治制度の整備を進めるとともに、漸進的に憲法制定を唱えていくことになる。

その際、青木は岩倉使節団で訪欧中だった木戸から求められて、「大日本政規」と称する憲法試案を策定し、木戸に送った⁽⁴⁵⁾。1872年（明治5年）のことであるから、最も古い「私擬憲法」になる。それを、翌、1873年（明治6年）に、木戸が木戸系雑誌『新聞雑誌』150号に「憲法制定の建言書」として掲載し、その後、「帝号大日本国政典」と称して発表した⁽⁴⁶⁾。この一連の青木と木戸による憲法案の

(42) 議会政治社編 [1939: 125]

(43) 貴族院事務局 [1898-1911: 1] に記載されている詔書には名称が付せられていない。そのため、本稿では、国立公文書デジタルアーカイブで示されている名称を記した。また「漸時」もママである。

(44) 1874年（明治7年）の木戸孝允の提唱によって、翌1875年（明治8年）から始められた県府長（県令のち知事）の会議で、明治11年、13年と3回開催された。明治憲法制定後は、地方長官会議として昭和の時代まで継承された。

(45) 青木周蔵『青木周蔵関係文書（その1）』に掲載された「帝号大日本国政典」

(46) 尾佐竹猛 [1930: 176] によれば、私擬憲法としては最も古い「帝号大日本国政典」の起草者は不明だったよう

特徴として「地方の章程及び其政治」が記載されている。天皇による立憲政治と議院の規定の後に、記載されようとしていたことから、青木と木戸の天皇を中心とした立憲体制と地方自治への思いが残されている⁽⁴⁷⁾。

一方、木戸は、急進的な国会開設論者であった板垣退助との面会の際には、「国会開設の原則には賛成したが、その順序については、まず地方官会議を開き、漸次真正の国会に進むべしと力説した」⁽⁴⁸⁾という。

そして、木戸は1875年（明治8年）6月に開催された第一回地方官会議において、自らが議長となつて、地方自治制度とりわけ地方議会制度の開設を議題とした。結果は、区会・府県会については可決されたが、町村議会は受け入れられなかった。しかし、それは逆に国会開設に先立って地方議会の開設を求めるといふ、木戸の漸進主義の表れとも言えるものだった。

木戸は帰国後に、大久保とともに憲法制定の前に地方自治制度の整備を進めた。前述のように、ドイツにおいて、1850年の欽定憲法制定に先立って、1808年に「都市条例」が制定されたことよつて、市民の一定の自由と権利そして義務が明文化され、後のドイツの発展の基礎が形成されたという見方を、木戸は青木によつて伝えられていたのであつた。青木の『自伝』によれば、木戸との地方自治制度を巡つての議論として、1873年（明治6年）岩倉使節団の一員として木戸がロンドンに赴いたときのことが記されている。木戸が青木と品川弥二郎（1846-1900）⁽⁴⁹⁾をロンドンに呼び寄せたのだが、『自伝』の中で、青木が木戸にドイツの自治制度について講釈した内容が詳細に記されている⁽⁵⁰⁾。

さらに、木戸が遺した『日記』にも、毎日のように青木と品川弥二郎と面会し、内容についての記載はないが議論を重ねたと記されている。もっとも、青木の独壇場で、延々と講釈をしたのではないだろうか。なぜなら、青木の『自伝』には、青木の講釈に感動して木戸が涙を流したと記されているが、木戸の『日記』にはただ淡々と面会したという事実のみ記されているからである⁽⁵¹⁾。青木の父親である青木周弼と木戸は旧知の仲であつたことから、青木周蔵も個人的な繋がりがあつた⁽⁵²⁾。さらに両者の間ではドイツの情勢に関する往復の書簡が多数あり、そうした親しさから、青木は遠慮なく持論を木戸にぶつけることができたのだろう。

木戸は1877年（明治10年）5月26日、志半ばで永眠することになった。それは、日本における地方自治制度の整備が中途半端なものになり、その後大正デモクラシーを経たものの、昭和時代になればむしろ後退していくことになる前触れだった。

であり、用語の特徴から木戸であろうという推測をしている。今日では、『青木周蔵関係文書』から青木による起草とされている。

(47) 青木周蔵「帝号大日本国政典」『青木周蔵関係文書（その1）』に残されているのは、目次として地方政治の項目だけであり、条文は見当たらない。

(48) 辻岡正己 [1989: 30]

(49) 長州藩士。青木と同時期にベルリンに留学した。後、第一次松方内閣で内務大臣に就任。いわゆる「選挙干渉事件」で辞職。後、西郷従道と国民協会を設立。また、独逸学協会学校を創立する際には、青木とともに活動を行っていた。晩年には、青木とともに那須塩原で過ごした。

(50) 青木周蔵 [1970: 45-51]

(51) 妻木忠太編 [1933: 329-353]

(52) 板根義久 [1985: 35-36]

4.2. 大久保利通による「三新法」の制定

大久保が明治維新政府による新体制創りに最も中心的な役割を担ったことは指摘するまでもない。大久保にとって最も一貫して重要な点は、天皇親政による体制をどのように近代的な政府による統治との矛盾なく構築できるかという問題意識である。この「天皇親政運動」に当初組みしていた大久保だったが、岩倉使節団に同行したことから、大久保の思想は大きく転換することになった。それが、「漸進主義的内地第一主義を基調とした国内改造を富国の立地から推進する」⁽⁵³⁾ ことだった。大久保自身の持つ思想が、岩倉使節団による訪欧の前後では大きく異なったものになったことは確かである。その変化を動機づけたのは、訪独直後の3月9日に、宰相ビスマルクや将軍モルトケ、11日には皇帝ヴィルヘルム1世との謁見から感銘を受けたことにあったという。

大久保は、岩倉使節団の帰国後に征韓論を抑え、なおかつ近代的な中央集権的体制を構築して、富国強兵へ日本を方向付けていくことにまい進した。それは、1873年（明治6年）11月に大蔵省を分割させ、内務省を創設して、初代の内務卿に就任したことに表れた。

大久保が地方自治制度の整備に尽力したという点はあまり注目されていない。だが、大久保は、前述のように、1871年（明治4年）に近代的な地方制度を整備するために、廃藩置県を断行した。そして大久保が暗殺された1878年（明治11年）に発布された、維新後初めてともなる近代的な法である「三新法」は、事実上、大久保の建議によるものであった。

岩倉使節団から帰国後、内務卿だった大久保は「三新法」の草案の起草を内務大書記官の松田道之（1839-1882）⁽⁵⁴⁾ に起案させた。1878年（明治11年）4月5日に召集された第2回地方官会議に付議され、伊藤博文が議長となって審議された。その直後の5月14日に大久保利通は暗殺されたために、井上毅が修正を加えた後に、元老院の論議を経て同年7月22日に制定公布された⁽⁵⁵⁾。

大久保自身の政体としての思想は、岩倉使節団を経て「天皇親政」から「君民共治」となった。そのモデルを英国型の民主的立憲君主制ではなく、ドイツ型専制的立憲君主制に求めた。その一方で、岩倉使節団からの帰国後、地方自治制度である「三新法」の制定に向けて建議するなどの尽力をした動機は、木戸と同様に「君民共治」の思想を実践するためにも、憲法制定に先立っての地方制度の整備と、天皇制を支える啓発された個人の育成を図ることの必要性を十二分に認識していたために他ならないであろう。

しかしながら、こうした大久保の働きに、当時の青木がどのように貢献したのかは不明である。『大久保利通伝 下』には、岩倉使節団のドイツ訪問の中で、青木とともに滞在していた品川弥二郎の名前は記されているが、青木周蔵の名前はない⁽⁵⁶⁾。青木の側から眺めたとしても、同じ長州藩の木戸とは

(53) 上田浩史 [2019: 8]

(54) 松田道之は鳥取藩出身の官僚。維新後、京都府判事、京都府大参事、大津県令、東京府知事となる。しばしば政府あてに提出した諸税改革の建議によって大久保利通の信頼を得た。明治8年（1875）に内務大丞となり、「三新法」の起草に取組んだ。参考：滋賀県ホームページ <http://www.pref.shiga.lg.jp/kenseishiryo/kakonotenjishiryo/>（2021.8.16 アクセス）

(55) 東京市政調査会編 [1940: 43-51]

(56) 『大久保利通伝 下』 p.55

個人的かつ親密な関係を語っているのとは異なり、大久保に関しては『自伝』に残されていない。そのため、地方自治制度の整備について、両者でどのようなやり取りが交わされていたのかは不明である。この点については、大久保は岩倉使節団当時米国に滞在していた薩摩出身の吉原重俊（1845-1887）⁽⁵⁷⁾らが帰国後の1873年（明治6年）11月に、大久保が「立憲政体に関する意見書」⁽⁵⁸⁾を起草させていたことから、外交官でもあり傲岸不遜な青木に頼る必要はなかったのだろう⁽⁵⁹⁾。

5. 憲法と地方自治制度の制定過程と青木周蔵

5.1. 憲法制定過程における青木周蔵と伊藤博文ならびに井上毅

1882年（明治15年）から翌年にかけて、伊藤は憲法制定の研究調査のために訪欧した⁽⁶⁰⁾。特に、前述のように、ウィーンのローレンツ・フォン・シュタインから国家学のみならず幅広く講義を受けた。その後「シュタイン詣で」と揶揄されるほど、日本の政治家や官僚たちがこぞってウィーンのシュタインを訪問して教を請うたことは前述した。さらに、ベルリンにてグナイストやモッセによる憲法講義を受けることによって、ドイツ型立憲体制の整備を進めていくことを確信した。

これらの一連の講義を受けるに至った過程についての伊藤の論評は、青木の紹介によって、彼らによる講義が実現したという程度である。そして、モッセを政府の「お雇い外国人」として、日本への招聘の段取りをするようにとの事務的な指示をしたことに留まっている。

それとは逆に、青木の『自伝』には、「講義に於ける通訳者としては他に其の人なきに非れども、予自ら通訳の労を取るを以て伊藤氏の為め最も適当なりと信じたる」⁽⁶¹⁾と、自分の職務を超えた貢献をしたように記している。さらに、皇帝ヴィルヘルム1世と伊藤との面会においても、伊藤を差し置いて、通訳である青木が皇帝と地方自治論を交わしたことを滔々と記している。こうした越権行為も青木の個性から許容されたのであろうが、本来の首脳外交からは官僚として許される行為ではない。そうしたことが、伊藤が青木を正当に評価することを妨げたのではないだろうか。

青木と伊藤との間の隙間風が、後に明治憲法制定過程において、大久保、木戸そして山縣らの憲法制定に先んじて地方制度を整備するという目論みが消えていったことと重なり合っている。伊藤は憲法を起草するにあたっては、ヘルマン・ロエスレルを重用して助言を受けたが、実際の憲法起草には井上毅や伊東巳代治があたった。一方、ほぼ同時に進められていた「三新法」に次ぐ地方自治制度である「市町村制」は、山縣有朋がモッセの助言を得ながら、憲法発布の前年の1888年（明治21年）に公布され

(57) 薩摩藩士。1866年、薩摩藩士としてイギリス、アメリカに渡航。1871年には品川弥二郎らとともにドイツに渡航。岩倉使節団にワシントンから同行した。帰国後、外務官僚、大蔵官僚として青木周蔵とともに不平等条約の改正に尽力した。

(58) 議会政治社編 [1939: 106-126]

(59) 板根義久 [1985: 37]

(60) 伊藤に随行したのは、山崎直胤、伊東巳代治、河島醇、平田東助、吉田正春、三好退蔵、西園寺公望、村田保など。特に、青木との関係が深い人物が、平田東助と河島醇である。そして、グナイストに教を受けたのが村田保である。

(61) 青木周蔵 [1970: 256]

た。憲法発布のわずか1年前での地方自治制度の制定である。そして、「府県制・郡制」の公布は、憲法制定の翌年である。

これでは、大久保、木戸そして山縣が念頭に置いていた漸進主義的に憲法体制と地方自治制度を整備するという方針とは異なるものと言わざるを得ない。山縣は大久保と同様に漸進主義的に進めていくことを目論んでいたが、天皇中心の憲法体制の整備と、外交的には不平等条約の改正、そして内政的には自由民権運動の台頭という政治的な課題への対応に追われていた。そのため、国民が政治へ参与する地方自治制度の整備と憲法制定との間がなくなってしまったのであった⁽⁶²⁾。実際、山縣は内務大臣として後の1899年（明治32年）に府県制と郡制の改正案の提出理由の中に、遺憾至極であるという下記のような表明を国会の場で行っていたのである。

地方人民をして地方自治の責任を負はしめ、且つ地方の公務に熟達せしむると云ふ目的であります。是は憲法を実施せらるるに当たりましては、国家永遠の長計を立つることに於て最も必要のものと認めまして、当時政府は此法律を実施するに尽瘁せられた訳であります。然るに、右地方制度の改革は、憲法実施の時期に甚だ切迫致して居りましたために、施行日尚ほ浅うございました故に、此法律の運用を地方人民が慣熟するに至らざる中に、早くも党争の弊を蒙りまして、往々選挙に関して競争の具たるに至りましたのは、実に遺憾に存じます⁽⁶³⁾。

山縣の無念が率直に表れており、しかも、後述する青木の認識とほぼ一致した見解を示している。

それにしても、伊藤と青木との交流は、木戸や山縣と青木との密接な交流と比較すれば、雲泥の差ともいえるほど事務的である。それは、実質的な憲法の起草者であった井上毅との関係にも言える。「三新法」に続いた地方自治制度の整備とほぼ同時に行なわれていた憲法制定は、伊藤博文（1841-1909）と井上毅（1844-1895）、伊東巳代治（1857-1934）そして金子堅太郎（1853-1942）を中心に整備された。彼らはみなドイツ留学あるいは滞在経験者である。しかし、彼らが青木と憲法制定過程において情報交換や意見交換などが行われた形跡を見ることできない。

青木が在ドイツ大使館勤務時代に井上毅も司法省からドイツに派遣されていたが、当時の交流の記録や証言も見当たらない。青木がドイツ大使館の書記官時代に日本に招聘したヘルマン・ロエスレルは、来日後、井上毅とともに憲法草案を策定することになるから、青木と井上との間での何らかの接触や交流があってもおかしくない。しかも、明治31年の第二次山縣内閣で青木は第一次山縣内閣に次いで外務大臣となった際に、井上は法制局長官という要職に就いていたのにもかかわらず交流の記録がほとんどない。

そのため、青木と伊藤ならびに井上の三者の間でどのように議論がされたのかは不明であるが、青木が伊藤に対してドイツに倣って郡長制度の導入を強く主張したのに対して、伊藤や井上は消極的であった。青木はドイツ型の地方制度の導入に固執したのに対して、伊藤や井上は基本的にはドイツ型を指向

(62) 鈴木安蔵 [1942: 8-9]

(63) 大日本帝国議会誌刊行会編 [1927: 1440]

しながらも、青木のようなドイツ一辺倒の制度導入には消極的だったのであった⁽⁶⁴⁾。

5.2. 地方制度編纂における青木周蔵と山縣有朋

青木と山縣との関係は同じ長州藩出身ということだけでなく、個人的な関係も深い。その縁もあって、山縣は青木を重用していた。外交関係については、第一次山縣内閣（1889-1891: 明治 22-24 年）ならびに、第二次山縣内閣（1898-1900: 明治 31-33 年）の外務大臣に青木が就任したことが物語る。そして、地方自治制度については、青木は山縣の推挙によって、1888 年（明治 21 年）に「地方制度編纂委員」に任命された。他の委員には内務次官芳川顕正（1842-1920）⁽⁶⁵⁾、通信次官野村靖（1842-1909）⁽⁶⁶⁾、内閣雇法律顧問モッセが任命された。当時の青木は外務次官でありながら、地方制度の整備に関わったということの意味が大きい。山縣が地方自治を整備するにあたっての青木の貢献を、相当に評価していたことがわかる。

そして、その地方制度編纂委員会に提出された町村法草案⁽⁶⁷⁾に対するモッセの主張が記録に残されている。

明治 23 年には国会が開かれるが、国会開設後に至らば人民争うて権利を主張し義務を免れんとするであらうから、その以前に地方自治の大生を整えらばならぬ⁽⁶⁸⁾。

立憲制度を実施せんとするに当ては、先づ国民をして公務に習熟せしめ、党派政党の風波に当るの前予め地方自治体の制を建てて国家の基礎を鞏固ならしむることの必要あり。故に地方制度の改革は、必ず憲法の実施に先ちて之を施行せざるをへからず⁽⁶⁹⁾。

モッセもこの重要な地方制度編纂委員会において、青木と同様の見解を吐露している。青木とモッセはベルリン大学時代から、地方自治に関するグナイストの教えを共有していたのであろう⁽⁷⁰⁾。

同委員会は 1 か月の審議の後、後の府県郡市町村関係法案起草の基準となった「地方制度編纂綱領」を内閣に提出し、閣議決定された。

その後、1889 年（明治 22 年）の山縣内閣成立により、青木は外務大臣に就任した。以降、青木は条約改正などの外交問題に取り組むことになり、地方自治制度整備への直接的な関与はなくなった。

(64) 亀卦川浩 [1967:96]

(65) 芳川顕正は、山縣有朋の側近として、内務大臣等を歴任した。

(66) 野村靖は岩倉使節団の一員として訪欧。内務大臣や逓信大臣を歴任した。

(67) 地方制度編纂委員会に提出された町村法草案は、内務大書記官村田保が起草したものであるが、この村田案はカール・ルードルフによる草案を下敷きにしたものとされている。亀卦川浩 [1967:16-17]

(68) 東京市政調査会編 [1940:299]

(69) 亀卦川浩 [1967:31]

(70) ただし必ずしも青木とモッセが常に同じ見解を持っていたわけではない。特に郡制の導入については、ルードルフが提起したのに対して、ロエスレルやモッセが反対した。しかし、青木が強硬に郡制の導入を支持し、伊藤博文にまで説得に行った結果、伊藤博文の命によって、郡制が導入されたという。亀卦川浩 [1967:95-96] を参照

山縣による地方自治制度の編纂については、「お雇い外国人」であるモッセやドイツ人行政官カール・ルードルフ（Karl Rudolph 1841-1915）などによる協力を抜きにしては語れない⁽⁷¹⁾。この両者ともに、青木がドイツから招請した人物である。モッセは前述のようにグナイストの弟子であるから、青木との関係は明白である。しかし、ルードルフはビスマルクの推薦によるものとされ、青木との関係は不明であるが、青木が招聘したことには変わりない。いずれにせよ、地方自治制度の整備に当たっては、大久保、木戸が亡くなったのちは、山縣を中心に進められ、モッセやルードルフなどの助言を基に法制局長官となった井上毅が条文の修正等を含めて起草したということになる。

山縣が遺した七絶の書がある。題して「町村制將に發布されんとする時の作」として以下のように大森佳一が記している。

自治元來是國基 百年長計莫遲疑⁽⁷²⁾

すなわち「自治とは元來より國の基礎である。百年の長きに計りためらうことなかれ」である。軍人政治家でなおかつ地方自治の整備に尽力した山縣の思いが込められていよう。また、晩年、国家学会創立30周年記念事業での論文集に、山縣の地方自治に関する持論が展開されている。

明治23年を期して、国会を開設するの詔下れり。予が内務卿の職に就きたるは、其より1年を隔てたる明治16年の末なり。時恰も立憲政治施行の準備に忙かはしき際に在り。然れども、立憲政治を行うには、其の基礎としてを先づ自治制度を施くを要す。普國の宰相スタインは、彼の國に於ける自治制の創始者を以て稱せらる。其の回想記を觀るに、『自治の制は、公德心と協同心とを起さしめ、民衆の思想及希望と官衛の方針及期待とを一致せしめ、舉國民衆の愛國心と獨立心と、並に名譽心とを涌泳情勢せしむるの效果大なるものあり』と言へり。然れども予は以て之を觀るに、自治制の效果は、當に民衆をして其の公共心を啓暢せしめ、併せて行政參助の智識經驗を得しむるが為め、立憲政治の運用に資する所至大なりといふに止まらず、中央政局異動の餘響をして、地方行政に波及せさらしむるの利益、亦決して鮮尠ならずと為す⁽⁷³⁾。

注目する点は、山縣のこの論考においても、プロイセンにおける「シュタイン・ハルデンベルク改革」が引き合いに出されていることである。青木がグナイストの講義に感銘を受けたプロイセンにおける「シュタイン・ハルデンベルク改革」の基本的な自治の思想が、いかに明治の元勳に強く刷り込まれていたかということがわかる。

(71) カール・ルードルフについては、拙著 [2020] を参照されたい。

(72) 大森佳一 [1938: 67]

(73) 国家学会編 [1933: 23-24]

6. 青木周蔵のその後

6.1. 自由党への接近と失敗

青木は地方制度編纂委員を務めた後、政治家として活動する動きを見せはじめた。総理大臣の席も狙うことを公言するなど、周囲の者にとっては誇大妄想的で破天荒な理想を示し始めたという⁽⁷⁴⁾。

青木は何を思ったのか、1887年（明治10年）には、山縣と対立する自由党にも入党しようとしたのだった。山縣は政界工作に長けているところがあり、その工作の一つとして青木が動いたのかもしれない。ところが、自由党の関係者に対して、傲岸不遜な態度を示しながら、ドイツの体制を賛美する講釈を繰り返したために、党内の支持は広がらず、結局自由党での活動を断念せざるを得なくなった。

このようなことから、山崎俊彦・中久喜信周は「未だ彼を政界の救世主として獵官漁利の相談相手たらしむるに足ると信ずるものあらず」⁽⁷⁵⁾と、政治活動を目指した青木に対して手厳しい評価を下している。

6.2. 自治党結成への参画と失敗

青木は山縣閥に入るよりも、井上馨との関係を密にしていた。それは青木と井上馨との間に、たびたび書簡が交わされていたことでわかる。なにより、井上馨が外務大臣の際に、外務次官として、条約改正などに取り組んだ縁があった。

井上馨が条約改正に失敗した責任をとって外務大臣を辞任し、青木が自由党への入党に失敗した翌年、1888年（明治21年）に青木周蔵、野村靖、渋沢栄一そして斎藤修一郎⁽⁷⁶⁾などが「自治党」⁽⁷⁷⁾を結成する計画を建てた。そして、その計画に乗った井上馨が結党の前段として、10月5日に鹿鳴館にて「自治政研究会」を立ち上げた。渋沢が会の趣旨を説明し、その場でアルベルト・モッセが講演を行った。その後、10月7日には千葉県千葉町（当時、以下同様）の信之館、さらに10月12日には大阪東区平野町堺卯楼、14日には大阪西区土佐堀新生楼、20日には茨城県下河内郡にて有志懇談会が開催されるなど、当初は盛会だった⁽⁷⁸⁾。ところが、それ以降は、鳴かず飛ばずになってしまった。

青木や井上馨が地方自治に関心を持っていたが故の行動だったのだろうか。多分に「自治党」の結成の動きは政局をいらんでの動きだった。この「自治政研究会」について、当時の政治評論家である渡辺修二郎は、以下のように評している。

(74) 山崎俊彦・中久喜信周 [1902: 151]

(75) 山崎俊彦・中久喜信周 [1902: 152]

(76) 斎藤修一郎 [1855-1910]。福井藩出身の外交官。明治10年、朝鮮への全権大使となった井上馨に同行し、朝鮮側との交渉を行ったことをきっかけにして、井上馨の信頼を得た。そして、1886年に欧州に派遣されたが、その年には、青木は帰国し、外務次官に就任した。斎藤は農務次官を退官後、実業家、新聞社経営そして政党人として活動したが、経済的に困窮したという。徳富猪一郎 [1940: 150-152]

(77) 明治21年（1888年）井上馨が外務大臣を辞任した後、青木周蔵や斎藤修一郎らと、地方の政治家や名士を中心とした貴族エリートの政党の結成を企てたが、期待したほどには機運が盛り上がりず、消滅した。

(78) 吉野作造編 [1927-1930: 584-585]

同會は主として當世風の紳士神商，歐化酔の豪族を網羅せんと試みしが，井上氏恩顧の財産家，澁澤，藤田等は酔を構えて，運動費支出は力を盡すと薄かりしかば，此私利的政黨は終に雄飛の事無うして漸く社會の忘るゝ所となれり⁽⁷⁹⁾。

つまり，渡辺によれば，井上馨は自治を名分として，各地の有力者に働きかけて政治活動のための資金を集めることが目的であったために，運動は盛り上がることなく消滅したという評価である。第二次伊藤内閣で内務大臣を務めたとはいえ，「三新法」や後の「市町村法」などの制定にはそれほど関与していなかった井上馨だったから，「自治党」という名称での政党の結成に違和感を持つのは否めない。青木が「自治党」の設立を計画した意図がどれほどのものだったかは定かではないが，渡辺は井上と青木が「自治党」を結成した意図は同じように政治利権的な動きと見たのであろう。もっとも，井上はよく知られているように，政治的利権の温床を作った典型的な政治家の一人としてあげられていたために，こうした地方自治に関わる運動にも，そうした目で見られたのかもしれない。

6.3. 自治協会と地方改良運動への参加

自由党への入党や「自治党」結成の失敗後には，青木の政治家を目指した動きや，地方自治の整備に向けての大きな動きはなくなった。そのような中で，1903年（明治36年）に「自治協会」が発足した。自治協会には，青木周蔵をはじめとして，大隈重信，金子堅太郎，新渡戸稲造，美濃部達吉，安部磯雄など錚々たる政治家や学者が集った。その動きを受けて，桂太郎政権時の1908年（明治41年）には，内務省主導による「地方改良運動」が始まった。

1912年（明治45年）に刊行された内務省地方局編「地方改良の要項」には，冒頭に下記のように記されている。

国家の基礎は地方自治にあり，地方自治にして其事業荒廢し其財政紊亂せんか国運の伸暢固より之を期し得べきにあらず。是故に都市農邑の改善を促して地方自治の基礎を鞏固にし，之をして健全なる発達を成し遂げしめんことは。実に国家の最大要務にして亦実に地方自治の第一義たらずんばならず⁽⁸⁰⁾。

この要綱の後半には，各国の地方自治についての報告がある。ただドイツの地方自治を称賛するだけでなく，英国やフランス，あるいはスウェーデンなども紹介されている。それでも，根底にあるのは，冒頭のこの言葉に端的に表されるように，「国家の基礎は地方自治にあり」という国家と自治との関係性である。この関係性への考察はローレンツ・フォン・シュタインをはじめとするドイツの国家学の最大の課題だった。国家主義に走らず，また個人主義的な自治にも向かわない，国家は社会の諸矛盾の調整を図る機構であるというシュタインの基本的な国家論がここに記されているのである。

しかしながら，こうした官主導の地元名士の手による地方改良運動は，ドイツの貴族主義的統治いわ

(79) 渡辺修二郎 [1897: 113]

(80) 内務省地方局編 [1912: 1]

ゆる「名望家自治」の影響だとする批判がないわけではない⁽⁸¹⁾。日本本来の農村の自治から生まれた運動ではなく、外来的な自治思想の押し付けという批判であった。

7. まとめ

青木が尽力したドイツ人学者や行政官の日本への招聘が、明治初期の地方自治制度の整備に果たした貢献は大きい。青木の個人的な感傷や趣味というものを超えて、青木は日本を1848年のベルリン三月革命を乗り越えたプロイセンのような国家に整えていくことを夢見ていたようである。

日本に注入しようとしたドイツ型地方自治制度への通説的評価は、ドイツが領邦国家から統一国家へと発展する途上の中で、皇帝を中心とした中央集権国家体制の下で地方自治制度を整えるものである。領邦国家の自治をどのように国家体制の下に組み入れるかという問題である。それは、つまるところドイツ型の地方自治制度とは中央政府による地方の統治のための方便であったとされる。

確かに、ドイツに見られた中央集権的体制の下での地方自治の整備は、統一国家への道への方便ではあったと言えよう。それは、地方が整わなければ統一国家が安定しないのは道理だからである。そして、個人意識の発露に基づく自由な自治の精神というよりも、国家に殉ずるドイツ騎士団的意思を持つ者による自己統治という貴族主義的な側面が強かったとも言える。

例えば、本稿では取り上げなかったが、ルードルフが建議した選挙制度における等級選挙⁽⁸²⁾の導入など、ドイツ型地方自治制度へと日本が傾倒していった経過についての歴史的評価は芳しいものとは言えない。これらが、青木によって日本に注入された結果、民主国家としての発展はならず、後に第二次世界大戦前から強まった国家主義体制への思想的基盤となった、というのが亀卦川らの評価である。そうしたドイツ流の統治への道を開いた一人が青木であるから、彼の評価も自ずとその範囲に留まらざるを得まい。

しかしながら、本稿で注目したのは、青木自身は、明治の時代に整備された地方制度によって展開された地方政治に対して不満を表明していたことである。実際、自らが理想としていた国家の安定と繁栄をもたらす地方政治ではなくなったことについて、遺憾の意を表明している。

大久保さん（注：大久保利通）は、自治制度に関する取り調べを議員に命ぜられたが、その考えは我国の立憲政治も、また外国の実例と同じく、先ず地方自治制の確立より始めなければならない…。然し木戸さんも大久保さんも前後してこの世を去られた…。今に至るも地方自治制や憲法政治の運用が巧妙にゆかないと云うのも、畢竟この理由に基づくからである⁽⁸³⁾。

(81) 石川一三夫 [1975: 20-21] [1996]

(82) ドイツで採用されていた選挙制度。納税額によって、有権者を三つの等級別に区分し、その等級に応じた投票数を割り当てるといったもの。少数の富裕層に多くの投票数が割り当てられることになるため、一票の格差が大きい。そのため日本でも導入されたものの、1921年（大正10年）には町村の等級選挙が廃止され、1926年（昭和元年）には市の等級選挙が廃止された。ただし、ドイツでは等級選挙によって都市部の裕福な自由主義者が議会で多数を占めることができたことから、自由主義が広まったという。

(83) 『日本憲政基礎資料』 [1939: 125-126.]

明治以降、地方自治制度や憲法体制がうまく回らないのも、大久保や木戸のような先見性を持った人物がいなくなったことに原因があると嘆いたのである。

なにより、青木の貢献で忘れてはならない点は、地方自治制度の整備はもとより、「自治の精神」の涵養を訴えた点にある。その精神は、後に独逸学協会⁽⁸⁴⁾や日独協会・日独文化協会⁽⁸⁵⁾などでの交流に、通奏低音のように受け継がれた。例えば、ドイツに留学して、青木と近い関係があり、日独協会の初代会長を務めた後藤新平（1857-1929）が、「自治の精神」について青木と同様のドイツ的な見方を記している⁽⁸⁶⁾。

青木の自治思想には、かつて維新を成し遂げた独立自尊の「長州藩」への思い入れが色濃く残ると同時に、自由主義と個人主義に立脚した市民（あくまでもドイツ的に国家や共同体に奉仕するエリートとしての）に目覚めて「藩」という旧制度からの脱却をも思慮していたことが伺える。封建制度から近代的立憲制度へと急激に衣替えを迫られた当時の日本である。国内の動乱と日清戦争、日露戦争そして世界大戦へと急速に変化していく国際関係への対応に追われた日本は、封建的な旧体制の負の遺産を引きずっていた。そのために、天皇を中心とした立憲体制を漸進的に整え、地方制度の整備を通じてドイツ的な個人主義と自由主義の価値観を醸成しようとした青木の意図は、当時の人々には共感を得ることがなかった。

青木自身はその傲岸不遜な態度から疎んじられ、国内政治に影響力を及ぼすまでの政治力は持たなかった。さらに、シュタインやグナイストと日本の要人との面会や自治理論の日本への紹介、そして、ロエスレル、ルードルフそしてモッセなどの日本への招聘で役割を果たしたのは事実であっても、ただ青木の一人のみで成し遂げたものでもない。河島醇あるいは平田東助といったドイツへの留学者などの援助があつてのことであろう。ゆえに、彼の憲法や地方自治制度の成立過程への功績をことさらに強調したり、過大に評価したりすることは避けなくてはならない。

それでも、青木が留学中のベルリン大学での講義で「シュタイン・ハルデンベルク改革」を模範とすることに着目し、明治憲法制定前に先立って地方自治を確立することの重要性を確信して、元勳たちにそれを熱心に示したこと、さらに、外交官という立場や経歴であるにもかかわらず、晩年に至るまで自治の精神の涵養を訴えると同時に、実践しようとしていたことについては、彼の歴史的な功績として

(84) ドイツに留学した者たちを中心に1881年に設立された。当初の参加者は、伊藤博文、井上馨、西周、加藤弘之、井上毅、青木周蔵、品川弥二郎、平田東助、伊藤巳代治、河島醇、西郷従道、桂太郎、山縣有朋、芳川顕正など、ドイツ留学した者の多くが参加した。さらにヘルマン・ロエスレル、カール・ルードルフ、アルベルト・モッセも会員に名を連ねている。同協会は後に発展して現在の獨協大学となった。独協大学HPより。https://www.dokkyo-mejiro.com/post_history/（2021.8.21 アクセス）

(85) 日独協会は、1911年（明治44年）に設立。桂太郎が副総裁。日独文化協会は、1927年（昭和2年）に設立。初代会長が後藤新平。現在では両者は合同し、公益財団法人日独協会となっている。

(86) 青木の養子であり家督を継いだ青木梅三郎は、後藤新平が南満州鉄道総裁をしていた時に、秘書を務めていた。青木梅三郎は旧姓杉梅三郎。枢密顧問官を務めた杉孫七郎（1935-1920）の三男で、青木周蔵の養子となった。こうした関係があったからか、後藤は「自治の精神」について、青木が傾倒したカール・フォン・シュタインの言葉に似た見方を記している。「我等は眞の文明を、築き上げなければならぬ。それは、自治の精神の上に、建てあげられた文明である（中略）。自治の精神こそは、国家の土台石であり、社会の柱である。土台石と柱とがしっかりと始めて健全なる文明が建立される。」後藤新平による「少年団と自治精神」奥州市HPより。<http://www.city.oshu.iwate.jp/shinpei/boy.html>（2021.8.19 アクセス）

正当に評価されるべきものである。

参考文献

- 青木周蔵 「帝号大日本国政典 草案」『青木周蔵関係文書（その1）』（1874頃），国立国会図書館憲政資料室所蔵，国立国会図書館デジタルコレクションで閲覧可（1872年8月1日起草）
- 『青木周蔵自伝』平凡社，（1970）
- 石川一三夫 「明治期「名望家自治」の脆弱性（I）：行政裁判例の紹介と検討」『中京法學』pp.1-42.（1975）
- 「地方改良運動と地方体制の再編」『中京法學』pp.237-267.（1996）
- 石川澄雄 『シュタインと市民社会——プロイセン改革小史』御茶の水書房，（1972）
- 「シュタイン改革と日本」『駒沢史学』（47）pp.3-33.（1994）
- 板根義久 『明治外交と青木周蔵』刀水書房，（1985）
- 伊藤博文編 『秘書類纂 法制関係資料 下巻』秘書類纂刊行会，（1935）
- 稲元 格 「第8章 中世都市法（自治定立法）としての『市民協定（Rezeß, Bürgerrezeß）』」
- 石川一二夫，矢野達雄編 『裁判と自治の法社会史』晃洋書房，pp.379-430.（2020）
- 井上俊輔 『忘れられた天才 井上毅』図書刊行会，（2019）
- 上田浩史 「明治初頭における「天皇親政運動」と政体選択の課題：大久保利通と元田永丞，佐々木高行との思想的関連を中心に」『教育科学セミナー』関西大学，50巻，pp.1-15.（2019）
- 大塚三七雄 『明治維新と独逸思想』日独出版協会，（1943）
- 大森佳一 『自治制を顧みて』選挙粛正中央連盟，（1938）
- 尾佐竹猛 『日本憲政史』日本評論社，（1930）
- 堅田 剛 「伊藤博文の憲法修業——吉野作造「スタイン，グナイストと伊藤博文」を読む」『獨協法學』（73）pp.1-29.（2007）
- 「明治憲法を起草したドイツ人：ヘルマン・ロessler研究の系譜」『聖学院大学総合研究所紀要』No.48 pp.44-72.（2010）
- 『明治憲法の起草過程 グナイストからロesslerへ』御茶の水書房，（2014）
- 川村 勤 「シュタインの『覚書』について——プロイセン改革期より解放戦争までの思想的発展の考察」『歴史』東北史学会，第17号，pp.29-41.（1958）
- 議会政治社編 『日本憲政基礎資料』議会政治社，（1939）
- 亀卦川浩 『明治地方制度成立史』柏書房，（1967）
- 貴族院事務局 『貴族院要覧 明治42年12月—甲増訂』貴族院事務局，（1898-1911）
- 北住炯一 『近代ドイツ官僚国家と自治』成文堂，（1990）
- 国家学会編 『明治憲法経済史論・国家学会創立30周年記念』国家学会，（1933）
- 後藤新平 『自治生活の新精神』新時代社，（1919）
- 『自治の修養』東亜堂，（1919）
- 佐藤 進 『日本の自治文化』ぎょうせい，（1992）
- 清水 伸 『維新と革新』千歳書房，（1942）
- 柴田隆行 「前期シュタインの国家学における国際関係理論と自治理論」『東洋大学社会学部紀要』43巻2号，pp.25-36.（2006）
- 『シュタインの社会と国家』御茶の水書房，（2006）
- 「ローレンツ・フォン・シュタインの自治理論の学説上の位置」『東洋大学社会学部紀要』第46-2号 pp.221-233.（2008）
- 「シュタインとグナイストの交流：往復書簡を通して（上）」『東洋大学社会学部紀要』第49巻，pp.25-38.（2012）
- 鈴木安蔵 『憲法制定とロessler：日本憲法諸原案の起草経緯と其の根本精神』東洋経済新報社，（1942）
- 大日本帝国議会誌刊行会編 『大日本帝国議会誌第4巻』大日本帝国議会誌刊行会（1927）
- 瀧井一博 「伊藤博文滞欧憲法調査の考察」『人文學報』京都大学，80，pp.33-78.（1997）
- 「帝国大学体制と御雇い教師カール・ラートゲン——ドイツ国家学の伝道」『人文學報』京都大学，

- pp. 219-246. (2001)
- 辻岡正己 「大久保政権の成立とその性格」『経済研究論集』広島経済大学, pp. 13-38. (1989)
- 妻木忠太編 『木戸孝允日記 第2』早川良吉, (1933)
- 独逸学協会編 『地方自治論集』八尾書店, (1892)
- 東京市政調査会編 『自治 50 年史・第1巻 制度編』良書普及会, (1940)
- 徳富猪一郎 『第一人物随録』民友社, (1926)
- 鳥谷部春汀 『明治人物評論』博文館, (1898)
- 内務省地方局編 『地方改良の要項』報徳会, (1912)
- 長井純市 「山県有朋と地方自治制度確立事業：参議院議長就任を中心として」『法政史学』法政大学史学会, 第45巻, pp. 88-119. (1993)
- 長井利浩 『井上毅とヘルマン・ロessler』文芸社, (2012)
- 長田偶得 『明治六十大臣：逸事奇談』大学館, (1901)
- 林健太郎 『近代ドイツの政治と社会』弘文堂, (1952)
- 林 毅 『西洋中世都市の自由と自治』敬文堂, (1986)
- 『ドイツ都市制度史の新研究』敬文堂, (2003)
- 栢居宏枝 「ローレンツ・フォン・シュタインをめぐる在欧外交官の動静」『お茶ノ水史学』54号, pp. 1-37. (2011)
- 眞鍋貞樹 「町村における住民総会の源流と今日の議論」『政治行政研究』拓殖大学地方政治行政研究所, 11巻, pp. 1-18. (2020)
- 水沢 周 『青木周蔵 日本をプロシアにしたかった男』(上・中・下) 中公文庫, (1997)
- 三成賢次・岩村等・三成三保 『法政史入門』ナカニシヤ出版, (1996)
- 森川 潤 「明治14年の政変への道程——井上毅をめぐる「ドイツへの傾斜」の動き」『広島修大論集』第40巻, 第1号, pp. 1-29. (1999)
- 『青木周蔵』丸善出版, (2016)
- 柳田文男 「井上毅の地方自治と地方教育：地方教育行政と教育の自由」『社会科学』同志社大学人文科学研究所, 第47巻4号, pp. 101-125. (2018)
- 山崎俊彦(梅処)・中久喜信周 『政界之五名士』文声社, (1902)
- 吉野作造編 『明治文化全集 第2巻 正史篇 上巻』日本評論社, (1927-1930)
- 渡辺修二郎 『評伝井上馨』同文館, (1897)

〈付記〉

本文中に引用した原文の箇所が、カタカナ及び旧漢字で書かれ、場合によっては句読点が省略されて書かれていることがある。それを、旧仮名遣いはそのままにして、適宜、ひらがな、新漢字に書きなおし、句読点を挿入した。

COVID-19 と投票参加

— 緊急事態宣言は投票率を引き下げたのか? —

岡田陽介

要約

本稿は、緊急事態宣言という国の政策的介入が有権者の投票参加を抑制したのか否かを検討するものである。COVID-19の感染拡大初期から3回目の緊急事態宣言解除までに全国市区町村で実施された選挙の投票率と前回投票率との差の分析を行った。分析の結果明らかになったことは次の通りである。第1に、緊急事態宣言が投票参加を抑制する効果が認められた。なお、前回選挙との差については、緊急事態宣言発出以前のCOVID-19の感染拡大初期からその効果が確認された。第2に、分析対象期間全体の分析において、緊急事態宣言が投票参加を抑制する効果は、地域ごとの感染拡大状況や地域特性を考慮した上でも認められた。最後に、緊急事態宣言の発出回数別では、これらの効果は1回目の緊急事態宣言に限定された。

キーワード：緊急事態宣言，投票参加，投票率，説得コミュニケーション，COVID-19

1. はじめに

新型コロナウイルス感染症（以下、COVID-19）の感染拡大の中、国は緊急事態宣言を繰り返し発出した⁽¹⁾。緊急事態宣言は、不要不急の外出自粛など、国民に対する強い行動制限を強い、多くの国民の日常生活に支障をきたした。また、緊急事態宣言は政治や行政にも影響を及ぼし、選挙の実施についてもその妥当性や感染者の投票権利の確保などの議論を呼び起こした。

そもそも、民主主義において選挙はその基礎をなすものである。また、選挙による議員や首長の選出はその行動制限を課す政策を策定する国や地方自治体の首長・議員の選出を間接的・直接的に行う手段となり、国や地域のCOVID-19の感染拡大への対策を左右するものとなる。特に地方選挙であれば、僅かな票差が当落に影響を及ぼすこともあり、COVID-19の感染拡大や緊急事態宣言による行動制限下にあってもその機会は確保されるべきものであり、選挙の自由が奪われることがあってはならない。

他方、現実には、COVID-19の感染拡大、ひいては、緊急事態宣言下でも全国の自治体で各種選挙が行われ投票の機会は確保されたが、外出自粛要請下での選挙実施は有権者に矛盾したものと映ったことや実施への不安感などにより、投票率低下の懸念や実際の投票率低下なども報じられた⁽²⁾。

ただし、これら投票率低下の議論は、必ずしも実証研究に基づくものではない。日本の選挙においては投票率の長期低下傾向も指摘され、特に地方選挙において顕著であるが（蒲島・境家 2020）、

COVID-19の感染拡大、ひいては、緊急事態宣言は実際に投票参加を抑制し、投票率を引き下げたのであろうか。仮に、緊急事態宣言が投票率を引き下げたとすれば、国による政策が有権者の選挙による政治的入力手段を奪ったことにもなりかねない。

本稿の目的は、COVID-19の感染拡大以後の全国市区町村で実施された選挙の投票率の分析を通して、強い制限を伴う緊急事態宣言の発出という国による政策的介入が、選挙における有権者の投票参加に影響を与えたのか否かを探るものである。

2. COVID-19における選挙実施と有権者の意識

2.1 緊急事態宣言と選挙

日本国内におけるCOVID-19の感染拡大と緊急事態宣言、そして、その間の選挙の取り扱いについて簡単に整理をすると以下の通りである⁽³⁾。

2020年1月に日本国内で初の感染者が確認されて以降、感染者はさらに増加した。国は不要不急の外出自粛要請や小・中学校、高校などへの臨時休校の要請を行ったが感染拡大は終息せず、4月7日に7都府県⁽⁴⁾に対して、次いで、4月16日には全都道府県に対して1回目の緊急事態宣言を発出した。

緊急事態宣言は各都道府県知事の要請に基づき、国が最終的に決定を行い都道府県単位で発出される。緊急事態宣言の対象となった地域では、不要不急の外出・移動の自粛や、飲食店への休業要請を含む強い行動制限を強いられた。

1回目の緊急事態宣言は感染者数の減少に伴い段階的に解除された⁽⁵⁾。5月25日にはすべての都道府県で解除されたものの、その後、2回目(2021年1月8日～3月21日)、3回目(2021年4月25日～6月20日)、4回目(2021年7月12日～9月30日)と感染者数の増加が起こる度に合計4回の宣言が発出された⁽⁶⁾。

COVID-19の感染拡大と緊急事態宣言の発出は、選挙実施への議論も巻き起こした。すなわち、緊急事態宣言下で外出自粛の強い要請の一方で、外出を伴う選挙を実施できるのかというものである。大規模災害の発生後には選挙実施が延期されたこともある。例えば、2011年の東日本大震災では被災地の選挙実施が延期された。したがって、緊急事態宣言が発出されるほどのCOVID-19の感染拡大を大規模災害と位置づければ、選挙実施の延期にも議論の余地はある。しかしながら、東日本大震災での延期は津波被害に伴って選挙人名簿や住民基本台帳が失われたり、原発事故避難者の投票権の確保などにマンパワーが割かれたりしたことによって選挙管理自体が滞ったためであり(河村・湯浅・高 2013)、COVID-19の感染拡大では、必ずしも選挙管理自体が滞ったわけではない。また、1回目の緊急事態宣言発出時に、安倍晋三内閣総理大臣(当時)によって、選挙は「不要不急の外出には当たらない」⁽⁷⁾との見解も示された。

こうして、COVID-19の感染拡大、また、緊急事態宣言の下でも選挙は実施されたが、選挙管理委員会による様々な感染防止対策が行われての実施となった。表1は、全国の選挙管理委員会による感染防止対策をまとめたものである。投票所での感染防止対策のほか、期日前投票の拡充、開票作業での対策、情報発信、関連部局との連携など多岐に渡る。また、多くの候補者も集会や出陣式の自粛、握手代

わりのゲータッチなどの対策を行った選挙運動を展開した⁽⁸⁾。

以上のように、COVID-19 の感染拡大や緊急事態宣言下であっても選挙が実施され、有権者の投票機会は確保された。しかしながら、緊急事態宣言によって不要不急の外出自粛を強く要請する傍らで、選挙での投票を呼び掛けるものとなり、有権者にとっては相反する矛盾したメッセージを含むものであったといえる。

表1 選挙実施における感染防止対策例

(1) 感染防止対策	マスク・フェイスシールドの着用、咳エチケット、物品の消毒、定期的・積極的な換気、消毒液の設置、ソーシャルディスタンスの確保、記載台の使用制限、手洗い・うがいの呼びかけ、入場制限、ビニールシート・アクリル板設置、手袋の着用、記載台や作業台の増設、使い捨て鉛筆の活用、筆記具持参の呼びかけ
(2) 期日前投票に関する取組	期日前投票の呼びかけ（広報、HP、SNS、ラジオ、ケーブルテレビ、防災無線、登録制メール、電光掲示板、広報車の巡回など）、期日前投票所の増設、開設期間や投票時間の延長、移動期日前投票所の新規導入
(3) 開票に関する取組	従来より広い会場での開票、開票事務従事者数の削減
(4) 感染症対策に係る情報発信	選挙公報やチラシ、投票所入場券を使って感染防止対策の情報提供、投票所の混雑状況について周知（HP、SNS）
(5) 関連部局と連携しての取組	保健福祉部局や危機管理部局との連携

出所：総務省（2020）より筆者作成。

2.2 COVID-19 と政治的リーダーシップ

深刻な公衆衛生問題においては政治的リーダーシップに基づく政策が不可欠となる（Oliver 2006）。COVID-19 の感染拡大は世界的な広がりを見せたが、諸外国では罰則を伴うロックダウン（都市封鎖）も実施された。日本での緊急事態宣言はロックダウンのような強い政策ではないものの、COVID-19 の感染拡大の克服や対策として、国民や有権者にこれまで経験したことのない強い行動制限を強いるものとなった。これは、国による政治的リーダーシップが発揮された結果であるとも位置づけられる。他方、緊急事態宣言に関して国が主体的に決定可能であったことは、その発出や解除に限定された（竹中 2020）。つまり、緊急事態宣言の発出は知事の要請に基づくものであり、また、具体的な対策・実施は都道府県知事などに権限があることで、国には制約があった。しかしながら、仮に制約があったとしても、強い行動制限を伴う緊急事態宣言の発出を行ったという点においては、国によって「国家権力による自由の抑圧」（岩崎 2020：93）を伴う政策が決定されたといえる。

ただし、COVID-19 の感染拡大に対する政策が必ずしも意図した効果を発揮したわけではない。例えば Fukumoto ら（Fukumoto, McClean & Nakagawa 2021）は、日本で実施された学校の休校が感染拡大の終息をもたらさなかったことを指摘している。したがって、日本における COVID-19 にまつわる様々な政策のうち、どのような政策が効果を持ち、どのような政策が効果を持たなかったか研究の蓄積と検討を行うことは、政治学や公共政策学的に意義のあるものとなる。

他方、強い政策としてのロックダウンを実施した諸外国の事例では、有権者の政治意識や投票行動に

も影響を与えることが指摘されている。Bolら（Bol, Giani, Blais & Loewen 2021）は、2020年3月から4月にかけて実施したEU加盟国のうち15ヵ国を対象とした調査の分析の結果、ロックダウンが首相や大統領の所属政党への投票意向や政府への信頼、民主主義への満足度を高めたとしている。さらに、Giommoniら（Giommoni & Loumeau 2020）は、フランスで実施されたロックダウンが地域によってその強さが異なっていた点に着目し、自然実験による検討の結果、地方選挙において厳しいロックダウンが実施された地域では現職の得票率や投票率が高くなったとしている。

これらの結果は、強い政治的リーダーシップに基づく強い制限をもたらす政策が、相対的に弱い政策に比べて、有権者の政治的入力や強い政策への肯定的評価を促すことを示唆する。その意味では、諸外国のロックダウンに比べれば相対的に弱い緊急事態宣言という政策、ひいては、その中で発せられた選挙実施というメッセージがどのような効果を持ち合わせたのかについて検討する本稿は、COVID-19にまつわる様々な政策の効果を測る研究のひとつに位置づけられる。

2.3 日本における COVID-19 と有権者の意識・行動

日本における COVID-19 の感染拡大、また、緊急事態宣言の発出は、国民や有権者の意識・行動にどのような変容をもたらしたのか。国民や有権者の意識・行動の変容という点では、選挙にまつわる政治的な意識・行動はもちろん、日常生活における人々の意識や行動も存在する。

日常生活の意識や行動変容について、山縣ら（山縣・寺口・三浦 2021）は緊急事態宣言発出前の感染拡大初期の2020年3月の全国調査の分析を基に、外出を控えることを含む複数の感染予防行動を統一的に分析した結果、感染予防行動は感染拡大以前と比べて増加するものの、後に緊急事態宣言の発出があった地域か否かでは変化の程度に差は見られなかったとしている⁽⁹⁾。

一方、感染予防行動を個別に検討した橋元ら（橋元・大野・天野・堀川・篠田 2020）は、1回目の緊急事態宣言発出後の2020年4月の全国調査の分析を基に、外出自粛の気持ちの変化や実際の行動で、緊急事態宣言対象地域でより強い自粛への変化が生じていたとしている。また、外出自粛のきっかけとして、緊急事態宣言発出や感染者数・死者数の発表を挙げる回答が多く、特に緊急事態宣言発出への言及については宣言の対象地域で高かったとされる。また、樋口ら（樋口・荒井・伊藤・中村・甲斐 2021）も1回目の緊急事態宣言発出後の2020年4月の東京都民を対象にした調査の分析に基づき、「外出は控えるべき」「人との接触は控えるべき」「人との距離を2メートル以上開けるべき」などの、取られるべき行動としての命令規範の意識が外出自粛行動を促進し、加えて、一定条件下でリスク認知も外出自粛行動を促進するとしている。

以上の調査結果に基づく外出自粛の意識や行動変容は次のように整理できる。すなわち、少なくとも感染拡大初期や1回目の緊急事態宣言では、発出の有無に関わらず全国的に様々な行動変容をもたらしたが、こと外出については、緊急事態宣言地域でより抑制された。また、緊急事態宣言は「外出は控えるべき」というような命令規範そのものであり、その浸透は外出自粛という行動抑制をもたらした。さらに感染者数・死者数の拡大も、それがリスクと認識されることによって外出自粛につながった。

次に、政治的な意識や行動、特に選挙での投票参加に対する意識・行動にはどのような変容をもたらしたのか。岡田ら（岡田・河村 2021）は、1回目の緊急事態宣言解除後の2020年6月から7月にかけて

実施した全国調査の分析に基づき、有権者の選挙実施の妥当性の認識について、「選挙実施は望ましくなかった」との否定的回答が、「妥当だったと思う」「致し方なかったと思う」との肯定的態度を上回っていたことを指摘している。また、COVID-19による主観的被害の認識は選挙の妥当性の認識に負の効果を有しているとしており、外出自粛の要請と選挙実施という相反する矛盾したメッセージにおいて、選挙の実施は有権者には否定的に受け止められたといえる。

なお、COVID-19の感染拡大や緊急事態宣言による他の政治意識や投票参加行動に対する影響については必ずしも研究蓄積が十分ではないが、既存の投票行動に関する研究から検討することができよう。

そもそも、合理的な有権者は投票参加のコスト認識が高ければ棄権をする(Downs 1957; Riker & Ordeshook 1968)。コスト認識には、投票日の天候や投票所までの距離、無風選挙といった環境のコストと投票日当日の用事や体調の悪さといった個人的コストが存在するが(三船 2007)、体調の悪い有権者にとっては、COVID-19の感染拡大や緊急事態宣言は個人的コストを増大させるといえる。また、体調の悪い有権者はもちろん、健康な有権者であっても、外出によるCOVID-19の感染のリスクはコスト認識を高めるといえよう。

さらに、リスク認知も緊急事態宣言下の有権者の意識変容に重要な示唆を与える。緊急事態宣言は繰り返し発出されたが、それに加え、感染拡大初期より感染者数や死者数の増加も日々報道され続けた。これらの報道への接触は感染リスクへの認知を高めるといえるが、リスク回避態度の高い有権者は選挙での投票の有効性の認識が低い傾向にある(飯田 2016)⁽¹⁰⁾。また、COVID-19の感染拡大を大規模災害に位置づければ、大規模災害にまつわる諸研究からの検討が可能であるが、大規模災害によって生じる有権者の被害や被災の認識は、社会全般に対する「社会的被害認識」も自身を被災者と感じる「主観的被災者意識」もいずれも投票参加を促進しないとされている(境家 2013; 岡田 2021)。

以上に見るに、COVID-19の感染拡大や緊急事態宣言発出、さらには感染拡大のリスク認知は、選挙実施に対する否定的な見方や参加のコスト認識を高め、選挙そのものの有効性の認識を低める。また、被害認識も投票参加を促進しないことから、感染拡大や緊急事態宣言によって投票率が引き下げられるといえる。ただし、これらの議論は感染拡大初期や1回目の緊急事態宣言下での議論、さらには、既存の投票行動研究から予測される帰結であり、繰り返し発出された緊急事態宣言や長期化するCOVID-19の感染拡大の中でも同様の結果となるか否かについては検討が必要であろう。

2.4 説得コミュニケーション

COVID-19の感染拡大初期から緊急事態宣言の発出、そして、その繰り返しの発出の過程で、国による国民・有権者に向けたメッセージは次の2つの特徴を持っていたといえる。第1に、感染拡大初期より外出自粛要請のメッセージが繰り返し発出され、その上でさらにより強いメッセージとして、緊急事態宣言による外出自粛要請がなされた。第2に、緊急事態宣言という強いメッセージの後に、選挙は不要不急に当たらないとされ、選挙での投票呼びかけという相反する矛盾したメッセージが発出された。また、緊急事態宣言の繰り返しの発出に伴い、それが有権者に対して提示され続けた。

これらのメッセージは、国民や有権者に外出自粛などの態度変容を促すものであったが、メッセージがいかに態度変容をもたらすのかについては、説得コミュニケーションの研究で知見が蓄積されてい

る。

まず、メッセージへの接触頻度と説得の効果の関係では、メッセージの接触当初は態度変容がもたらされるが、過度な接触によってその効果は抑制される。例えば、Cacioppo ら (Cacioppo & Petty 1979) は大学の支出増に関するメッセージを刺激として用いた実験で、メッセージの内容が受け手の態度と一致しているか否かに関わらず説得の効果は接触の程度に対して逆U字型の関係にあることを示した。また、Miller (1976) も、対外援助の外交政策についてのメッセージが書かれたポスターを刺激に用いた実験で、メッセージへの接触頻度が中程度の場合は肯定的な態度変容が生じるものの、過度な接触はその効果を生じさせないことを示している。さらに、メッセージの反復に加え自由への脅威もメッセージの内容の受容を妨げるとされている (上野 1984, 1991)。

これらの結果は、失われた自由を回復したり、失われそうな自由を確保しようとする動機づけとしての「リアクタンス」(Brehm 1966) や飽きが生じることによってもたらされると解釈されている。行動制限を伴い自由を制限する外出自粛要請のメッセージが日々発出され、さらに強い要請である緊急事態宣言も繰り返し発出されたことに鑑みるに、自由を制限するメッセージが過度に反復して提示された状態であったことから、外出自粛要請の説得の効果を次第に低下させるといえる。

次に、相反する矛盾したメッセージという点では、メッセージに反復して接触した際、初めに触れたメッセージの影響を受ける初頭効果が生じるのか、最後に触れたメッセージの影響を受ける親近性効果が生じるのかという順序効果との関連で議論がなされている。この点については、メッセージの受け手が当該内容に対する関与度が低く動機づけが低い場合には親近性効果、関与度が高く動機づけが高い場合には初頭効果が生じるとされる (Haugtvedt & Wegener 1994)。多くの国民・有権者にとって、COVID-19の感染拡大は日々報道されるとともに、日常生活に多大な影響を及ぼす最大の関心事であったといえる。したがって、感染拡大当初、ならびに、緊急事態宣言に伴って発せられた外出自粛要請と、その後、呼びかけられた選挙での投票とでは、初頭効果として外出自粛が相対的に重視され、投票参加は抑制されるといえる。ただし、先述の通り、繰り返された緊急事態宣言によってはリアクタンスや飽きが生じ、その効果も小さくなるといえよう。

3. 仮説

これまで、緊急事態宣言が選挙での投票参加を抑制し投票率を引き下げるのか否かについて理論的な検討を行ったが、それらを整理すれば次の通りである。

複数の調査結果が示すように、感染拡大や1回目の緊急事態宣言は感染防止対策としての外出を抑制したことから (山縣, 他 2021; 橋元, 他 2020; 樋口, 他 2021), 外出を伴う選挙での投票も抑制される。また、投票行動研究が示すように、感染拡大や1回目の緊急事態宣言は、選挙実施の妥当性の認識を下げたほか、リスク認知や被害認識が選挙の有効性の認識を下げたり投票参加を抑制する (岡田・河村 2021; 飯田 2016; 境家 2013; 岡田 2021)。したがって、緊急事態宣言の発出は、選挙での投票を含めた有権者の外出を抑制し投票率を引き下げるといえる。

ただし、これは感染拡大初期、および、1回目の緊急事態宣言を中心とした効果である。行動制限を

伴い自由を制限する緊急事態宣言が繰り返し発出され、併せて選挙実施という矛盾するメッセージが繰り返し発出された状況は、説得コミュニケーションの諸研究が示すように説得の効果を引き下げる (Cacioppo & Petty 1979; Miller 1976; 上野 1984, 1991; Brehm 1966; Haugtvedt & Wegener 1994)。したがって、度重なる緊急事態宣言によって外出自粛要請の効果を引き下げるといえる。つまり、緊急事態宣言によって投票率が引き下げられる効果は、緊急事態宣言発出の繰り返しによって低下する。ただし、投票率の長期低落傾向に鑑みれば (蒲島・境家 2020)、その低落傾向の現状に戻るのみであり、投票参加を促進し高める効果はないと予測される。

以上の整理から、「緊急事態宣言は投票率を引き下げる。ただし、緊急事態宣言が投票率を引き下げる効果は、発出回数に伴い低下する」との仮説が導かれる。

4. データ

分析対象としたのは、2020年1月12日から3回目の緊急事態宣言が解除された2021年6月20日までの全国市区町村の議会選挙・首長選挙における投票率である⁽¹¹⁾。なお、分析対象には補欠選挙および再選挙も含んでいる。2021年7月12日には東京都に4回目の緊急事態宣言が再度発出され、その後、8月2日に対象地域が拡大されたが、4回目の緊急事態宣言は分析対象には含めていない⁽¹²⁾。以上の期間を分析対象とした理由は主として次の3つである。

第1に、分析対象期間を2020年1月からとすることで、日本国内初の感染者確認や感染拡大初期、そして1回目の緊急事態宣言に至る期間を含めることができる。第2に、分析対象期間を3回目の緊急事態宣言が解除された2021年6月20日までとすることで、1回目の緊急事態宣言から1年程度の期間を対象とすることが可能になり、また複数回の緊急事態宣言とその解除を分析対象に加えることができる。最後に、4回目の緊急事態宣言を分析対象としないのは、2021年5月24日に東京・大阪での大規模接種会場でのワクチン接種が始まり、その後、職域接種を含め全国にもワクチン接種が広まったことで、ワクチンの接種率の増加によって有権者の大きな態度変容・行動変容が生じた可能性があり、それ以前と同じ枠組みで分析することに限界が生じる恐れがあることである⁽¹³⁾。

なお本稿では、国の政策に伴う国民・有権者への影響に焦点を当てる。したがって、都道府県独自に発出された緊急事態宣言相当の措置は扱わない。また、まん延防止等重点措置も扱わない。まん延防止等重点措置は、対象地域を都道府県知事が市区町村単位で指定可能なものであり、対象地域の選定が国・都道府県知事の多段階による決定となるためである⁽¹⁴⁾。

表2は、分析対象となった選挙の内訳である。分析対象期間中の選挙は全体で1,157 (a)であったが、そのうち無投票を除くと780 (b)であった⁽¹⁵⁾。さらに、無投票を除く選挙 (b)のうち、前回選挙も無投票でなかった選挙は580 (c)であった。なお、実施された選挙 (bおよびc)の中では、首長選挙に比べ議会選挙がやや上回っている。

表2 分析対象期間の選挙の内訳

	全体 (a)		無投票以外 (b)		前回選挙も 無投票以外 (c)	
	N	(%)	N	(%)	N	(%)
市区町村議会選挙	518	(44.8)	402	(51.5)	318	(54.8)
市区町村長選挙	639	(55.2)	378	(48.5)	262	(45.2)
合計	1,157	(100)	780	(100)	580	(100)

また、表3は無投票以外の選挙 (b) について、時期ごとに選挙種別と緊急事態宣言の有無を確認したものである。議会選挙、首長選挙いずれも、1回目の緊急事態宣言時を除けば宣言の非対象地域での選挙が多い⁽¹⁶⁾。なお、緊急事態宣言時において、選挙種別と緊急事態宣言発出の有無との間に有意な関連は見られなかった。

以後の分析において、分析対象期間の選挙を扱う場合は「無投票以外 (b)」を、そのうち前回投票率も考慮に入れる場合には「前回選挙も無投票以外 (c)」を分析対象とする。

表3 選挙種別と緊急事態宣言の有無

	選挙種別	緊急事態宣言		有意確率
		宣言なし	宣言あり	
全体	市区町村議会 (N=402)	86.3%	13.7%	.938
	市区町村長 (N=378)	86.5%	13.5%	
緊急事態宣言前	市区町村議会 (N=68)	100.0%	0.0%	-
	市区町村長 (N=35)	100.0%	0.0%	
緊急事態宣言1回目	市区町村議会 (N=39)	23.1%	76.9%	.604
	市区町村長 (N=39)	28.2%	71.8%	
緊急事態宣言1回目解除	市区町村議会 (N=100)	100.0%	0.0%	-
	市区町村長 (N=143)	100.0%	0.0%	
緊急事態宣言2回目	市区町村議会 (N=57)	75.4%	24.6%	.798
	市区町村長 (N=49)	77.6%	22.5%	
緊急事態宣言2回目解除	市区町村議会 (N=86)	100.0%	0.0%	-
	市区町村長 (N=61)	100.0%	0.0%	
緊急事態宣言3回目	市区町村議会 (N=52)	78.9%	21.2%	.772
	市区町村長 (N=51)	76.5%	23.5%	

5. 分析

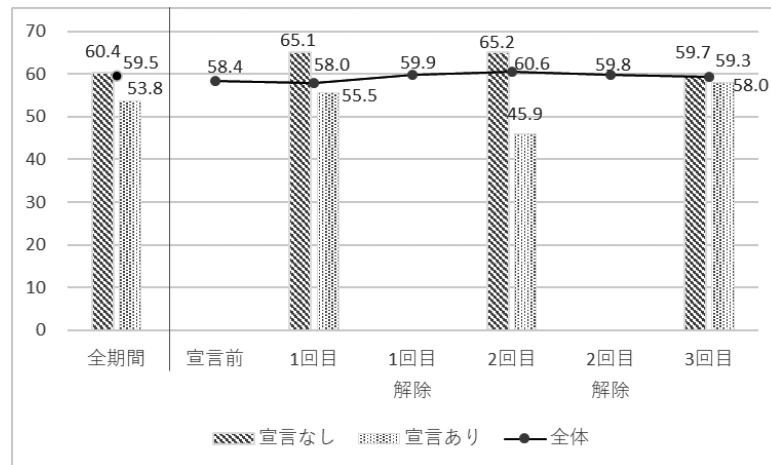
5.1 緊急事態宣言と投票率

図1は、分析対象期間の投票率を示したものである。図では、分析対象期間の全期間と、緊急事態宣言発出前 (2020年1月12日～4月5日)、緊急事態宣言1回目 (2020年4月12日～5月24日)、緊急事態宣言1回目解除後 (2020年5月31日～12月27日)、緊急事態宣言2回目 (2021年1月17日～年3月21日)、緊急事態宣言2回目解除後 (2021年3月28日～4月18日)、緊急事態宣言3回目 (2021

年4月25日～6月20日)の時期ごとに、全体の投票率と緊急事態宣言の有無別に示している⁽¹⁷⁾。

黒丸と折れ線で示した全体の投票率は概ね60%程度であり、時期ごとに見ても同程度で推移している。なお、1回目の緊急事態宣言発出時にやや低い(58.0%)ものの、分散分析の結果、時期ごとの差は認められなかった($F(5, 779) = 0.39, p = .854$)。緊急事態宣言発出の有無による投票率の違いでは、全期間(宣言なし: $M = 60.4$, 宣言あり: $M = 53.8$)($t(778) = 4.00, p = .000$), 1回目(宣言なし: $M = 65.1$, 宣言あり: $M = 55.5$)($t(76) = 2.24, p = .028$), 2回目(宣言なし: $M = 65.2$, 宣言あり: $M = 45.9$)($t(104) = 6.51, p = .000$)では宣言下での選挙で有意に低下している。ただし、3回目(宣言なし: $M = 59.7$, 宣言あり: $M = 58.0$)($t(101) = 0.45, p = .657$)では有意な差は認められなかった。

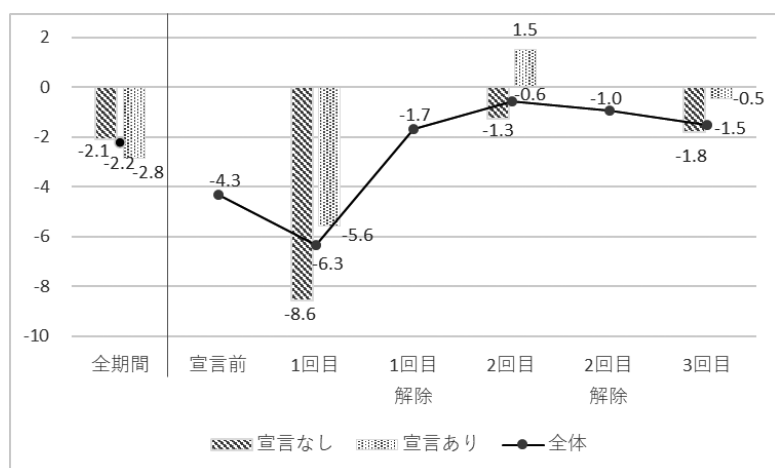
以上から、緊急事態宣言は投票率を概ね引き下げる結果となった。しかしながら、その繰り返しの発出により、その効果は特に3回目の緊急事態宣言では低下したといえる。



※緊急事態宣言が発出されていない期間は全体の値のみ示した。

図1 緊急事態宣言と投票率 (N=780)

次に図2は、図1と同様に、全期間と時期ごとに前回選挙の投票率との差を示したものである。全期間、また、どの時期も全体の差ではマイナスを示しており、投票率自体が低下していることがわかる。時期ごとの推移を見ると、緊急事態宣言発出前にも低下が見られるが、1回目の緊急事態宣言発出で低下が大きくなる。しかしながら、それ以後は低下の幅が減少している。なお、分散分析の結果、緊急事態宣言の時期による差が認められた($F(5, 574) = 7.13, p = .000$)。下位検定(Bonferroni法)の結果、有意な差が認められたのは、緊急事態宣言発出前を基準にした際の、2回目の緊急事態宣言との差($p = .020$), 2回目の緊急事態宣言解除時との差($p = .027$), また、1回目の緊急事態宣言を基準にした際の、1回目の緊急事態宣言解除後との差($p = .000$), 2回目の緊急事態宣言との差($p = .000$), 2回目の緊急事態宣言解除後との差($p = .000$), 3回目の緊急事態宣言との差($p = .002$)であった。このことから、前回投票率との差は感染拡大初期から低下していたが、1回目の緊急事態宣言発出時に大幅に低下し、1回目の緊急事態宣言の解除以降は、その低下が下げ止まったといえる。



※緊急事態宣言が発出されていない期間は全体の値のみ示した。

図2 緊急事態宣言と前回投票率との差 (N=580)

緊急事態宣言発出の有無による投票率の違いでは、全期間（宣言なし： $M = -2.1$ ，宣言あり： $M = -2.8$ ）（ $t(578) = 0.83, p = .406$ ），1回目（宣言なし： $M = -8.6$ ，宣言あり： $M = -5.6$ ）（ $t(60) = 1.00, p = .321$ ），3回目（宣言なし： $M = -1.8$ ，宣言あり： $M = -0.5$ ）（ $t(73) = 1.10, p = .276$ ）では有意な差は認められず、2回目（宣言なし： $M = -1.3$ ，宣言あり： $M = 1.5$ ）（ $t(78) = 2.09, p = .040$ ）のみ有意な差が認められた。ただし、2回目の緊急事態宣言では、宣言下にあった選挙で前回投票率に比べ僅かに投票率が上昇している⁽¹⁸⁾。

以上から、投票率は前回選挙に比べて概ね下がったが、緊急事態宣言下か否かでは下げ幅には差がない。加えて、緊急事態宣言前にも前回選挙と比べて投票率の低下が見られる。したがって、前回投票率からの低下は、投票率の長期低落に加え、COVID-19の感染拡大初期や1回目の緊急事態宣言によって、全体的な傾向として低下したともいえる。しかしながら、投票率そのものの推移（図1）と同様に、緊急事態宣言の回数を重ねるごとに、次第にその差がなくなってきたことが示される。

5.2 多変量解析

5.2.1 変数

ここまで、投票率および前回投票率との差について、緊急事態宣言下で変化があったか否かの検討を行ってきたが、地域におけるCOVID-19の感染拡大の状況や地域特性などを考慮した上で、緊急事態宣言の有無が投票率に影響を与えたのか否かを検討したい。

分析に際しては、当該期間における無投票の選挙を除く市区町村議会選挙・市区町村長選挙の投票率、および、前回投票率との差を従属変数とする重回帰分析を行う。独立変数は、投票日に当該市区町村の都道府県に緊急事態宣言が発出されていたか否かのダミー変数、緊急事態宣言発出の回数ごとに投票日に当該市区町村の都道府県に緊急事態宣言が発出されていたか否かのダミー変数である。

統制変数には地域ごとの感染拡大状況として、各選挙の選挙運動期間中の当該都道府県の感染者数・死者数の平均⁽¹⁹⁾、また、選挙の実施状況として「競争率（立候補者数／定数）」「首長選挙ダミー」「同

日選挙ダミー」「補選・再選挙ダミー」, さらに, 地域特性として国勢調査に基づき当該市区町村の「人口」「65歳以上人口割合」「人口密度」「昼夜間人口割合」「第2次産業従事者割合」「第3次産業従事者割合」を用いる⁽²⁰⁾。

感染者数・死者数の多さは, 緊急事態宣言とは別に各地域の感染拡大を示すものであり, その多さは有権者のリスク認知を高め, 選挙での投票の有効性の認識を下げることで投票参加を抑制するといえる(飯田 2016)。また, 感染拡大は有権者の外出や投票参加を抑制し, 候補者による選挙運動も抑制すると思われる点で投票率の阻害要因となりうる。

競争率の高さや同日選挙であること, 65歳以上人口割合が高いことは投票率の促進要因となり, 都市規模を示す人口の多さや, 人口密度, 第2・3次産業従事者割合の高さは, 補欠選挙・再選挙は投票率の阻害要因となる(蒲島 1989; 岩淵 2013; 蒲島・境家 2020) また, 感染対策として期日前投票の利用の拡充がなされたが(表1), 昼夜間人口割合の低さは期日前投票の利用を抑制し投票参加を阻害するといえよう。さらに, 首長選挙・議会選挙の別などの選挙の種類を統制する。

分析に際しては, 投票率, および, 前回投票率との差を従属変数とするそれぞれのモデルに対して, 緊急事態宣言ダミー, また, 回数ごとの緊急事態宣言ダミーを投入したモデルをそれぞれ推定する。なお, データセットには同一市区町村の選挙が含まれるため, 市区町村でクラスター化した頑健性標準誤差を用いる。

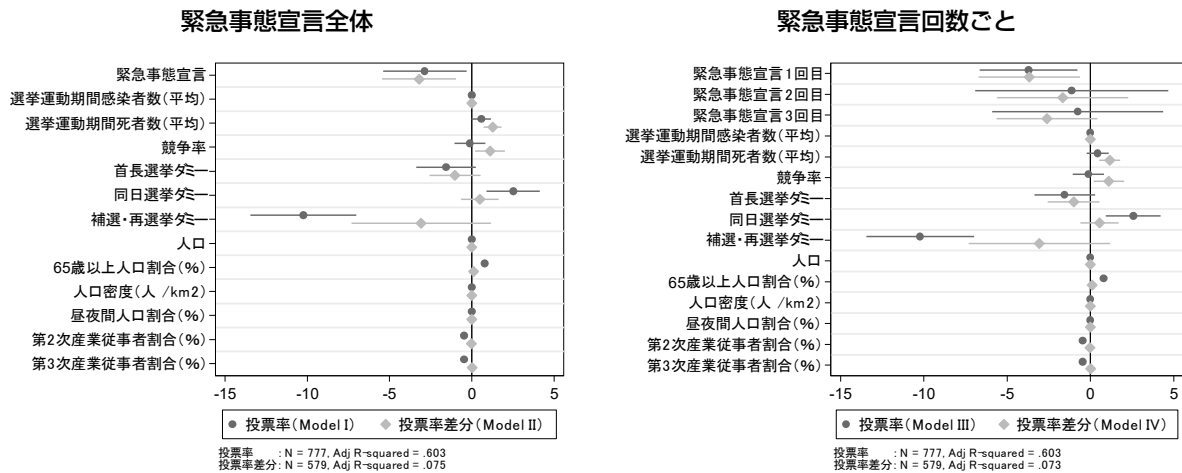
表4は分析に用いる変数の記述統計である。なお, 国勢調査に基づくデータについて欠損が生じているのは, 一部市区町村が東日本大震災の福島第一原子力発電所事故による避難指示区域であったため, 調査が実施されていないことによるものである。逆に, 避難指示区域であっても調査が行われた市区町村が一部含まれるため, 昼夜間人口割合の最大値に大きな値を含んでいる。

表4 記述統計

	N	Mean	SD	Min	Max
今回投票率 (%)	780	59.51	15.98	12.86	98.11
前回投票率 (%)	580	60.80	16.09	16.45	97.80
投票率差分	580	-2.22	7.43	-48.73	34.97
緊急事態宣言ダミー	780	0.14	0.34	0	1
緊急事態宣言1回目ダミー	780	0.10	0.30	0	1
緊急事態宣言2回目ダミー	780	0.14	0.34	0	1
緊急事態宣言3回目ダミー	780	0.13	0.34	0	1
選挙運動期間感染者数 (平均)	780	52.84	132.96	0	1163.80
選挙運動期間死者数 (平均)	780	0.88	2.20	0	19.14
競争率	780	1.95	0.89	1.04	11
首長選挙ダミー	780	0.48	0.50	0	1
同日選挙ダミー	780	0.47	0.50	0	1
補欠選挙ダミー	780	0.13	0.34	0	1
人口	778	75062.85	148715.10	18	2213811
65歳以上人口割合 (%)	778	31.99	7.62	15.90	100
人口密度 (人 / km ²)	780	1014.66	2197.20	0	20892.10
昼夜間人口割合 (%)	778	117.38	346.78	71.10	7917.10
第2次産業従事者割合 (%)	777	26.17	7.92	3.90	52.00
第3次産業従事者割合 (%)	777	63.72	9.59	19.80	92.40

5.2.2 分析結果

分析結果は図3の通りである。緊急事態宣言全体での分析における、投票率に対する分析 (Model I) と前回投票率との差に対する分析 (Model II), 緊急事態宣言の回数ごとの分析における、投票率に対する分析 (Model III) と前回投票率との差に対する分析 (Model IV) の結果を示している⁽²¹⁾。



※非標準化係数。横線は95%信頼区間。

図3 投票率に対する緊急事態宣言の効果

まず、緊急事態宣言全体の効果では、投票率に対する分析 (Model I) ($b = -2.86, p = .027, 95\% \text{ CI } [-5.39, -0.32]$) と前回投票率との差に対する分析 (Model II) ($b = -3.20, p = .005, 95\% \text{ CI } [-5.46, -0.95]$) のいずれにおいても、緊急事態宣言の負の効果が確認できる。次に、緊急事態宣言の回数ごとの効果では、1回目の緊急事態宣言の効果が認められたが、2回目以降の効果は認められなかった⁽²²⁾。投票率に対する分析 (Model III) ($b = -3.72, p = .013, 95\% \text{ CI } [-6.65, -0.79]$) と前回投票率との差に対する分析 (Model IV) ($b = -3.66, p = .018, 95\% \text{ CI } [-6.71, -0.62]$) のいずれにおいても1回目の緊急事態宣言の効果は負の効果であった。

緊急事態宣言全体では投票率、前回投票率との差に対して、また、緊急事態宣言の回数ごとの効果では、1回目の緊急事態宣言のみ投票率、前回投票率との差に対して投票率を引き下げており、仮説を支持する結果となった⁽²³⁾。

統制変数について効果が認められたものは、概ね想定通りの方向の効果を持つ結果となり、都市部であるほど投票率が低くなる効果を示している。また、特に顕著な効果が認められたのは、投票率に対する同日選の正の効果と補欠選挙の負の効果であったが、複数の選挙が同時に行われることで選挙に対する関心が高められ、また、補欠選挙は通常の選挙に比べて関心を引き下げるといえるが、これらの効果はいずれも想定されたものであった。

ただし、死者数については前回投票率との差の分析 (Model II・IV) において正の効果を持ち、予測に反する結果となった。日々の報道が主として感染者数ベースで行われていることや、感染者数に比べて死者数が少ないことに鑑みれば、死者数はそれ単独としては必ずしもリスクとして認識されていない

のかもしれない⁽²⁴⁾。

6. 結論と含意

本稿は、緊急事態宣言という国の政策的介入が有権者の投票参加を抑制したのかを、COVID-19の感染拡大以後の全国市区町村で実施された選挙の投票率の分析を通して検討を行った。分析の結果明らかになったことは主として次の通りである。

第1に、緊急事態宣言による投票率や前回投票率との差の低下が認められた。特に差の低下については、緊急事態宣言発出以前のCOVID-19の感染拡大初期から確認された。第2に、全体の分析において、緊急事態宣言が投票率や前回投票率との差を引き下げる効果は、地域におけるCOVID-19の感染拡大の状況や地域特性などを考慮した上でも認められた。最後に、緊急事態宣言の発出回数別に見ると、緊急事態宣言が投票率や前回投票率との差を引き下げる効果は、1回目の緊急事態宣言に限定された。

以上の結果から次のような含意が導き出される。すなわち、緊急事態宣言による外出自粛と選挙での投票という矛盾するメッセージを受け取った有権者は、外出自粛という行動変容を選択し、結果として投票率も引き下げられた。そうした意味では、行動制限を伴う強い政策的介入が国民や有権者の行動、ひいては、政治的入力としての投票参加を制限しうる。しかしながら、緊急事態宣言の繰り返しの発出は投票率に限定的な効果しか持ち合わせていなかった点に鑑みれば、国によって自由を奪うような強い政策が実施されたとしても、国民や有権者はそれに抗いうることを示唆する。ただし、投票率の上昇がもたらされたわけではなかった。したがって、投票率の長期低下傾向と併せて考えれば、そうした抗いは少なくとも選挙での投票という政治的入力には至らないといえる。

政治文化を論じた Almond ら (Almond & Verba 1963) は、「未分化型」「臣民型」「参加型」の類型の中で、政治的入力に肯定的態度や関心を示さず、出力のみに肯定的態度や関心を寄せる傾向を「臣民型」と位置づけた。日本の政治文化はお上意識的な「臣民型」として議論されることも多い。COVID-19 感染拡大に対する日本国内の政策は、諸外国のロックダウンに比べ必ずしも強制を伴うものではなく自粛を要請するものであった。とはいえ、そうした政策に感染拡大初期や1回目の緊急事態宣言において国民や有権者が意識や行動変容を見せ当初は従ったことは、「臣民型」の政治文化を反映するものであり、「臣民型」であったからこそ生じたものかもしれない。また、国の対応も、お上に従順に従う国民や有権者を期待し、それを前提にした自粛の呼びかけの継続であったともいえる。

加えて、政策への抗いが政治的入力に向かったわけではない点も、日本の政治文化が「臣民型」である結果を示唆する。ともすれば、今後さらに長期化するCOVID-19の感染拡大や自然災害などの事態に際して、緊急事態宣言とは異なる形態の政策や行動制限の強制を伴うより強い政策が決定されることがあるかもしれない。その是非について本稿では直接言及しないが、政治的入力の乏しい「臣民型」の状況は、国や地方による強い政策への拒否や評価の入力を損なうものとなる。

なお、本稿の分析結果にも限界がある。本稿は、市区町村の投票率を基にしたアグリゲートデータの分析を行ったが、緊急事態宣言に基づく意識や行動の変容を捉えるには、個人の意識に焦点を当てた

サーヴェイデータによる分析も不可欠である。また、COVID-19の感染拡大の今後の状況の変化の中で本稿の分析対象期間を捉え直した場合、異なる帰結が導かれる可能性もある。COVID-19にまつわる国の対応は、選挙実施だけでなく、不要不急の外出自粛を呼びかける中での「Go To トラベル」「2020年東京オリンピック競技大会」など、国民や有権者に矛盾を含むメッセージを送り続けたものであった。そうした意味では、COVID-19の感染拡大についての国の対策への不満などを契機として、参加がもたらされるのか、もしくはさらなる低下がもたらされるのか、今後いかなる変化を遂げるのかについて注視が必要となろう⁽²⁵⁾。

以上のような課題はあるものの、COVID-19の感染拡大初期から繰り返された緊急事態宣言の発出の中での選挙と有権者の参加について、変化を捉える研究蓄積のひとつになったといえよう。

謝辞

本稿は、2021年度日本社会心理学会第62回大会での報告論文に大幅に加筆修正を施し再構成を行ったものである。参加された方々より有益な質問やコメントをいただいたことに感謝申し上げます。

〈註〉

- (1) 緊急事態宣言発出を決定する主体は厳密には「政府」であるが、本稿では地方自治体との対比から、「国」との語を用いた。
- (2) 『読売新聞』2020年4月28日、『朝日新聞』2020年4月28日。
- (3) 本稿執筆時点(2021年11月1日)の整理である。
- (4) 東京・神奈川・埼玉・千葉・大阪・兵庫・福岡の各都府県。
- (5) 5月14日に8都道府県(北海道・東京・埼玉・千葉・神奈川・大阪・京都・兵庫)を除く39県が解除、5月21日に3府県(大阪・京都・兵庫)、5月25日には首都圏1都3県(東京・神奈川・埼玉・千葉)と北海道が解除された。
- (6) 緊急事態宣言以外にも、まん延防止措置として外出の自粛要請や布マスクの全戸配布、特別定額給付金、持続化給付金などの対策なども行われた。
- (7) 「第201回国会 参議院議院運営委員会 第12号 令和2年4月7日」。
- (8) 『読売新聞』(東京夕刊)2020年4月13日。
- (9) 1回目の緊急事態宣言において初期に発出された7都道府県。
- (10) 飯田(2016)は一般的なりリスク態度と経済政策に対するリスク態度とに分けて議論しているが、いずれにおいても投票の有効性の認識との関連を指摘している。
- (11) 期間中の実施選挙および投票率は、選挙ドットコム(<https://go2senkyo.com/schedule>)、ならびに、各選挙管理委員会発表の値を参照した。
- (12) 沖縄県は3回目の緊急事態宣言解除時に解除されず、そのまま4回目の緊急事態宣言となったが、本稿では3回目の緊急事態宣言の解除を2021年の6月20日として扱う。
- (13) 行動変容の可能性としては、2020年7月23日に2020年東京オリンピック競技大会が開催されたこともあろう。さらに、4回目の緊急事態宣言中には東京都で過去最高の5,773人の感染者数が報道され、それ以前の感染状況とは異なる状況にもなったことも挙げられる。
- (14) 市区町村単位の選挙を分析対象としたのは、主として次の2つの理由による。第1に、国政選挙を対象にすると、国のCOVID-19への対応への評価が参加の意思決定にダイレクトに反映される可能性があること、第2に、国政選挙や県議会選挙・都道府県知事選挙を対象にすると、分析対象となる選挙数が著しく減少するためである。
- (15) 全体(a)のうち無投票は377選挙(32.6%)であるが、近年、地方議員のなり手不足や無投票選挙の多さも問題となっている(辻2019)。
- (16) 1回目のみ緊急事態宣言下での選挙が多いのは、緊急事態宣言が段階的に全都道府県に発出されたことに

- よる。
- (17) 投票日を基準にしているため、実際の発出日や解除日と必ずしも一致しない。
- (18) 2回目の緊急事態宣言下で投票率が前回と比較して上昇した自治体の半数近くが2021年3月21日に実施された千葉県内の自治体のものであった。同日には千葉県知事選挙が実施され、過去最多の8新人が乱立し、また、千葉市長選との同日選でもあったことから、投票率が上昇したとも考えられる。ただし、後述するように、同日選を考慮した多変量解析においては、2回目の緊急事態宣言下で前回と比較して投票率が上昇する効果は確認されなかった。
- (19) NHK「新型コロナウイルス特設サイト」の都道府県別データ (https://www3.nhk.or.jp/n-data/opendata/coronavirus/nhk_news_covid19_prefectures_daily_data.csv) を用い、選挙種別ごとの選挙運動期間の日数に応じて算出した。なお、感染者数・死者数を都道府県単位としたのは、それらの報道が主として都道府県単位で発表されることによる。
- (20) 分析では前回投票率との差も用いることから2015年の国勢調査を用いる。地方選挙の任期が通常4年であることに鑑みれば、本稿の分析対象(2020年1月以後)の各選挙における前回選挙時点の地域特性をカバーできることになる。
- (21) 各モデルにおけるVIFは最大で4.4であった。
- (22) 2回目の緊急事態宣言下で前回投票率との差が僅かに上昇していたが(図2)、その効果も認められなかった。
- (23) 紙幅の都合、詳細は省略するが、それぞれのモデルについて、地域ごとのそもそもの投票率の高さを考慮し、前回投票率を統制変数に加えた上での推定、および、原発事故の避難指定区域で昼夜間人口割合の値が大きな値となっていたことを考慮して(表4)、それらを除いた上での推定も行ったが、いずれも緊急事態宣言の効果に大きな変化は見られなかった。
- (24) 安中(2021)はCOVID-19に関する国際比較分析の中で、医師数の多さと死者数の減少との関連を指摘するが、本稿の分析結果は、医師数の少ない地方での投票率の高さを示すものであるともいえる。
- (25) 緊急事態宣言が与えた因果効果をより厳密に推定するには回帰不連続デザイン(RDD)や分割時系列解析(ITS)による推定が望ましいとも考えられるが、都道府県ごとの発出日の違いや複数の緊急事態宣言の発出を考慮する必要がある。それらを考慮した分析については稿を改めたい。

参考文献

- Almond, Gabriel A. & Sydney Verba. 1963. *The Civic Culture: Political Attitudes and Democracy in Five Nations*, Princeton: Princeton University Press. (石川一雄 [訳]. 1974. 『現代市民の政治文化——五ヶ国における政治的態度と民主主義』勁草書房).
- 安中進. 2021. 「COVID-19 死者数の要因国際比較分析」『公共選択』第75号, 53-62頁.
- Bol, Damien, Marco Giani, André Blais, & Peter J. Loewen. 2020. "The Effect of COVID-19 Lockdowns on Political Support: Some Good News for Democracy?" *European Journal of Political Research*, 60(2), 497-505.
- Brehm, Jack W. 1966. *A Theory of Psychological Reactance*, New York: Academic Press.
- Cacioppo, John T. & Richard E. Petty. 1979. "Effects of message repetition and position on cognitive response, recall, and persuasion," *Journal of Personality and Social Psychology*, 37(1), 97-109.
- Downs, Anthony. 1957. *An Economic Theory of Democracy*. New York: Harper & Row (古田精司 [監訳]. 1980. 『民主主義の経済理論』成文堂).
- Fukumoto, Kentaro, Charles T. McClean & Kuninori Nakagawa. 2021. "No causal effect of school closures in Japan on the spread of COVID-19 in spring 2020," *Nature Medicine*, 27, 2111-2119.
- Giommoni, Tomasso, and Gabriel Loumeau. 2020. "Lockdown and Voting Behaviour: A Natural Experiment on Postponed Elections during the COVID-19 Pandemic," *Covid Economics*, 41, 69-99.
- 橋元良明・大野志郎・天野美穂子・堀川裕介・篠田詩織. 2020. 『緊急事態宣言で人々の行動・意識は変わったか?』丸善出版.
- Haugtvedt, Curtis P. & Duane T. Wegener. 1994. "Message Order Effects in Persuasion: An Attitude Strength

- Perspective,” *Journal of Consumer Research*, 21, 205-218.
- 樋口匡貴・荒井弘和・伊藤拓・中村菜々子・甲斐裕子. 2021. 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言期間における予防行動の関連要因——東京都在住者を対象とした検討」『日本公衆衛生雑誌』第68巻第9号, 597-607頁.
- 飯田健. 2016. 『有権者のリスク態度と投票行動』木鐸社.
- 岩渕美克. 2013. 「補欠選挙の研究」『政経研究』第49巻第3号, 771-793頁.
- 岩崎正洋. 2020. 「COVID-19と公共政策学」『公共政策研究』第20号, 87-97頁.
- 蒲島郁夫. 1988. 『政治参加』東京大学出版会.
- 蒲島郁夫・境家史郎. 2020. 『政治参加論』東京大学出版会.
- 河村和徳・湯浅壘道・高選圭 [編著]. 2013. 『被災地から考える日本の選挙——情報技術活用の可能性を中心に』東北大学出版会.
- 国会議事録検索システム「第201回国会 参議院 議院運営委員会 第12号 令和2年4月7日」<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=120114024X01220200407&spkNum=0¤t=1> (2021年7月23日閲覧).
- 三船毅. 2007. 「投票参加理論におけるコスト——ダウンズモデルにおける投票コストと組織・動員」『選挙学会紀要』第9号, 103-138頁.
- Miller, Richard L. 1976. “Mere Exposure, Psychological Reactance and Attitude Change,” *The Public Opinion Quarterly*, 40 (2), 229-233.
- NHK「新型コロナウイルス特設サイト——都道府県ごとの感染者数 (累計・NHKまとめ)」https://www3.nhk.or.jp/n-data/opendata/coronavirus/nhk_news_covid19_prefectures_daily_data.csv (2021年7月23日閲覧).
- 岡田陽介. 2021. 「主観的被災者意識と投票参加——東日本大震災と令和元年東日本台風による被害の分析」河村和徳・岡田陽介・横山智哉 [編著]『東日本大震災からの復興過程と住民意識——民主制下における復旧・復興の課題』木鐸社, 第4章, 78-112頁.
- 岡田陽介・河村和徳. 2021. 「新型コロナウイルスに係る主観的被害意識と選挙実施の妥当性に対する認識——誰が被害を感じ、誰が選挙を求めるのか」『公共選択』第75号, 63-80頁.
- Oliver, Thomas R. 2006. “The Politics of Public Health Policy,” *Annual Review of Public Health*, 27, 195-233.
- Riker, William H. and Peter C. Ordeshook. 1968. “A Theory of the Calculus of Voting,” *American Political Science Review*, 62 (1), 25-42.
- 境家史郎. 2013. 「東日本大震災は日本人の政治意識・行動をどう変えたか」『選挙研究』第29巻第1号, 57-72頁.
- 選挙ドットコム「選挙スケジュール」<https://go2senkyo.com/schedule> (2021年7月23日閲覧).
- 総務省. 2020. 「選挙に係る新型コロナウイルス感染症対策の調査結果について」https://www.soumu.go.jp/main_content/000708661.pdf (2021年7月23日閲覧).
- 総務省統計局「平成27年国勢調査結果—都道府県・市区町村別主要統計表 (平成27年)」<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200521&tstat=000001049104&cycle=0&tclass1=000001049105> (2021年7月23日閲覧).
- 竹中治堅. 2020. 『コロナ危機の政治——安倍政権 vs. 知事』中公新書.
- 辻陽. 2019. 『日本の地方議会——都市のジレンマ, 消滅危機の町村』中公新書.
- 上野徳美. 1984. 「説得の反復と自由の脅威が説得への抵抗に及ぼす効果」『実験社会心理学研究』第23巻第2号, 147-152頁.
- 上野徳美. 1991. 「メッセージの反復と圧力が説得の受容と抵抗に及ぼす効果」『実験社会心理学研究』第31巻第1号, 31-37頁.
- 山縣芽生・寺口司・三浦麻子. 2021. 「COVID-19禍の日本社会と心理——2020年3月下旬実施調査に基づく検討」『心理学研究』第92巻第5号, 452-462頁.

中華人民共和國民法典總則編の試訳

— 1986年民法通則，2017年民法總則からの改正点・対照資料として

長 友 昭

キーワード：①中国法，②民法典，③民法通則，④民法總則，⑤法の連続性

I はじめに

本稿は、中国における民法總則の規律する分野について、中国法における民事法分野の一里塚である1986年の中華人民共和國民法通則（以下「民法通則」とも称する）および今回の2020年民法典の制定の第一歩とも称される2017年制定の中華人民共和國民法總則（以下「民法總則」とも称する）から2020年に採択されて2021年1月より施行される中華人民共和國民法典（以下「民法典」とも称する）の總則編（以下「總則編」とも称する）においてどのような変化があったのかを検討する。

新華社によれば、2020年5月28日15時08分に、13期全国人民代表大会3次會議において、「中華人民共和國民法典」が採択された。これをもって、中国「民法典時代」の正式な到来が宣言されたと報じられている⁽¹⁾。本稿が扱う民法總則の分野については、1986年の民法通則の後、2017年という比較的最近に民法總則という単行法が作られ、その後に2020年の民法典の中に組み込まれた。ここに実質的に表現される法制度については、細かな異同はあれど、その連続性が重視されている。その内容的な連続性が、むしろ形式的な面での1つの特徴ともなっている。この点について、「民法總則に民法通則第五章「民事上の権利」に対応する章が作られたのは、現実の問題を解決することに重点を置き、実際の必要性に対応するためであり、それはまた、立法の歴史的連続性の重視でもある。今後も議論は続くだろうが、この章が中国民法總則の際立った特徴となっているのは間違いない⁽²⁾」と評する見解があり、注目に値する。この種の「議論」が民法總則の制定後にも続けられ、民法典の制定によって終止符が打たれたのか、それともある種の連続性・非連続性の有無を巡って今後もさらに続くのかは、理論的に興味深い点である。ここでは深くは立ち入らないが、本稿における訳出作業との関連に限定していえば、立法作業開始当初から民法典の制定が視野に入っていた2017年の民法總則は、基本的な内容が維持された形で2020年の民法典の總則編となっており、全文を対照してまで比較検討する意義は少ない。むしろ、1986年の民法通則の規定が（2017年の民法總則を経ながら）どのように2020年の民法典總則編の規定へ変化していったかにこそ目配りして検討するべきであろう⁽³⁾。

そこで、本稿では、中国民法典⁽⁴⁾の総則編と1986年の民法通則⁽⁵⁾（必要に応じて2017年の民法総則⁽⁶⁾やその他の関連法令⁽⁷⁾）とを対照して訳出し、その改正点を明らかにする。これによって、中国民法典の制定によって、民法総則の分野にどのような変化があったのかを検討するための基礎資料を提示する。

Ⅱ 中華人民共和國民法典（総則編）（2020年制定，2021年1月1日施行） および中華人民共和國民法通則（1986年4月12日制定，1987年1月1日 施行，2021年1月1日廃止），中華人民共和國民法総則（2017年3月15日 制定，2017年10月1日施行，2021年1月1日廃止）等の関連法規の試訳

凡例

1. 翻訳においては、原文と訳文における条文上の前段・後段等の構造上の対応関係の維持を重視して、「；」は「。」で区切らず、「，」で訳出した。
2. 民法典における民法通則、民法総則からの変更点等を明らかにするため、①新しい規範や文言が増加した部分については民法典にゴシック体で示した。②削除された部分については関連規定に取り消し線で示した。③法改正等にとまなう表現の変更については民法典・関連規定の対応部分に下線で示した。④民法通則、民法総則以外の他の法律、法規、司法解釈等を取り込んだ部分についてはイタリック体および当該条文を提示して示した。なお、これら①から④の区分については相対的なものであるが、主に杜月秋＝孫政編『民法典条文対照與重点解説』法律出版社，2020年，中国法制出版社編『中華人民共和國民法典 含新旧與關聯對照』中国法制出版社，2020年を参照した。
3. 翻訳中の〔 〕内の語は原文を示すものである。主として、訳語のみでは表現や意味の違いが分かりにくい部分に用いている。
4. 関連法規として示した法規の名称の一部において、以下の【 】内のような略称を用いている。
 - ①【民通意見】…最高人民法院「中華人民共和國民法通則」を貫徹して執行する若干の問題に関する意見（試行）[最高人民法院關於貫徹執行〈中華人民共和國民法通則〉若干問題的意見（試行）]（1988年1月26日最高人民法院裁判委員會で討論し採択，1988年4月2日公布，2021年1月1日廃止）
 - ②【契約法解釈（二）】…最高人民法院「中華人民共和國契約法」を適用する若干の問題に関する解釈（二）[最高人民法院關於適用〈中華人民共和國合同法〉若干問題的解釋（二）]（2009年2月9日最高人民法院裁判委員會第1462次會議で採択，2009年4月24日公布，2009年5月13日施行，2021年1月1日廃止）
 - ③【精神損害賠償司法解釋】…最高人民法院民事權利侵害における精神損害賠償責任を確定する若干の問題に関する解釈[最高人民法院關於確定民事侵權精神損害賠償責任若干問題的解釋]（2001年2月26日最高人民法院裁判委員會第1161次會議で採択，2001年3月8日公布・施行）
 - ④【民事案件訴訟時効規定】…最高人民法院民事案件を審理し訴訟時効制度を適用する若干の問題に関する規定[最高人民法院關於審理民事案件適用訴訟時効制度若干問題的規定]（2008年8月11日最高人民法院裁判委員會第1450次會議で採択，2008年9月1日施行，2020年12月29日改正）

中華人民共和國民法典（総則編編）	中華人民共和國民法通則（関連法規）
(2020年5月26日、第11回全国人民代表大会常務委員会第12次会議にて採択)	(1986年4月12日、第6期全国人民代表大会第4次会議にて採択)
<p>目次</p> <p>第1章 基本規定</p> <p>第2章 自然人</p> <p>第1節 民事権利能力および民事行為能力</p> <p>第2節 監護</p> <p>第3節 失踪宣告および死亡宣告</p> <p>第4節 個人工商業者、農村請負経営者</p> <p>第3章 法人</p> <p>第1節 一般規定</p> <p>第2節 営利法人</p> <p>第3節 非営利法人</p> <p>第4節 特別法人</p> <p>第4章 非法人組織</p> <p>第5章 民事権利</p> <p>第6章 民事法律行為</p> <p>第1節 一般規定</p> <p>第2節 意思表示</p> <p>第3節 民事法律行為の効力</p> <p>第4節 民事法律行為の条件の付帯および期限の付帯</p> <p>第7章 代理</p> <p>第1節 一般規定</p> <p>第2節 委任代理</p> <p>第3節 代理の終了</p> <p>第8章 民事責任</p> <p>第9章 訴訟時効</p> <p>第10章 期間の計算</p>	<p>目次</p> <p>第1章 基本原則</p> <p>第2章 公民（自然人）</p> <p>第1節 民事権利能力および民事行為能力</p> <p>第2節 監護</p> <p>第3節 失踪宣告および死亡宣告</p> <p>第4節 個人工商業者、農村請負経営者</p> <p>第3章 法人</p> <p>第1節 一般規定</p> <p>第2節 企業法人</p> <p>第3節 機関、事業単位および社会団体法人</p> <p>第4節 連合経営</p> <p>第4章 民事法律行為および代理</p> <p>第1節 民事法律行為</p> <p>第2節 代理</p> <p>第5章 民事権利</p> <p>第1節 財産所有権および財産所有権と関係のある財産権</p> <p>第2節 債権</p> <p>第3節 知的財産権</p> <p>第4節 人身権〔人身権〕</p> <p>第6章 民事責任</p> <p>第1節 一般規定</p> <p>第2節 契約違反の民事責任</p> <p>第3節 権利侵害の民事責任</p> <p>第4節 民事責任の負担方式</p> <p>第7章 訴訟時効</p> <p>第8章 涉外民事関係の法律適用</p> <p>第9章 附則</p>
第1章 基本規定	第1章 基本原則
<p>第1条 <u>民事主体の合法的な権利と利益を保護し</u>、民事関係を規律し、<u>社会と経済の秩序を維持し</u>、<u>中国的特色のある社会主義の発展という要求に適応し</u>、<u>社会主義核心的価値観を発揚するために</u>、憲法に基づき本法を制定する。</p>	<p>第1条 <u>公民、法人の合法的な民事上の権利と利益を保障し</u>、民事関係を正確に規律し、<u>社会主義現代化建設事業の発展の必要に適応するため</u>、憲法および我が国の実際の状況に基づき、<u>民事活動の実践の経験を総括して</u>、本法を制定する。</p>
<p>第2条 民法は、平等な主体である<u>自然人、法人および非法人組織</u>の間の<u>人身関係と財産関係</u>を規律する。</p>	<p>第2条 中華人民共和國民法は、平等な主体である<u>公民の間、法人の間、公民と法人の間</u>の<u>財産関係と人身関係</u>を規律する。</p>
第3条 <u>民事主体の人身の権利、財産の権利およびそ</u>	第5条 <u>公民、法人の合法的な民事上の権利と利益は</u> 、

<p>他の合法的な権利と利益は、法的保護を受け、いかなる組織<u>または個人も</u>侵してはならない。</p> <p>第4条 <u>民事主体</u>の民事活動における法的地位は、一律に平等である。</p> <p>第5条 <u>民事主体</u>が民事活動に従事するにあたり、自由意思の原則を遵守して、<u>自己の意思により民事上の法律関係を設定、変更、終了</u>しなければならない。</p> <p>第6条 <u>民事主体</u>が民事活動に従事するにあたり、公平原則を遵守して、<u>それぞれの権利および義務を合理的に確定</u>しなければならない。</p> <p>第7条 <u>民事主体</u>が民事活動に従事するにあたり、信義誠実〔<u>诚信</u>〕の原則を遵守して、<u>誠実を維持し、承諾を順守</u>しなければならない。</p> <p>第8条 <u>民事主体</u>が民事活動に従事するにあたり、法律に違反してはならず、<u>公序良俗に反して</u>はならない。</p> <p>第9条 <u>民事主体</u>が民事活動に従事するにあたり、資源の節約、生態環境の保護において有益〔有利〕でなければならない。</p> <p>第10条 <u>民事紛争を処理する</u>にあたり、法律に従わなければならないが、法律に規定のない場合は、<u>慣習を適用</u>することができるが、但し公序良俗に反してはならない。</p> <p>第11条 <u>他の法律に民事関係についての特別の規定がある場合は、その規定に従う。</u></p> <p>第12条 中華人民共和国の領域内の民事活動には、中華人民共和国の法律を適用する。<u>法律に別段の規定がある場合は、その規定に従う。</u></p> <p>第2章 自然人</p> <p>第1節 民事権利能力および民事行為能力</p> <p>第13条 <u>自然人</u>は、出生の時から死亡の時まで、民事上の権利能力を有し、法により民事上の権利を有し、民事上の義務を負う。</p> <p>第14条 <u>自然人</u>の民事上の権利能力は、一律に平等である。</p>	<p>法律上の保護を受け、いかなる組織<u>および個人も</u>侵してはならない。</p> <p>第3条 <u>当事者</u>の民事活動における地位は、平等である。</p> <p>第4条 民事活動においては、<u>自由意思、公平、等価有償、誠実信用〔诚实信用〕</u>の原則を遵守しなければならない。</p> <p>第7条 民事活動においては、<u>社会の公共道徳を尊重</u>しなければならない、<u>社会公共の利益を損ない、国家の経済計画を破壊し、社会経済の秩序を攪乱してはならない。</u></p> <p>第6条 民事活動では、<u>必ず法律を遵守</u>しなければならない、<u>法律に規定のない場合は、国家の政策を遵守</u>しなければならない。</p> <p>←新設</p> <p>第8条①中華人民共和国の領域内における民事活動には、中華人民共和国の法律を適用するが、<u>法律に別段の規定がある場合は除く。</u></p> <p>第9条 <u>公民</u>は、出生の時から死亡の時まで、民事上の権利能力を有し、法により民事上の権利を有し、民事上の義務を負う。</p> <p>第10条 <u>公民</u>の民事上の権利能力は、一律に平等である。</p>
--	--

第15条 自然人の出生の時間および死亡の時間は、出生証明、死亡証明に記載された時間を基準とするが、出生証明、死亡証明がない場合は、戸籍登記またはその他の有効な身分登記に記載された時間を基準とする。その他の証拠があり上述の記載された時間を覆すにたりるときは、当該証拠により証明する時間を基準とする。

第16条 遺産相続、贈与の受領等の胎児の利益保護にわたる場合は、胎児は民事上の権利能力を有するものとみなす。但し、胎児の分娩時に死体であるときは、その民事上の権利能力がはじめから存在しない。

第17条 18歳以上の自然人は成年者とする。18歳未満の自然人を未成年者とする。

第18条 成年者は完全民事行為能力者とし、民事法律行為を単独で行うことができる。

② 16歳以上の未成年者が、自己の労働収入を生活の主たる生活源泉とする場合は、完全民事行為能力者とみなす。

第19条 8歳以上の未成年者は、制限民事行為能力者とし、民事法律行為を行うときは、その法定代理人が代理するか、またはその法定代理人の同意、追認を得るものとするが、但し、純粋に利益を得る民事法律行為またはその年齢、知能に応じた民事法律行為は単独で行うことができる。

第20条 8歳未満の未成年者は、民事行為無能力者とし、その法定代理人が民事法律行為を代理して行う。

第21条 自己の行為を弁識することができない成年者は、民事行為無能力者とし、その法定代理人が民事法律行為を代理して行う。

② 8歳以上の未成年者が自己の行為を弁識することができない場合は、前項の規定を適用する。

第22条 自己の行為を完全には弁識することができない成年者は、制限民事行為能力者とし、その法定代理人が代理して、またはその法定代理人の同意、追認を得て、民事法律行為を行うものとするが、但し、純粋に利益を得る民事法律行為およびその知能、精神健康状態に応じた民事法律行為は単独で行うことができる。

【民通意見】1. 公民の民事上の権利能力は出生の時に開始する。出生の時間は戸籍為を基準とするが、戸籍証明がない場合は、医院の出す出生証明を基準とするが、医院の証明がないときは、その他の関連する証明を参照して認定する。

相続法28条 遺産分割をする場合、胎児の相続分を留保しなければならない。胎児が出生時に死体であるときは、留保した相続分を法定相続によって処理する。

第11条 18歳以上の公民は成人であり、完全な行為能力を有し、独立して民事活動をおこなうことができ、完全民事行為能力者である。

② 16歳以上18歳未満の公民が、自己の労働収入を主たる生活源泉とする場合は、完全民事行為能力者とみなす。

第12条 10歳以上の未成年者は、制限的民事行為能力者であり、その者の年齢、知能に応じた民事活動を行うことができ、その他の民事活動は、その者の法定代理人が代理する、またはその者の法定代理人の同意を得るものとする。

② 10歳未満の未成年者は、民事行為無能力者であり、その者の法定代理人が民事活動を代理する。

第13条① 自己の行為を弁別することのできない精神病者は、民事行為無能力者であり、その者の法定代理人が民事活動を代理する。

第13条② 自己の行為を完全には弁識することができない精神病者は、制限的民事行為能力者であり、その者の精神健康状態に応じた民事活動をおこなうことができるが、その他の民事活動は、その者の法定代理人が代理する、またはその者の法定代理人の同意を得るものとする。

<p>第23条 民事行為無能力者、制限民事行為能力者の監護人は、<u>その法定代理人</u>である。</p> <p>第24条 <u>自己の行為を弁識することができない、または完全には弁識することができない成年者について、その利害関係者または関連組織</u>は、人民法院に、当該成年者を民事行為無能力者または制限民事行為能力者とする<u>と認定するよう申請することができる。</u></p> <p>②人民法院によって民事行為無能力者または制限民事行為能力者とする<u>と認定された場合、本人、利害関係者または関連組織の申請を経て、人民法院は、その知能、精神の健康の回復の状況に基づいて、当該成年者が制限民事行為能力者または完全民事行為能力者として回復したと認定することができる。</u></p> <p>③本条の規定する関連組織には、<u>居民委員会、村民委員会、学校、医療機関、婦女連合会、障害者連合会、法により設立された高齢者組織、民政部門等が含まれる。</u></p> <p>第25条 <u>自然人は、戸籍登記またはその他の有効な身分登記に記載された居所を住所とするが、常居所と住所が一致しない場合は、常居所を住所とみなす。</u></p> <p>第2節 監護</p> <p>第26条 父母は<u>未成年の子について、扶養〔抚养〕、教育および保護の義務を負う。</u></p> <p>②<u>成年の子は父母について、扶養〔贍養〕、扶助および保護の義務を負う。</u></p> <p>第27条 父母は、<u>未成年の子の監護人</u>である。</p> <p>②未成年者の父母がすでに死亡した、または監護能力を有しない場合は、下に列挙する監護能力を有する者が<u>順位に従い監護人を担う。</u></p> <p>(一) 祖父母、外祖父母 (二) 兄、姉 (三) <u>監護人を担う意向があるその他の個人または組織だが、但し、未成年者の住所地の居民委員会、村民委員会または民政部門の同意を得なければならない。</u></p>	<p>第14条 民事行為無能力者、制限的民事行為能力者の監護人は、<u>その者の法定代理人</u>である。</p> <p>第19条 <u>精神病者の利害関係者は、人民法院に、精神病者を民事行為無能力者または制限的民事行為能力者とする<u>と宣告するよう申請することができる。</u></u></p> <p>②人民法院によって民事行為無能力者または制限的民事行為能力者とする<u>と宣告された場合、その者の健康回復の状況に基づいて、本人または利害関係者の申請を経て、人民法院は、その者を制限的民事行為能力者または完全民事行為能力者とする<u>と宣告することができる。</u></u></p> <p>第15条 <u>公民は、その者の戸籍所在地の居住地を住所とするが、常居住地と住所が一致しない場合は、常居住地を住所とみなす。</u></p> <p>婚姻法第21条① 父母は子について、扶養〔抚养〕・教育の義務を負い、子は、親について、扶養〔贍養〕・扶助の義務を負う。</p> <p>婚姻法第23条 父母には<u>未成年の子を保護および教育する権利と義務がある。未成年の子が国、集団または他人に損害を与えた場合、父母は、民事責任を負う義務がある。</u></p> <p>第16条 未成年者の父母は、<u>未成年者の監護人</u>である。</p> <p>②未成年者の父母がすでに死亡した、または監護能力がない場合には、下に列挙する者の中から監護能力を有する者が監護人を担う。</p> <p>(一) 祖父母、外祖父母 (二) 兄、姉 (三) <u>関係が緊密なその他の親族、友人で、監護責任を担うことを希望し、未成年者の父母の所属単位または未成年者の住所地の住民委員会、村民委員会の同意をへた者。</u></p>
--	---

第28条 民事行為無能力者または制限民事行為能力者である成年者は、下に列挙する監護能力を有する者が順位に従い監護人を担う。

(一) 配偶者

(二) 父母、子

(三) その他の近親者

(四) 監護人を担う意向があるその他の個人または組織であるが、但し、被監護人の住所地の居民委員会、村民委員会または民政部門の同意を経なければならない。

第29条 被監護人の父母が監護人を担う場合は、遺言により監護人を指定することができる。

第30条 法により監護の資格を具備する者の間で、監護人を協議により確定することができる。監護人を協議により確定する場合は、被監護人の真の意思を尊重しなければならない。

第31条 監護人の確定について争いがある場合は、被監護人の住所地の居民委員会、村民委員会または民政部門が監護人を指定するが、関係する当事者が指定に不服があるときは、人民法院に監護人の指定を申請することができるが、関係する当事者は、直接人民法院に監護人の指定を申請することもできる。

②居民委員会、村民委員会、民政部門または人民法院は、被監護人の真の意思を尊重しなければならない、被監護人に最も有益であるという原則に基づき、法により監護の資格を具備する者の中から監護人を指定しなければならない。

③本条第1項の規定に基づいて監護人を指定する前に、被監護人の人身の権利、財産の権利およびその他の合法的な権利と利益を保護する者がいない状態に置かれている場合は、被監護人の住所地の居民委員会、村民委員会、法律の規定する関連組織または民政部門が、臨時の監護人を担う。

④監護人が指定された後、みだりに変更してはならず、みだりに変更した場合は、指定された監護人の責任は免除されない。

第32条 法により監護資格を具備する者がいない場合、監護人は、民政部門が担うことができるし、監護の職責を履行する要件を満たす被監護人の住所地の居民委員会、村民委員会が担うこともできる。

第17条① 民事行為無能力または制限的民事行為能力の精神病者は、以下に列挙する者が監護人を担う。

(一) 配偶者

(二) 父母

(三) 成年の子

(四) その他の近親者

(五) 関係が緊密なその他の親族、友人で、監護責任を担うことを希望し、精神病者の所属単位または住所地の住民委員会、村民委員会の同意を経た者。

←新設

【民通意見】15. 監護の資格を有する者の中で、監護人を協議により確定する場合は、協議により確定した監護人が被監護人についての監護責任を担わなければならない。

第16条③ 監護人の担任について争いがある場合は、未成年者の父、母の所属単位または未成年者の住所地の居民委員会、村民委員会が、近親者のなかから指定する。指定を不服として訴えを提起するときは、人民法院が裁決する。

第17条② 監護人の担任について争いがある場合は、精神病者の所属単位または住所地の居民委員会、村民委員会が、近親者のなかから指定する。指定を不服として訴えを提起するときは、人民法院が裁決する。

第16条④ 第1項、第2項の規定する監護人がいない場合は、未成年者の父、母の所属単位または未成年者の住所地の居民委員会、村民委員会、または民政部門が監護人を担う。

第17条③ 第1項の規定する監護人がいない場合は、

<p>第33条 完全民事行為能力を有する成年者は、その近親者、監護人を担う意向があるその他の個人または組織と事前に協議して、書面形式で自己の監護人を確定することができ、自己が民事行為能力を喪失または一部喪失した場合、当該監護人が監護の職責を履行するものとする。</p> <p>第34条 監護人の職責は、被監護人を代理して民事法律行為を行い、被監護人の人身権、財産権およびその他の合法的な権利と利益等を保護することである。</p> <p>②監護人が法により監護の職責を履行して生じた権利は、法的保護を受ける。</p> <p>③監護人が監護の職責を履行しなかった、または被監護人の合法的な権利と利益を侵害した場合は、法的責任を負わなければならない。</p> <p>④突発事件等の緊急の状況により、監護人が監護の職責を一時的に履行することができず、被監護人の生活が誰も世話する人がいない状態に置かれた場合、被監護人の住所地の居民委員会、村民委員会または民政部门は、被監護人のために必要な臨時の生活の世話をする措置を手配しなければならない。</p> <p>第35条 監護人は、被監護人に最も有益である原則に基づき監護の職責を履行しなければならない。監護人は、被監護人の利益の保護となる場合を除き、被監護人の財産を処分してはならない。</p> <p>②未成年者の監護人が監護の職責を履行して、被監護人の利益に関わる決定を行う場合は、被監護人の年齢と知能の状況を考慮して、被監護人の真の意思を尊重しなければならない。</p> <p>③成年者の監護人が監護の職責を履行する場合は、被監護人の真の意思を最大限尊重し、被監護人がその知能、精神の健康状態に応じた民事法律行為を行うことを保障し、かおかつ協力しなければならない。被監護人が単独で処理する能力を有する事務については、監</p>	<p>精神病者の所属単位または住所地の居民委員会、村民委員会、または民政部门が、監護人を担う。</p> <p>高齢者の権利と利益保障法第26条 完全民事行為能力を具備する高齢者は、近親者、または自己と関係の緊密な、監護責任を担う意向があるのその他の個人、組織のなかから自己の監護人を協議により確定することができる。監護人は、高齢者が民事行為能力を喪失または一部喪失した場合、法により監護責任を担うものとする。</p> <p>②高齢者が監護人を事前に確定せずに、民事行為能力を喪失または一部喪失した場合は、関連する法律の規定によって監護人を確定する。</p> <p>民法総則第34条 監護人の職責は、被監護人を代理して民事法律行為を行い、被監護人の人身権、財産権およびその他の合法的な権利と利益等を保護することである。</p> <p>②監護人が法により監護の職責を履行して生じた権利は、法的保護を受ける。</p> <p>③監護人が監護の職責を履行しなかった、または被監護人の合法的な権利と利益を侵害した場合は、法的責任を負わなければならない。</p> <p>←新設</p> <p>第18条 監護人は、監護の職責を履行して、被監護人の人身、財産、およびその他の合法的な権利と利益を保護しなければならない。被監護人の利益のためである場合を除き、被監護人の財産を処理してはならない。</p> <p>②監護人が法により監護を履行する権利は、法的保護を受ける。</p> <p>③監護人は、監護の職責を履行せず、または被監護人の合法的な権利と利益を侵害した場合、責任を負わなければならない。被監護人に財産上の損害を与えたときは、損害を賠償しなければならない。人民法院は、関係者または関係単位の申請に基づいて、監護人の資格</p>
--	---

<p>護人は干渉してはならない。</p> <p>第 36 条 監護人に下に列挙する事由の 1 つがある場合、人民法院は、関連する個人または組織の申請に基づいて、その監護人の資格を取り消し、必要な臨時的監護措置を手配し、なおかつ被監護人に最も有益である原則によって法により監護人を指定する。</p> <p>(一) 被監護人の心身の健康を著しく損なう行為を実施する</p> <p>(二) 監護の職責の履行を怠り、または監護の職責を履行することができないにもかかわらず、監護の職責の一部または全部を他人に委任することを拒むことにより、被監護人を危機的な状態にする</p> <p>(三) 被監護人の合法的な権利と利益を著しく侵害するその他の行為を実施する。</p> <p>②本条の規定する関連する個人、組織には、法により監護の資格を具備するその他の者、居民委員会、村民委員会、学校、医療機関、婦女連合会、障害者連合会、未成年者保護組織、法により設立された高齢者組織、民政部門等が含まれる。</p> <p>③前項の規定する個人および民政部門以外の組織が人民法院に監護人の資格の取消しをすみやかに申請しなかった場合は、民政部門が人民法院に申請しなければならない。</p>	<p>を取り消すことができる。</p> <p>←新設</p>
<p>第 37 条 法により被監護人の扶養費〔抚养费、贍養費、扶養費〕を負担する父母、子、配偶者等は、人民法院により監護人の資格を取り消された後も、負担する義務を引き続き履行しなければならない。</p>	<p>←新設</p>
<p>第 38 条 被監護人の父母または子が人民法院によって監護人の資格を取り消された後に、被監護人に対する故意の犯罪を行った場合を除き、悔い改める表現が確かにあるときは、その申請を経て、人民法院は、被監護人の真の意思を尊重するという前提の下で、状況を考慮してその監護人の資格を回復し、人民法院の指定した監護人と被監護人の監護関係は同時に終了させることができる。</p>	<p>←新設</p>
<p>第 39 条 下に列挙する事由の 1 つがある場合、監護関係は終了する。</p> <p>(一) 被監護人が完全民事行為能力を取得または回復した</p> <p>(二) 監護人が監護能力を喪失した</p> <p>(三) 被監護人または監護人が死亡した</p> <p>(四) 人民法院が監護関係の終了を認定するその他の事由。</p>	<p>←新設</p>

<p>②監護関係終了後も、被監護人が依然として監護を必要とする場合は、法により改めて監護人を確定しなければならない。</p> <p>第5節 失踪宣告および死亡宣告</p> <p>第40条 自然人が2年以上行方不明となった場合、利害関係者は、当該自然人が失踪者であると宣告するよう人民法院に申請することができる。</p> <p>第41条 自然人が行方不明となった時間は、その消息が不明の日から起算する。戦争期間に行方不明となった場合は、行方不明の時間は戦争終結の日または関連機関が確定した行方不明の日から起算する。</p> <p>第42条 失踪者の財産は、その配偶者、成年の子、父母またはその他の財産管理人を担う意向がある者が管理する。</p> <p>②管理に争いがあり、前項の規定する者がいない場合、または前項の規定する者に管理能力がない場合は、人民法院が指定する者が管理する。</p> <p>第43条 財産管理人は、失踪者の財産を適切に管理し、その財産の権利と利益を保護しなければならない。</p> <p>②失踪者の未払いの税金、債務および支払うべきその他の費用は、財産管理人が失踪者の財産から支払う。</p> <p>③財産管理人の故意または重大な過失により失踪者の財産に損害を与えた場合は、賠償責任を負わなければならない。</p> <p>第44条 財産管理人が管理の職責を履行せず、失踪者の財産の権利と利益を侵害した、または管理能力を喪失した場合、失踪者の利害関係者は、人民法院に財産管理人の変更を申請することができる。</p> <p>②財産管理人に正当な理由がある場合、人民法院に財産管理人の変更を申請することができる。</p> <p>③人民法院が財産管理人を変更した場合、変更後の財産管理人は、すみやかに関連財産を移管し、なおかつ財産管理状況を報告するよう原財産管理人に請求する権利を有する。</p> <p>第45条 失踪者が再び現れた場合、本人または利害関係者の申請を経て、人民法院は、失踪宣告を取り消さなければならない。</p>	<p>第20条① 公民が2年以上行方不明となった場合、利害関係者は、その者が失踪者であると宣告するよう人民法院に申請することができる。</p> <p>第20条② 戦争期間に行方不明となった場合、行方不明の時間は、戦争終結の日より計算する。</p> <p>第21条① 失踪者の財産は、その者の配偶者、父母、成年の子、または関係が緊密なその他の親族、友人が管理する。管理に争いがある場合に、上で規定する者がいないとき、または上で規定する者に管理能力がないときは、人民法院が指定する者が管理する。</p> <p>第21条② 失踪人の未払いの税金、債務、および支払うべきその他の費用は、管理人が失踪人の財産から支払う。</p> <p>←新設</p> <p>第22条 失踪を宣告された者が再び現れたまたはその行方が確認された場合、本人または利害関係者の申請を経て、人民法院は、その者に対する失踪宣告を取</p>
--	--

②失踪者が再び現れた場合、すみやかに財産を移管し、なおかつ財産管理状況を報告するよう財産管理人に請求する権利を有する。

第46条 自然人に下に列挙する事由の1つがある場合、利害関係者は、当該自然人の死亡を宣告するよう人民法院に申請することができる。

(一) 行方不明になって4年以上である

(二) 突発事件により、行方不明になって2年以上である

②突発事件により行方不明になり、関連機関が当該自然人に生存の可能性がないことを証明した場合は、死亡宣告の申請は2年の時間的制限を受けない。

第47条 同一の自然人について、ある利害関係者が死亡宣告を申請し、ある利害関係者が失踪宣告を申請した場合、本法の規定する死亡宣告の要件を満たしたときは、人民法院は死亡宣告をしなければならない。

第48条 死亡を宣告された者は、人民法院が死亡宣告の判決を出した日をその死亡の日とみなすが、突発事件により行方不明となった死亡宣告の場合は、突発事件の発生日をその死亡の日とみなす。

第49条 自然人が死亡を宣告されたにもかかわらず死亡していない場合は、当該自然人が死亡宣告されていた期間中に行った民事上の法律行為の効力に影響を与えない。

第50条 死亡を宣告された者が再び現れた場合は、本人または利害関係者の申請を経て、人民法院は、死亡宣告を取り消さなければならない。

り消さなければならない。

第23条 公民に下に列挙する事由の1つがある場合、利害関係者は、その者の死亡を宣告するよう人民法院に申請することができる。

(一) 行方不明になって4年以上の場合

(二) 突発事故により行方が不明になって、事故発生日より2年以上の場合

②戦争期間に行方不明になった場合、行方不明の時間は、戦争終結の日より起算する。

民事訴訟法第184条 公民が行方不明になって4年以上になった、または突発事故により行方不明になって2年以上になった、または突発事故で行方不明になり、当該公民に生存の可能性がないことの関係機関の証明を経て、利害関係人がその死亡の宣告を申請する場合は、行方不明者の住所地の基層人民法院に提出する。

②申請書には、行方不明の事実、期間および請求を明記し、なおかつ公安機関またはその他の関係機関の当該公民の行方不明に関する書面による証明を添付しなければならない。

【民通意見】29. 失踪宣告は死亡宣告において必ず経なければならない手続きではない。公民の行方不明について、死亡宣告の申請の要件を満たすものであれば、利害関係者は、失踪宣告の申請を経ずに直接死亡宣告を申請することができる。但し、利害関係者が失踪宣告のみを申請するのであれば、失踪宣告をしなければならず、同一順位の利害関係者が、ある者は死亡宣告を申請したが、ある者は死亡宣告に同意しないとしても、それは死亡宣告をしなければならない。

【民通意見】36. ① 死亡を宣告された者は、宣告の判決の日をその死亡の日付とする。判決書は、申請者に送付されるほか、死亡を宣告された者の住所地および人民法院においても公告しなければならない。

第24条 死亡を宣告された者が再び現れたまたはその者の死亡していないことが確認された場合は、本人または利害関係者の申請を経て、人民法院は、その者に対する死亡宣告を取り消さなければならない。

②民事行為能力を有する者が死亡を宣告されていた期間に行った民事上の法律行為は有効である。

<p>第51条 死亡を宣告された者の婚姻関係は、死亡宣告の日より解消する。死亡宣告が取り消された場合、婚姻関係は死亡宣告が取り消された日より回復する。但し、その配偶者が再婚したとき、または婚姻登記機関に対して回復を望まないことを書面で弁明したときは除く。</p> <p>第52条 死亡を宣告された者が死亡宣告されていた期間において、その子が法により他人により養子縁組されていた場合は、死亡宣告が取り消された後に、本人の同意がなかったことを理由として養子縁組行為の無効を主張することはできない。</p> <p>第53条 死亡の宣告が取り消された者は、本法第6編によりその財産を取得した民事主体に、財産の返還を請求する権利を有するが、<u>返還できない場合は、適切な補償を行わなければならない。</u></p> <p>②利害関係者が真実の状況を隠蔽し、他人の死亡宣告をさせることによってその財産を取得した場合は、<u>財産を返還しなければならないほか、これによって生じた損害の賠償責任を負わなければならない。</u></p> <p>第4節 個人工商業者と農村請負経営者</p> <p>第54条 自然人が工商業の経営に従事し、法により登記を経た場合、個人工商業者とする。個人工商業者は商号をつけることができる。</p> <p>第55条 農村集団経済組織の構成員が、<u>法により農村土地請負経営権</u>を取得し、<u>家族請負経営に従事する場合</u>、農村請負経営者となる。</p> <p>第56条 個人工商業者の債務は、個人経営の場合は、個人の財産で負担するが、家族経営の場合は、家族の財産で負担するものとし、<u>区別できないときは、家族の財産で負担する。</u></p> <p>②農村請負経営者の債務は、農村土地請負経営に従事</p>	<p>民法総則第51条 死亡を宣告された者の婚姻関係は、死亡宣告の日より消滅する。死亡宣告が取り消された場合、婚姻関係は死亡宣告が取り消された日より回復するが、但しその配偶者が、再婚したとき、または婚姻登記機関に対して回復を望まないことを書面で弁明したときは除く。</p> <p>【民通意見】38. 死亡を宣告された者が死亡宣告されていた期間において、その子が法により他人により養子縁組されて、死亡を宣告された者が死亡宣告が取り消された後に、本人の同意がなかったことのみを主張して養子縁組関係の無効を主張した場合、一般には認められるべきではないが、但し、養親と養子が同意したときは除く。</p> <p>民法総則第52条 死亡を宣告された者が死亡宣告されていた期間において、その子が法により他人により養子縁組されていた場合は、死亡宣告が取り消された後に、本人の同意がなかったことを理由として養子縁組関係の無効を主張することはできない。</p> <p>民法通則第25条 死亡宣告を取り消された者は、財産の返還を請求する権利を有する。相続法にしたがってその者の財産を取得した公民または組織は、<u>原物を返還しなければならず、原物が存在しない場合は、適切な補償をする。</u></p> <p>【民通意見】39. 利害関係者が真実の状況を隠蔽し、他人の死亡宣告をさせてその財産を取得した場合は、<u>原物および果実を返還しなければならないほか、生じた損害の賠償をしなければならぬ。</u></p> <p>第26条 公民が法律の許す範囲内において、<u>法により認可登記を経て商工業経営に従事する場合</u>、個人工商業者とする。個人工商業者は商号をつけることができる。</p> <p>第27条 農村集団経済組織の構成員が、<u>法律の許す範囲内において、請負契約の規定にしたがい商品経営に従事する場合</u>、農村請負経営者とする。</p> <p>第29条 個人工商業者と農村請負経営者の債務は、個人経営の場合は、個人の財産で負担するが、家族経営の場合は家族の財産で負担する。</p>
---	--

<p>する農家の財産で負担するが、事実上農家の一部の構成員が経営する場合は、当該一部の構成員の財産で負担する。</p> <p>第3章 法人</p> <p>第1節 一般規定</p> <p>第57条 法人は、民事上の権利能力および行為能力を有し、法により独立して民事上の権利を有し、民事上の義務を負う組織である。</p> <p>第58条 法人は、法により成立しなければならない。</p> <p>②法人は、自己の名称、組織機関、住所、財産または経費を有しなければならない。法人の成立の具体的要件および手続は、法律、行政法規の規定に従う。</p> <p>③法人の設立は、法律、行政法規で関連機関の認可を経なければならないと規定する場合は、その規定に従う。</p> <p>第59条 法人の民事上の権利能力および民事上の行為能力は、法人の成立時に発生し、法人の終了時に消滅する。</p> <p>第60条 法人は、その全財産で独立の民事責任を負う。</p> <p>第61条 法律または法人の定款の規定により、法人を代表して民事活動に従事する責任者は、法人の法定代表者とする。</p> <p>②法定代表者が法人名義で民事活動に従事するときは、その法律効果は法人が負う。</p> <p>③法人の定款または法人権力機関の法定代表者に対する代表権の制限は、善意の相手方に対抗することができない。</p> <p>第62条 法定代表者がその職務遂行によって他人に損害を与えた場合、法人が民事責任を負う。</p> <p>②法人が民事責任を負った後、法律または法人の定款</p>	<p>第36条① 法人は、民事上の権利能力および行為能力を有し、法により独立して民事上の権利を有し、民事上の義務を負う組織である。</p> <p>第37条 法人は、下に列挙する要件を満たさなければならない。</p> <p>(一)法により成立する (二)必要な財産または経費を有している (三)自己の名称、組織機関および場所を有している (四)民事責任を独立して担える</p> <p>第36条② 法人の民事上の権利能力および民事上の行為能力は、法人の成立時に発生し、法人の終了時に消滅する。</p> <p>第48条 全人民所有制企業法人は、国家が授与したその経営管理財産をもって民事責任を負う。集団所有制企業法人は、企業が所有する財産をもって民事責任を負う。中外合資経営企業法人、中外合作経営企業法人および外資企業法人は、企業が所有する財産をもって民事責任を負うが、法律で別段の規定がある場合は除く。</p> <p>第38条 法律または法人組織の定款規定により、法人を代表して職権を行使する責任者は、法人の法定代表者とする。</p> <p>←新設</p>
--	--

<p>の規定により、過失のある法定代表者に求償することができる。</p> <p>第63条 法人は、<u>その主たる事務処理機関の所在地を住所とする。法により法人登記をする必要がある場合は、主たる事務処理機関の所在地を住所として登記しなければならない。</u></p> <p>第64条 法人の<u>存続期間に登記事項の変更が生じた場合は、法により登記機関に登記の変更を申請しなければならない。</u></p> <p>第65条 法人の<u>実際</u>の状況が登記事項と一致しない場合は、<u>善意の相手方</u>に対抗することができない。</p> <p>第66条 登記機関は、<u>法により法人登記の関連情報をすみやかに公示しなければならない。</u></p> <p>第67条 法人が合併する場合、<u>その権利および義務は合併後の法人が有し、負う。</u></p> <p>②法人が分割された場合、<u>その権利および義務は分割後の法人が連帯債権を有し、連帯債務を負うが、但し、債権者と債務者に別段の約定があるときは除く。</u></p> <p>第68条 下に列挙する原因の1つがあり、<u>なおかつ法により清算が完成し、登記が抹消された場合</u>、法人は消滅する。</p> <p>(一) 法人の解散 (二) 法人が破産宣告を受ける (三) 法律の規定するその他の原因</p> <p>②法人の消滅について、<u>法律、行政法規で関連機関の認可を経る必要があると規定するときは、その規定に従う。</u></p> <p>第69条 下に列挙する事由の1つがある場合、<u>法人は解散する。</u></p> <p>(一) 法人の定款で規定する<u>存続期間</u>が満了した、または<u>法人の定款</u>で規定するその他の解散事由が生じた (二) <u>法人の権力機関</u>が解散を決議した (三) <u>法人の合併</u>または分割により解散の必要が生じた (四) <u>法人が、法によりその営業免許、登記証書</u>を取</p>	<p>第39条 法人は、<u>その法人の主要な事務処理機関の所在地</u>を住所とする。</p> <p>第44条① 企業法人の分割、<u>合併</u>またはその他の重要な事項の変更は、<u>登記機関に登記の手続きをし、なおかつ公告</u>しなければならない。</p> <p>←新設</p> <p>←新設</p> <p>民法通則第44条② 企業法人が分割、合併するにあたり、<u>その法人の権利および義務は変更後の法人が有し、負う。</u></p> <p>契約法第90条 当事者が契約を締結した後に合併した場合は、<u>合併後の法人</u>またはその他の組織が契約の権利を行使し、契約の義務を履行する。当事者が契約を締結した後に分割された場合は、債権者と債務者に別段の約定のあるときのほか、分割後の法人またはその他の組織が契約の権利と義務について、<u>連帯債権を有し、連帯債務を負う。</u></p> <p>第45条 企業法人は、下に列挙する原因の1つがあることによって消滅する。</p> <p>(一) 法による取消し (二) 解散 (三) 法による破産宣告 (四) その他の原因。</p> <p>会社法第181条 <u>会社は下に列挙する原因により解散する。</u></p> <p>(一) <u>会社の定款</u>で規定する<u>営業期間</u>が満了した、または<u>会社の定款</u>で規定するその他の解散事由が発生した (二) <u>株主会</u>または<u>株主総会</u>が解散を決議した (三) <u>会社の合併</u>または分割により解散の必要が生じた</p>
--	--

<p>り上げられ、閉鎖を命じられ、または取り消された (五) 法律の規定するその他の事由</p> <p>第70条 法人が解散する場合、合併または分割の状況のほか、清算義務者はすみやかに清算委員会を設置し、清算を行わなければならない。</p> <p>②法人の取締役、理事等の執行機関または意思決定機関の構成員を清算義務者とする。法律、行政法規に別段の規定がある場合は、その規定に従う。</p> <p>③清算義務者が清算義務をすみやかに履行せず、損害を与えた場合、民事責任を負わなければならない。主管機関または利害関係者は、人民法院に、関係者の指定による清算委員会の設置、清算を申請することができる。</p> <p>第71条 法人の清算手続と清算委員会の職権は、関連法律の規定に従うが、規定がない場合は、会社法の関連規定を参照し適用する。</p> <p>第72条 清算期間において、法人は存続するが、但し、清算に関係のない活動に従事してはならない。</p> <p>②法人清算後の残余財産は、法人の定款の規定または法人の権力機関の決議に従って処理する。法律に別段の規定がある場合は、その規定に従う。</p> <p>③清算が終了し、なおかつ法人の登記を抹消した時に、法人は消滅するが、法により法人の登記を必要としない場合は、清算が終了した時に、法人は消滅する。</p> <p>第73条 法人が破産宣告を受けた場合、法により破産の清算を行い、なおかつ法人の登記を抹消した時に、法人は消滅する。</p> <p>第74条 法人は法により出先機関を設置することができる。法律、行政法規で出先機関の登記をしなければならないと規定している場合は、その規定に従う。</p> <p>②出先機関は、自己の名義で民事活動に従事し、生じた民事責任は法人が負うが、まず当該出先機関が管理する財産をもって負担し、負担するのに不足する場合には、法人が負担するという事もできる。</p> <p>第75条 設立者が法人設立のために従事した民事活</p>	<p>(四) 法により営業免許を取り上げられ、閉鎖を命じられ、または取り消された (五) 人民法院が本法第183条の規定に基づき解散させた</p> <p>第40条 法人の終了にあたり、法により清算をおこない、清算の範囲外の活動を停止しなければならない。</p> <p>第47条 企業法人の解散は、清算組織を設立して、清算しなければならない。企業法人が取り消される、破産宣告される場合、主管機関または人民法院が関係機関および関係者を組織して清算組織を設立し、清算しなければならない。</p> <p>←新設</p> <p>第40条 法人が消滅するにあたり、法により清算を行い、清算の範囲外の活動を停止しなければならない。</p> <p>第46条 企業法人が消滅するにあたり、登記機関に抹消登記を行い、なおかつ公告しなければならない。</p> <p>会社法189条 会社の清算が終了した後、清算委員会は、清算報告書を作成し、株主会、株主総会または人民法院に報告して確認を求め、なおかつ会社登記機関に提出し、会社登記の抹消を申請し、会社終了の公告を行わなければならない。</p> <p>←新設</p> <p>会社法14条① 会社は支社を設立することができる。支社を設立する場合は、会社登記機関に登記を申請し、営業許可証を受領しなければならない。支社は法人格を有せず、その民事責任は会社が負う。</p> <p>←新設</p>
---	---

<p>動について、その法的効果は法人が受けるが、法人が設立されなかった場合は、その法的効果は設立者が負うものとし、設立者が複数のときは、連帯して債権を有し、連帯して債務を負う。</p> <p>②設立者が法人設立のために、自己の名義で民事活動に従事して生じた民事責任について、第三者は、法人または設立者が負担することを選択して請求する権利を有する。</p> <p>第2節 営利法人</p> <p>第76条 利益を取得し、なおかつ株主等の出資者に分配することを目的として成立した法人は、営利法人とする。</p> <p>②営利法人には、有限責任会社、株式有限会社およびその他の企業法人等が含まれる。</p> <p>第77条 営利法人は、法により登記を経て成立する。</p> <p>第78条 法により設立された営利法人には、登記機関が営利法人営業許可証を発行する。営業許可証の発行日を営利法人成立の日とする。</p> <p>第79条 営利法人を設立するには、法により法人の定款を作成しなければならない。</p> <p>第80条 営利法人には、権力機関を設置しなければならない。</p> <p>②権力機関は、法人の定款の改正、執行機関、監督機関の構成員の選挙または交替、および法人の定款で規定するその他の職権を行使する。</p> <p>第81条 営利法人は、執行機関を設置しなければならない。</p> <p>②執行機関は、権力機関の会議の招集、法人の経営計</p>	<p>民法総則第76条 利益を取得し、なおかつ株主等の出資者に分配することを目的として成立した法人は、営利法人とする。</p> <p>②営利法人には、有限責任会社、株式有限会社およびその他の企業法人等が含まれる。</p> <p>第41条 全人民所有制企業、集団所有制企業は、国家の規定に適合する資金を有し、組織の定款、組織の機関および場所〔場所〕を備え、民事責任を独立して負うことができる場合、主管機関の認可登記を経て、法人格を取得する。</p> <p>②中華人民共和国の領域内に設立された中外合資経営企業、中外合作経営企業および外資企業で、法人の要件を備えている場合、法により工商行政管理機関の認可登記を経て、中国の法人格を取得する。</p> <p>会社法第7条① 法により設立された会社には、会社登記機関が会社営業許可証を発行する。会社営業許可証の発行日を会社の成立の日とする。</p> <p>←新設</p> <p>←新設</p> <p>←新設</p>
---	--

画および投資案の決定、法人内部の管理機関の設置の決定、および法人の定款で規定するその他の職権を行使する。

③執行機関を取締役会または執行取締役とする場合、取締役会会長、執行取締役または理事〔董事长、执行董事或者经理〕が、法人の定款の定めに従って法定代表者を担当するが、取締役会または執行取締役を設けていないときは、法人の定款で規定する主な責任者をその執行機関および法定代表者とする。

第 82 条 営利法人が監査役会または監査役等の監督機関を設置した場合、監督機関は、法により法人財務の検査、執行機関の構成員や高級管理者が行った法人の職務行為の監督、および法人の定款が定めるその他の職権を行使する。

←新設

第 83 条 営利法人の出資者は、出資者の権利を濫用して法人または他の出資者の利益を侵害してはならず、出資者の権利を濫用し、法人または他の出資者に損害を与えた場合は、法により民事責任を負わなければならない。

←新設

②営利法人の出資者は、法人の独立した地位および出資者の有限責任を濫用して法人の債権者の利益を侵害してはならず、法人の独立した地位および出資者の有限責任を濫用して債務を免れ、法人の債権者の利益を著しく侵害した場合は、法人の債務について連帯して責任を負わなければならない。

第 84 条 営利法人の支配的出資者、実際の支配者、取締役、監査役、高級管理者は、その関連する関係を利用して法人の利益を侵害してはならず、関連する関係を利用して法人に損害を与えた場合は、賠償責任を負わなければならない。

←新設

第 85 条 営利法人の権力機関、執行機関の決議した会議招集手続、表決方式が法律、行政法規、法人の定款に違反し、または決議の内容が法人の定款に違反した場合、営利法人の出資者は、人民法院に当該決議の取消を請求することができる。但し、営利法人が当該決議に基づいて善意の相手方と形成した民事上の法律関係は影響を受けない。

←新設

第 86 条 営利法人は経営活動に従事するにあたり、商業道徳を遵守し、取引の安全を保護し、政府および社会の監督を受け、社会的責任を負わなければならない。

←新設

第 3 節 非営利法人

←新設

<p>第 87 条 公益目的またはその他の非営利目的のために成立し、出資者、設立者または会員に取得した利益を分配しない法人は、非営利法人とする。</p> <p>②非営利法人には、事業単位、社会団体、基金会、社会サービス機構等が含まれる。</p>	<p>←新設</p>
<p>第 88 条 法人の要件を満たし、経済社会の発展の必要性に適合し、公益サービスの提供のために設立する事業単位は、法により登記を経て成立し、事業単位の法人格を取得するが、法により法人登記の手続きを必要としない場合は、成立の日より事業単位の法人格を有する。</p>	<p>←新設</p>
<p>第 89 条 事業単位法人が理事会を設立する場合、法律に別段の規定がある場合を除き、理事会をその意思決定機関とする。事業単位法人の法定代表者は、法律、行政法規または法人の定款の定めに従って生じる。</p>	<p>←新設</p>
<p>第 90 条 法人の要件を満たし、会員共同の意思に基づき、公益目的または会員共同の利益等の非営利目的のために設立する社会団体は、法により登記を経て成立し、社会団体の法人格を取得するが、法により法人登記手続きを必要としない場合は、成立の日より社会団体の法人格を有する。</p>	<p>←新設</p>
<p>第 91 条 社会団体法人を設立するには、法により法人の定款を作成しなければならない。</p> <p>②社会団体法人は、会員大会または会員代表大会等の権力機関を設置しなければならない。</p> <p>③社会団体法人は、理事会等の執行機関を設置しなければならない。理事長または会長等の責任者は、法人の定款の規定に従って法定代表者を担当する。</p>	<p>←新設</p>
<p>第 92 条 法人の要件を満たし、公益目的のために寄付財産をもって設立する基金会、社会サービス機関等は、法により登記を経て成立し、寄付法人格を取得する。</p> <p>②法により設立する宗教活動の場所について、法人の要件を満たす場合は、法人登記を申請し、寄付法人格を取得することができる。法律、行政法規で宗教活動の場所についての規定があるときは、その規定に従う。</p>	<p>→慈善法第 10 条参照</p>
<p>第 93 条 寄付法人を設立するにあたり、法により法人の定款を作成しなければならない。</p>	<p>→慈善法第 12 条参照</p>

<p>②寄付法人は、理事会、民主的管理組織等の意思決定機関を設置し、なおかつ執行機関を設置しなければならない。理事長等の責任者は、法人の定款の規定に従って法定代表者を担当する。</p> <p>③寄付法人は、監事会等の監督機関を設置しなければならない。</p> <p>第94条 寄付者は、寄付法人に寄付財産の使用、管理状況を照会する権利を有し、なおかつ意見と建議を提出することができ、寄付法人は、すみやかに、事実の通り回答しなければならない。</p> <p>②寄付法人の意思決定機関、執行機関またはその法定代表者が決定を行う手続が法律、行政法規、法人の定款に違反し、または決定の内容が法人の定款に違反した場合は、寄付者等の利害関係者または主管機関は、人民法院に当該決定の取消を請求することができる。但し、寄付法人が当該決定に基づいて善意の相手方と形成した民事法律関係は影響を受けない。</p> <p>第95条 公益目的のために成立した非営利法人が消滅する場合、出資者、設立者または構成員に残余財産を配分してはならない。残余財産は、法人の定款の定めまたは権力機関の決議に従って公益目的に用いなければならないが、法人の定款の定めまたは権力機関の決議に従って処理することができないときは、主管機関が指揮して、趣旨が同様または類似する法人に移転し、なおかつ社会に公告するものとする。</p> <p>第4節 特別法人</p> <p>第96条 本節で規定する機関法人、農村集団経済組織法人、都市部農村〔城鎮农村〕の合作経済組織法人、基層大衆自治組織法人は特別法人とする。</p> <p>第97条 独立の経費を有する機関および行政機能を有する法定機関は、成立の日から機関法人格を有し、機能を履行するために必要な民事活動に従事することができる。</p> <p>第98条 機関法人が取り消された場合、法人は消滅し、その民事上の権利と義務は、後継の機関法人が有し、負うものとするが、後継の機関法人がないときは、取消の決定を行った機関法人が有し、負う。</p> <p>第99条 農村集団経済組織法人は、法により法人格を取得する。</p>	<p>公益事業寄付法第21条 寄付贈与者は、寄付受贈者に寄付贈与財産の使用、管理状況を照会する権利を有し、なおかつ意見と建議を提出することができる。寄付贈与者の照会について、寄付受贈者は、事実の通り回答しなければならない。</p> <p>→慈善法第18条参照</p> <p>←新設</p> <p>第50条① 独立した経費をもつ機関は、成立の日から法人格を有する。</p> <p>→国家賠償法第7条⑤参照</p> <p>←新設</p>
--	--

<p>②法律，行政法規に農村集団經濟組織法人についての規定がある場合は，その規定に従う。</p> <p>第100条 都市部農村〔城鎮農村〕の合作經濟組織は，法により法人格を取得する。</p> <p>②法律，行政法規に都市部農村の合作經濟組織についての規定がある場合は，その規定に従う。</p> <p>第101条 居民委員会，村民委員会は，基層大衆自治組織法人格を有し，機能を履行するために必要な民事活動に従事することができる。</p> <p>②村の集団經濟組織を設立していない場合は，村民委員会が法により村の集団經濟組織の機能を代行することができる。</p> <p>第4章 非法人組織</p> <p>第102条 非法人組織は，法人格を有しないが，但し，法により自己の名義で民事活動に従事することができる組織である。</p> <p>②非法人組織には，個人独資企業，組合企業，法人格を有しない専門サービス機関等が含まれる。</p> <p>第103条 非法人組織は，法律の規定に従って登記しなければならない。</p> <p>②非法人組織を設立するにあたり，法律，行政法規で関連機関の認可を経る必要があると規定する場合は，その規定に従う。</p> <p>第104条 非法人組織の財産が債務の弁済に不足する場合は，その出資者または設立者が無限責任を負う。法律に別段の規定があるときは，その規定に従う。</p> <p>第105条 非法人組織は，一人または数人が当該組織を代表することを確定して民事活動に従事することができる。</p> <p>第106条 下に列挙する事由の1つがある場合，非法人組織は解散する。 (一) 定款で定める存続期間が満了した，または定款で定めるその他の解散事由が生じた (二) 出資者または設立者が解散を決定した (三) 法律の規定するその他の事由。</p>	<p>民法総則第100条 都市部農村の合作經濟組織は，法により法人格を取得する。</p> <p>②法律，行政法規に都市部農村の合作經濟組織についての規定がある場合は，その規定に従う。</p> <p>→都市居民委員会組織法第2条，村民委員会組織法第2条参照</p> <p>→個人独資企業法第2条，組合企業法第2条①参照</p> <p>←新設</p> <p>→組合企業法第2条②③，個人独資企業法第2条参照</p> <p>←新設</p> <p>←新設</p>
--	---

<p>第107条 非法人組織が解散する場合は、法により清算をしなければならない。</p>	<p>←新設</p>
<p>第108条 非法人組織は、本章の規定を適用するほか、本編第3章第1節の関連規定を参照して適用する。</p>	<p>←新設</p>
<p>第3章 民事権利</p>	
<p>第109条 自然人の人身の自由、人格の尊厳は、法律の保護を受ける。</p>	<p>第101条 公民、法人は名誉権を有し、公民の人格の尊厳は法律の保護を受け、侮辱、誹謗などの方法で公民、法人の名誉を毀損することを禁止する。</p>
<p>第110条 自然人は生命権、身体権、健康権、氏名権、肖像権、名誉権、栄誉権、プライバシー権、婚姻自主権等の権利を有する。</p>	<p>第98条 公民は生命健康権を有する。</p>
<p>②法人、非法人組織は名称権、名誉権、栄誉権を有する。</p>	<p>第99条 公民は氏名権を有し、自己の氏名を決定、使用および規定に従い変更する権利を有し、他人による干渉、盗用、詐称を禁止する。</p>
	<p>②法人、個人工商業者、個人組合は、名称権を有する。企業法人、個人工商業者、個人組合は、自己の名称を使用し、法により譲渡する権利を有する。</p>
	<p>第100条 公民は肖像権を有し、本人の同意を経ずに、営利を目的として公民の肖像を使用してはならない。</p>
<p>第111条 自然人の個人情報、法律の保護を受ける。いかなる組織または個人も、他人の個人情報を取得する必要がある場合は、法により取得し、なおかつ情報の安全を確保しなければならず、他人の個人情報を違法に収集、使用、加工、送信してはならず、他人の個人情報を違法に売買、提供または公開してはならない。</p>	<p>第101条 公民、法人は名誉権を有し、公民の人格の尊厳は法律の保護を受け、侮辱、誹謗等の方法で公民、法人の名誉を毀損することを禁止する。</p>
<p>第112条 自然人の婚姻家族関係等で生じた人身権は、法律の保護を受ける。</p>	<p>第102条 公民、法人は栄誉権を有し、公民、法人の栄誉称号を不法に剥奪することを禁止する。</p>
	<p>第103条 公民は婚姻自主権を有し、売買婚、請負婚および婚姻の自由に干渉するその他の行為を禁止する。</p>
	<p>インターネット安全法第44条 いかなる個人および組織も、個人情報を窃取またはその他の不法な方法で取得してはならず、個人情報を違法に販売または違法に他人へ提供してはならない。</p>
	<p>第104条 婚姻、家族、老人、母親および児童は、法律の保護を受ける。</p>
	<p>②身体障害者の合法的な権利と利益は、法律の保護を受ける。</p>

<p>第113条 <u>民事主体の財産権</u>は法律で平等に保護を受ける。</p>	<p>民法通則第75条 公民の個人財産には、公民の合法的収入、家屋、貯蓄、生活用品、文物、図書資料、樹林、家畜および法律で公民が所有することを許された生産手段ならびにその他の合法的な財産が含まれる。</p> <p>②公民の合法的な財産は、法律の保護を受け、いかなる組織または個人による侵奪、集団略奪、破壊または不法な封印、差押え、凍結、没収も禁止する。</p> <p>物権法第4条 <u>国家、集団、私人の物権</u>およびその他の権利者の物権は、法律の保護を受け、いかなる単位および個人も侵害してはならない。</p>
<p>第114条 民事主体は、法により物権を有する。</p> <p>②物権は権利者が法により特定の物に対して直接的な支配と排他性を有する権利であり、所有権、用益物権および担保物権が含まれる。</p>	<p>民法通則第71条 財産所有権とは、所有者が法により自己の財産に対して、占有、使用、収益および処分 の権利を有することをいう。</p> <p>物権法第2条③ 本法で称する物権は、権利者が法により特定の物について直接的な支配と排他性を有する権利を指し、所有権、用益物権および担保物権が含まれる。</p>
<p>第115条 物には不動産と動産が含まれる。権利を物権の客体とすることを法律で規定する場合は、その規定に従う。</p>	<p>物権法第2条② 本法で称する物には、不動産と動産が含まれる。権利を物権の客体とすることを法律で規定する場合は、その規定に従う。</p>
<p>第116条 物権の種類と内容は、法律によって規定する。</p>	<p>物権法第5条 物権の種類と内容は、法律によって規定する。</p>
<p>第117条 公共の利益の必要のために、法律で規定する権限および手続に従って、<u>不動産または動産</u>を収用、徴用する場合は、公平で、合理的な補償をしなければならない。</p>	<p>国有土地上家屋収用補償条例第2条 公共の利益の必要のために、<u>国有土地</u>上の単位、<u>個人の家屋</u>を収用するにあたり、収用される家屋の所有者（以下被収用者と称す）に公平な補償をしなければならない。</p>
<p>第118条 民事主体は、法により債権を有する。</p> <p>②債権とは、契約、不法行為 [侵权行为]、事務管理、不当利得およびその他の法律の規定により、権利者が特定の義務者に一定の行為の作為または不作為を請求する権利である。</p>	<p>第84条 債権・債務 [債]とは、契約の約定に従って、または法律の規定に従って、当事者の間に生じる特定の権利および義務の関係である。権利を有する者が債権者であり、義務を負う者が債務者である。</p> <p>②債権者は、債務者に、契約の約定に従って、または法律の規定に従って、義務を履行するよう請求する権利を有する。</p>
<p>第119条 法により成立した契約は、当事者に対して法的拘束力を有する。</p>	<p>契約法第8条① 法により成立した契約は、当事者に対して法的拘束力を有する。当事者は、約定に従って自己の義務を履行しなければならず、契約を勝手に変更または解除してはならない。</p>
<p>第120条 <u>民事上の権利と利益が侵害された場合</u>、被</p>	<p>権利侵害責任法第2条① <u>民事の権利と利益を侵害し</u></p>

<p>権利侵害者は、権利侵害者に権利侵害責任を負うよう請求する権利を有する。</p> <p>第121条 法定または約定の義務がないにもかかわらず、他人の利益が損失を避けるためにして管理を行った者は、これにより支出した必要な費用の償還を受益者に請求する権利を有する。</p> <p>第122条 他人が法律の根拠ないことによつて、不当な利益を取得した場合、損失を受けた者は不当な利益の返還を請求する権利を有する。</p> <p>第123条 民事主体は、法により知的財産権を有する。</p> <p>②知的財産権は、権利者が法により下に列挙する客体について専有する権利である。</p> <p>(一) 著作物【作品】</p> <p>(二) 発明、実用新案、意匠【外观设计】</p> <p>(三) 商標</p> <p>(四) 地理的表示</p> <p>(五) 商業秘密</p> <p>(六) 集積電子回路図設計</p> <p>(七) 植物新品種</p> <p>(八) 法律の規定するその他の客体。</p> <p>第124条 自然人は、法により相続権を有する。</p> <p>②自然人の合法的な私有財産は、法により相続することができる。</p> <p>第125条 民事主体は、法により株主権およびその他の投資の権利を有する。</p> <p>第126条 民事主体は、法律で規定するその他の民事権利および利益を有する。</p> <p>第127条 データ、ネットワーク仮想財産の保護について、法律の規定がある場合は、その規定に従う。</p> <p>第128条 未成年者、高齢者、障害者、女性、消費者等の民事権利の保護について、法律に特別な規定がある場合は、その規定に従う。</p> <p>第129条 民事上の権利は、民事上の法律行為、事実行為、法律の規定する事件または法律の規定するその</p>	<p>た場合、本法に従つて権利侵害責任を負わなければならない。</p> <p>権利侵害責任法第3条 被権利侵害者は、権利侵害者に権利侵害責任を負うよう請求する権利を有する。</p> <p>第93条 法定または約定の義務がなく、他人の利益が損なわれるのを避けるために管理または服務した場合、受益者にそのために支払われた必要な費用を償却するよう要求する権利を有する。</p> <p>第92条 合法的な根拠なく、不当な利益を取得して、他人に損失が生じた場合、取得した不当な利益は損失を受けた者に返還しなければならない。</p> <p>第94条 公民、法人は著作権（版權）を有し、法により署名、発表、出版、報酬の取得等の権利を有する。</p> <p>第95条 公民、法人が法により取得した特許権は、法律の保護を受ける。</p> <p>第96条 法人、個人工商業者、個人組合が法により取得した商標専用権は、法律の保護を受ける。</p> <p>第118条 公民、法人の著作権（版權）、特許権、商標専用権、発明権およびその他の科学技術成果権が剽窃、改纂、偽造等の侵害を受けた場合、侵害の停止、影響の除去、損失の賠償を要求する権利を有する。</p> <p>第76条 公民は、法により財産相続権を有する。</p> <p>←新設</p> <p>←新設</p> <p>←新設</p> <p>←新設</p> <p>←新設</p>
---	--

<p>他の方式に基づいて取得することができる。</p>	
<p>第130条 民事主体は、自己の意思に基づいて法により民事上の権利を行使するものとし、干渉を受けない。</p>	<p>←新設</p>
<p>第131条 民事主体が権利を行使するにあたり、法律の規定する、および当事者の約定する義務を履行しなければならない。</p>	<p>←新設</p>
<p>第132条 民事主体は、民事上の権利を濫用して国家の利益、社会公共の利益または他人の合法的な権利と利益に損害を与えてはならない。</p>	<p>←新設</p>
<p>第6章 民事法律行為</p>	
<p>第1節 一般規定</p>	
<p>第133条 民事法律行為は、民事主体が意思表示により民事上の法律関係を成立、変更、終了させる行為である。</p>	<p>第54条 民事法律行為は、<u>公民または法人が民事上の権利および民事上の義務を発生、変更、消滅させる合法の行為である。</u></p>
<p>第134条 民事法律行為は、双方または多数の意思表示の合致に基づいて成立することができ、単独の意思表示に基づき成立することもできる。</p>	<p>←新設</p>
<p>②法人、非法人組織が法律または定款で規定する議事の形式および表決手続に従って決議を行った場合、当該決議行為は成立する。</p>	
<p>第135条 民事法律行為は、書面形式、口頭形式またはその他の形式を採用することができるが、<u>法律、行政法規の規定、または当事者の約定で特定の形式を採用する場合は、特定の形式を採用しなければならない。</u></p>	<p>第56条 民事法律行為は、書面形式、口頭形式またはその他の形式を採用することができる。但し、法律で特定の形式を<u>用いると規定している場合は、法律の規定に従わなければならない。</u></p>
<p>第136条 民事法律行為は、成立の時に効力を生じるが、<u>但し、法律に別段の規定がある、または当事者に別段の約定がある場合は除く。</u></p>	<p>第57条 民事法律行為は、<u>成立の時から法的拘束力を有する。</u>行為者は、法律の規定によらずに、または相手方の同意を得ることなく、勝手に変更または解除してはならない。</p>
<p>②行為者は、法律の規定によらずに、または相手方の同意を経ずに、<u>民事法律行為を勝手に変更または解除してはならない。</u></p>	
<p>第2節 意思表示</p>	
<p>第137条 <u>対話形式でなされた意思表示は、相手方がその内容を知った時に効力を生じる。</u></p>	<p>契約法第16条 <u>申込は、被申込者に到達した時に効力を生じる。</u></p>
<p>②<u>非対話形式でなされた意思表示は、相手方に到達した時に効力を生じる。非対話形式でなされた電子デー</u></p>	<p>②<u>電子データ文書形式を採用して契約を締結するにあたり、受取人が電子データ文書の受領に特定のシステ</u></p>

<p>タ文書形式の意思表示については、相手方が電子データ文書の受領に特定のシステムを指定している場合は、当該電子データ文書が当該特定のシステムに入った時に効力を生じるが、特定のシステムを指定していないときは、当該電子データ文書が当該システムに入ったことを相手方が知った、または知るべきであった時に効力を生じる。当事者が電子データ文書形式の意思表示の効力発生時について別段の約定があるときは、その約定に従う。</p>	<p>ムを指定している場合は、当該電子データ文書が当該特定システムに入った時を到達した時とみなすが、特定のシステムを指定していないときは、当該電子データ文書が受取人の何らかのシステムに入った最初の時を到達した時とみなす。</p>
<p>第138条 相手方のない意思表示は、表示が完成した時に効力を生じる。法律に別段の規定がある場合は、その規定に従う。</p>	<p>←新設</p>
<p>第139条 公告の形式でなされた意思表示は、公告が出された時に効力を生じる。</p>	<p>←新設</p>
<p>第140条 行為者は、明示または黙示の意思表示をなすことができる。</p>	<p>【民通意見】66. 一方当事者が相手方当事者に民事上の権利の要求を打ち出すにあたり、相手方が言語または文字を用いて意見を明確に表示してはいないが、その行為が既に受け取ったと表明している場合は、黙示であると認定することができる。不作為の黙示は、法律に規定がある、または当事者双方に約定があるという状況下でのみ、意思表示とみなすことができる。</p>
<p>②沈黙は、法律の規定、当事者の約定がある、または当事者間の取引慣習に合致する場合にのみ、意思表示とみなすことができる。</p>	
<p>第141条 行為者は、意思表示を撤回することができる。意思表示を撤回する通知は、意思表示が相手方に到達する前、または意思表示と同時に、相手方に到達しなければならない。</p>	<p>←新設</p>
<p>第142条 相手方のある意思表示の解釈については、使用された文言に基づき、関連条項、行為の性質と目的、慣習および信義誠実の原則を総合して、意思表示の含意を確定しなければならない。</p>	<p>契約法第125条① 当事者に契約条項の理解について争いがある場合、契約に使用された文言、契約の関連条項、契約の目的、取引慣習および誠実信用の原則に従って、当該条項の真の意味を確定しなければならない。</p>
<p>②相手方のない意思表示の解釈については、使用された文言に完全に拘泥することはできないが、関連条項、行為の性質と目的、慣習および信義誠実の原則を総合して、行為者の真の意思を確定しなければならない。</p>	
<p>第3節 民事法律行為の効力</p>	
<p>第143条 下に列挙する要件を満たす民事法律行為は有効である。 (一) 行為者が相応の民事行為能力を有している (二) 意思表示が真実である (三) 法律、行政法規の強行規定に反せず、公序良俗に反しない</p>	<p>第55条 民事法律行為は、下に列挙する要件を満たさなければならない。 (一) 行為者が相応の民事行為能力を有している (二) 意思表示が真実である (三) 法律または社会公共の利益に反しない</p>

<p>第144条 民事行為無能力者が行った民事法律行為は無効である。</p> <p>第145条 制限民事行為能力者が行った純粹に利益を得る民事法律行為またはその年齢、知能、精神の健康状態に応じた民事法律行為は有効であり、行ったその他の民事法律行為は、法定代理人の同意または追認を経た後は有効である。</p> <p>②相手方は、法定代理人に通知の受領の日から<u>30日</u>以内に追認の催告をすることができる。法定代理人が表示をしない場合は、追認を拒絶したものとみなす。民事法律行為が追認される前に、善意の相手方は取消権を有する。取消は通知の形式によってなされなければならない。</p> <p>第146条 行為者が相手方と<u>虚偽の意思表示</u>で行った民事法律行為は無効である。</p> <p>②虚偽の意思表示で隠匿した民事法律行為の効力は、関連する法律の規定に従って処理する。</p> <p>第147条 重大な誤解に基づいてなされた民事法律行為について、行為者は、人民法院または仲裁機構に取消しを請求する権利を有する。</p> <p>第148条 一方が詐欺の手段で、相手方が真の意思に反している状況でなした民事法律行為について、詐欺を受けた者は、人民法院または仲裁機構に取消しを請求する権利を有する。</p> <p>第149条 第三者が詐欺行為を行い、一方が真の意思に反している状況でなした民事法律行為につき、相手方が当該詐欺行為を知った、または知ることができたときは、詐欺を受けた者は、人民法院または仲裁機構に取消しを請求する権利を有する。</p> <p>第150条 一方または第三者が強迫の手段で、相手方に真実の意思に反する状況で行かせた民事法律行為について、<u>強迫</u>を受けた者は、人民法院または仲裁機構に取消しを請求する権利を有する。</p>	<p>第58条①一 下に列挙する民事行為は無効である。 (一) 民事行為無能力者が行ったもの</p> <p>民法総則第145条 制限民事行為能力者が行った純粹に利益を得る民事法律行為またはその年齢、知能、精神の健康状態に応じた民事法律行為は有効であり、行ったその他の民事法律行為は、法定代理人の同意または追認を経た後は有効である。</p> <p>②相手方は、法定代理人に通知の受領の日から<u>1か月</u>以内に追認の催告をすることができる。</p> <p>③法定代理人が表示をしない場合は、追認を拒絶したものとみなす。民事法律行為が追認される前に、善意の相手方は取消権を有する。取消は通知の形式によってなされなければならない。</p> <p>第58条①七 下に列挙する民事行為は無効である。 (七) 合法的な形式で違法な目的を隠蔽するもの</p> <p>第59条①一 下に列挙する民事行為について、一方は、人民法院または仲裁機構に変更または取消しを請求する権利を有する。 (一) 行為者が行為の内容について重大な誤解があるもの</p> <p>契約法第54条② 一方が詐欺、強迫の手段で、または人の危難に乗じて、相手方が真実の意思に反している状況で締結した契約について、<u>損害</u>を被った側は、人民法院または仲裁機構に変更または取消しを請求する権利を有する。</p> <p>←新設</p> <p>契約法第54条② 一方が詐欺、強迫の手段で、または人の危難に乗じて、相手方が真実の意思に反している状況で締結した契約について、<u>損害</u>を被った側は、人民法院または仲裁機構に変更または取消しを請求する権利を有する。</p> <p>③当事者が変更を請求する場合、人民法院または仲裁機構は、取り消してはならない。</p>
--	---

<p>第 151 条 一方が、<u>相手方が危難の状態、判断能力の欠如等の状況にあることを利用して</u>、民事法律行為の成立の時に著しく公平を失っている場合、損害を受けた側は、人民法院または仲裁機構に取消しを請求する権利を有する。</p>	<p>民法通則第 59 条①二 下に列挙する民事行為について、一方は、人民法院または仲裁機構に変更または取消しを請求する権利を有する。 (二) 著しく公平を失っているもの</p> <p>契約法第 54 条①二 下に列挙する契約について、当事者の一方は、人民法院または仲裁機構に変更または取消しを請求する権利を有する。 (二) 契約締結時に著しく公平を失っているもの</p> <p>契約法第 54 条② 一方が詐欺、強迫の手段で、または人の危難に乗じて、相手方が真実の意思に反している状況で締結した契約について、損害を被った側は、人民法院または仲裁機構に変更または取消しを請求する権利を有する。</p>
<p>第 152 条 下に列挙する事由の 1 つがある場合、取消権は消滅する。 (一) 当事者が取消事由を知った、または知るべきであった日より 1 年以内に、重大な誤解をした当事者が取消事由を知った、または知るべきであった日より 90 日以内に、取消権を行使しなかった (二) 当事者が強迫を受けて、強迫行為の終了日より 1 年以内に取消権を行使しなかった (三) 当事者が取消事由を知った後に、取消権の放棄を明確に表示した、または自己の行為により表明した</p> <p>②当事者が民事上の法律行為の発生の日より 5 年以内に取消権を行使しなかった場合、取消権は消滅する。</p>	<p>契約法第 55 条 下に列挙する事由の 1 つがある場合、取消権は、消滅する。 (一) 取消権を有する当事者が取消事由を知った、または知るべきときから 1 年以内に取消権を行使しなかった (二) 取消権を有する当事者が取消事由を知った後、明確に表示して、または自己の行為で取消権を放棄した。</p>
<p>第 153 条 法律、行政法規の強行規定に反する民事法律行為は無効である。但し、当該強行規定が当該民事法律行為を無効としない場合は除く。</p> <p>②公序良俗に反する民事法律行為は無効である。</p>	<p>契約法第 52 条四、五 下に列挙する事由の 1 つがある場合、契約は無効である。 (四) 社会の公共の利益を損なった (五) 法律、行政法規の強行規定に反した</p> <p>「契約法解釈 (二)」第 14 条 契約法第 52 条第 (五) 号に定める「強行規定」とは、効力的強行規定を指す。</p>
<p>第 154 条 行為者と相手方が悪意で通謀し、<u>他人の合法的な権利と利益に損害をあたえる民事法律行為は</u>、無効である。</p>	<p>民法通則第 58 条①四 下に列挙する民事行為は、無効である。 (四) 悪意で通謀して、<u>国家、集団または第三者の利益に損害をあたえるもの</u></p> <p>契約法第 52 条二 下に列挙する事由の 1 つがある場合、契約は無効である。 (二) 悪意で通謀し、<u>国家、集団または第三者の利益に損害をあたえる</u></p>
<p>第 155 条 無効の、または取り消された民事法律行為</p>	<p>契約法第 56 条 無効の契約、または取り消された契</p>

<p>は、はじめから法的拘束力を有しない。</p> <p>第156条 民事法律行為の一部が無効であっても、その他の部分の効力には影響しない場合は、その他の部分は依然として有効である。</p> <p>第157条 民事法律行為の無効、取消し、または効力を生じないことが確定した後、行為者は、当該行為によって取得した財産の返還をしなければならず、返還できない、または返還の必要がない場合は、換価補償をしなければならない。過失のある一方は、相手方がこれにより受けるに至った損害を賠償しなければならず、双方〔各方〕にいずれも過失がある場合は、各自が相応の責任を負わなければならない。法律に別段の規定があるときは、その規定に従う。</p> <p>第4節 民事法律行為の条件の付帯および期限の付帯</p> <p>第158条 民事法律行為には条件を付けることができるが、但し、その性質により条件を付けることのできない場合は除く。停止条件を付けた民事法律行為は、条件が成就した時に効力を生じる。解除条件を付けた民事法律行為は、条件が成就した時に効力を失う。</p> <p>第159条 条件を付けた民事法律行為について、当事者が自己の利益のために、条件の成就を不当に阻止した場合、条件は既に〔已經〕成就したものとみなし、条件の成就を不当に促進した場合は、条件は成就していないものとみなす。</p>	<p>約は、はじめから法的拘束力を有しない。契約の一部が無効であっても、その他の部分の効力には影響しない場合は、その他の部分は依然として有効である。</p> <p>第60条 民事行為の一部が無効であっても、その他の部分の効力には影響しない場合は、その他の部分は依然として有効である。</p> <p>民法通則第61条 民事行為が、無効を確認され、または取り消された後、当事者は、当該行為によって取得した財産を、損失を受けた一方に返還しなければならない。過失のある一方は、相手方がこれによって受けた損失を賠償しなければならず、双方〔双方〕にいずれも過失がある場合は、各自が相応の責任を負わなければならない。</p> <p>②双方が、悪意で通謀して、民事行為をおこない、国家、集団および第三者の利益に損害をあたえた場合は、双方の取得した財産を取り返して、国家、集団の所有に戻さなければ、または第三者に返還しなければならない。</p> <p>契約法第58条 契約が無効とされ、または取り消された後、当該契約によって取得した財産は、返還されなければならない、返還することができない、または返還する必要がない場合は、換価補償しなければならない。過失のある一方は、相手方がそれにより受けるに至った損害を賠償しなければならず、双方にいずれも過失があるときは、各自が相応の責任を負わなければならない。</p> <p>民法通則第62条 民事法律行為には条件を付けることができ、条件を付けた民事法律行為は付けられた条件に合致した時に効力を生じる。</p> <p>契約法第45条① 当事者は、契約の効力について、条件を付けることを約定することができる。停止条件を付けた契約は、条件が成就した時に効力を生じる。解除条件を付けた契約は、条件が成就した時に効力を失う。</p> <p>契約法第45条② 当事者が自己の利益のために、条件の成就を不当に阻止した場合、条件はすでに〔已〕成就したものとみなし、条件の成就を不正に促進した場合は、条件が成就していないものとみなす。</p>
--	--

第160条 民事法律行為には期限を付けることができるが、但し、その性質により期限を付けることのできない場合は除く。始期を付けた民事法律行為は、期限が到来した時に効力を生じる。終期を付けた民事法律行為は、期限の到来した時に効力を失う。

第7章 代理

第1節 一般規定

第161条 民事主体は、代理人を通じて民事法律行為を行うことができる。

②法律の規定、当事者の約定または民事法律行為の性質に従い、本人が自ら行わなければならない民事法律行為は、代理することができない。

第162条 代理人が代理権の範囲内で、本人名義で行った民事法律行為は、本人について効力を生じる。

第163条 代理には任意代理と法定代理が含まれる。

②任意代理人は、本人の委任により代理権を行使する。法定代理人は、法律の規定に従って代理権を行使する。

第164条 代理人が職責を履行しない、または不完全に履行したことで、本人に損害をあたえた場合は、民事責任を負わなければならない。

②代理人が相手方と悪意で通謀して、本人の合法的な権利と利益に損害をあたえた場合は、代理人と相手方は連帯して責任を負わなければならない。

第2節 任意代理〔委托代理〕

第165条 任意代理の授権に書面の形式を採用した場合、授権の委任状には、代理人の氏名または名称、代理事項、権限と期限〔期限〕を明記しなければならず、なおかつ本人が署名または押印しなければならない。

契約法第46条 当事者は、契約の効力について、期限を付ける約定をすることができる。始期を付けた契約は、期限が到来した時に効力を生じる。終期を付けた契約は、期限が到来した時に効力を失う。

第63条① 公民、法人は、代理人を通じて民事法律行為を行うことができる。

③法律の規定に従い、または当事者双方の約定に基づいて本人が行わなければならない民事法律行為は、代理することはできない。

第63条② 代理人は、代理権限の範囲において、本人の名義で民事法律行為を行う。本人は、代理人の代理行為について、民事責任を負う。

第64条 代理には、任意代理、法定代理および指定代理が含まれる。

②任意代理人は、本人の委任に従って代理権を行使し、法定代理人は、法律の規定に従って代理権を行使し、指定代理人は、人民法院または指定単位の指定に従って代理権を行使する。

第66条② 代理人が職責を履行しないことによって本人に損害をあたえた場合は、民事責任を負わなければならない。

③代理人が第三者と通謀して本人の利益に損害をあたえた場合は、代理人と第三者が連帯して責任を負う。

第65条② 書面での任意代理の授権の委任状には、代理人の氏名または名称、代理事項、代理権限と期間〔期間〕を明記しなければならず、なおかつ委任者〔委托人〕が署名または押印しなければならない。

民法総則第165条 任意代理の授権に書面の形式を採用した場合、授権の委任状には、代理人の氏名または名称、代理事項、権限と期間〔期間〕を明記しなければならず、なおかつ本人が署名または押印しなければならない。

<p>第166条 数人が同一の代理事項の代理人となる場合、代理権を共同で行使しなければならないが、但し、当事者に別段の約定があるときは除く。</p> <p>第167条 代理人が、代理事項が違法であることを知っていた、もしくは知っているべきであったにもかかわらず代理行為を行った場合、または本人が、代理人の代理行為が違法であることを知っていた、もしくは知っているべきであったが、<u>反対の表示をしなかった</u>場合、本人と代理人は、連帯して責任を<u>担わなければならない</u>。</p> <p>第168条 代理人は本人の名義で自己と民事法律行為を行ってはならないが、但し、本人が同意する、または追認する場合は除く。</p> <p>②代理人は本人の名義で自己が同時に代理する他の者との法律行為を行ってはならないが、但し、代理される双方が同意する、または追認する場合は除く。</p> <p>第169条 代理人が<u>第三者</u>に代理を再委任する必要がある場合は、本人の同意または追認を得なければならない。</p> <p>②復代理が本人の同意または追認を得たときは、本人は、代理事務について再委任した復代理人〔第三者〕に直接指示することができ、代理人は復代理人の選任および復代理人に対する指示についてのみ責任を負う。</p> <p>③復代理が本人の同意または追認を得ていないときは、代理人は、再委任をした復代理人〔第三者〕の行為について責任を負わなければならないが、但し、緊急の状況において代理人が本人の利益を維持〔<u>维护</u>〕する<u>必要</u>のために復代理人に代理を再委任したときは除く。</p> <p>第170条 法人または非法人組織の業務担当者が、その職権の範囲内の事項について、法人または非法人組織の名義で行った民事法律行為は、法人または非法人組織について効力を生じる。</p> <p>②法人または非法人組織は、その業務担当者の職権の範囲の制限について、善意の相手方に対抗することができない。</p> <p>第171条 行為者に代理権がない、代理権を踰越している、または代理権が消滅後であるにもかかわらず、</p>	<p>←新設</p> <p>第67条 代理人が、委任された代理の事項が違法であることを知っていたにもかかわらず代理活動を進めた場合、または本人が、代理人の代理行為が違法であることを知っていたが、<u>反対を表示しなかった</u>場合、本人と代理人は、連帯して責任を負う。</p> <p>←設定</p> <p>第68条 任意代理人が本人の利益のために<u>他人</u>に代理を再委託する必要がある場合は、事前に本人の同意を得なければならない。<u>事前に本人の同意を得ていないときは、事後にすみやかに本人に通知しなければならないが、もし本人が同意しないときは、代理人が自己の再委託した者の行為について民事責任を負うが、但し緊急の状況において、本人の利益の保護〔<u>保护</u>〕のために他人に代理を再委託したときは除く。</u></p> <p>民法通則第43条 企業法人は、その法定代表者およびその他の業務者の経営活動について、民事責任を負う。</p> <p>契約法第50条 法人またはその他の組織の法定代理人、責任者が権限を踰越して締結した契約について、相手方がその権限の踰越を知っていた、または知っているべきであったときを除き、その代表行為は有効である。</p> <p>第66条① 代理権がない、代理権を踰越している、または代理権の消滅後の代理行為について、本人の追認</p>
--	--

依然として代理行為を行い、本人の追認が得られない場合は、本人について効力を生じない。

②相手方は、本人に通知受領の日から 30 日以内に追認するよう催告することができる。本人が表示をしないときは、追認を拒絶したものとみなす。行為者が行った行為が追認されるまでは、善意の相手方は取消しの権利を有する。取消しは通知の形式でなされなければならない。

③行為者の行った行為が追認されない場合、善意の相手方は行為者に債務の履行または受けた損害の賠償を請求する権利を有する。但し、賠償の範囲は、本人が追認した時に相手方が得られる利益を超えてはならない。

④相手方〔相対人〕が、行為者が無権代理であることを知っていた、または知るべきであった場合は、相手方と行為者は各自の過失に応じて責任を負う。

第 172 条 行為者の代理権がない、代理権を踰越している、または代理権が消滅後であるにもかかわらず、依然として代理行為を行い、相手方が行為者に代理権があると信じる理由がある場合は、代理行為は有効とする。

第 3 節 代理の終了

第 173 条 下に列挙する事由の 1 つがある場合、委任代理は終了する。

- (一) 代理期限が到来した、または代理事務が完成した
- (二) 本人が委任を取り消した、または代理人が委任を辞退した
- (三) 代理人が民事行為能力を喪失した
- (四) 代理人または本人が死亡した
- (五) 代理人または本人としての法人、**非法人組織**が消滅した。

第 174 条 本人の死亡後、下に列挙する事由の 1 つがあった場合、任意代理人が行った代理行為は有効である。

- (一) 代理人が本人の死亡を知らず、**なおかつ知り得べきではなかった**
- (二) 本人の相続人が承認をした
- (三) 授權において代理権が代理事務の完成時に消滅することを明確にしている
- (四) 本人が死亡する前にすでに行っていたもので、本人の相続人の利益のために継続した代理。

を経た場合にのみ、本人について効力を生じる。追認を経ていない代理行為は、行為者が民事責任を負う。本人が、他人が本人名義で民事行為を行っていることを知りながら否認の表示をしなかったときは、同意したとみなす。

④相手方〔第三人〕が、行為者の代理権がない、代理権を踰越している、または代理権がすでに終了していることを知りながら、行為者と民事行為をおこなって、他人に損害をあたえた場合は、**相手方**と行為者が**連帯して**責任を負う。

契約法第 49 条 行為者の代理権がない、代理権を踰越している、または代理権が消滅後であるのに、**本人名義**で契約を締結して、相手方が行為者に代理権があると信じる理由がある場合は、当該代理行為は有効である。

第 69 条 下に列挙する事由の 1 つがある場合、任意代理は終了する。

- (一) 代理期間が満了した、または代理事務が完成した
- (二) 本人が委任を取り消した、または代理人が委任を辞退した
- (三) 代理人が死亡した
- (四) 代理人が民事行為能力を喪失した
- (五) 本人または代理人としての法人が消滅した。

【民通意見】82. 本人の死亡後、下に列挙する事由の 1 つがあった場合、任意代理人が行った代理行為は有効である。(1) 代理人が本人の死亡を知らなかった場合、(2) 本人の相続人が全員承認した場合、(3) **本人と代理人が代理事項の完成時に代理権が消滅するということまで約定している場合**、(4) 本人が死亡する前にすでに行っていたが、本人の死亡後に本人の相続人の利益を相続人の利益のために継続して**完成**した場合。

<p>②本人としての法人、非法人組織が消滅する場合は、前項の規定を参照し適用する。</p> <p>第175条 下に列挙する事由の1つがある場合、法定代理は終了する。 (一) 本人が完全民事行為能力を取得または回復した <u>(二) 代理人が民事行為能力を喪失した</u> (三) 代理人または本人が死亡した (四) 法律の規定するその他の事由。</p> <p>第8章 民事責任</p> <p>第176条 民事主体は、法律の規定または当事者の約定に従って民事義務を履行し、民事責任を負う。</p> <p>第177条 2人以上が法により割合の責任を負う場合、責任の大きさを確定できる場合は、各自が相応の責任を負うが、責任の大きさを確定することが難しいときは、責任を平均して負担する [平均承担]。</p> <p>第178条 2人以上が法により連帯責任を負う場合、<u>権利者は一部または全部の連帯責任者が責任を負うよう請求する権利を有する。</u></p> <p>②連帯責任者の責任の割合は、各自の責任の大きさに応じて確定し、責任の大きさを確定することが難しい場合は、責任を平均して負担する。実際に負担した責任が自己の責任の割合を超えた連帯責任者は、他の連帯責任者に求償する権利を有する。</p> <p>③連帯責任は、法律の規定または当事者の約定による。</p> <p>第179条 民事責任の負担方式には、主に以下のものがある。 (一) 侵害の停止 (二) 妨害の排除 (三) 危険の除去 (四) 財産の返還 (五) 原状の回復 (六) 修理、やり直し、交換 (七) 履行の継続 (八) 損害の賠償 (九) 違約金の支払い (十) 影響の除去、名誉の回復 (十一) 謝罪</p>	<p>第70条 下に列挙する事由の1つがある場合、法定代理または指定代理は終了する。 (一) 本人が民事行為能力を取得または回復した <u>(二) 本人または代理人が死亡した</u> <u>(三) 代理人が民事行為能力を喪失した</u> (四) 代理を指定した人民法院または指定組織が指定を取り消した (五) その他の原因によって引き起こされた本人と代理人の間の監護関係の消滅。</p> <p>第106条① 公民、法人は、契約に違反した、またはその他の義務を履行しなかった場合、民事責任を負わなければならない。</p> <p>権利侵害責任法第12条 2人以上がそれぞれ別に権利侵害行為を行って同一の損害が生じ、責任の大きさを確定できる場合は、各自が相応の責任を負うが、責任の大きさを確定することが難しいときは、賠償責任を平均して負担する [平均承担]。</p> <p>権利侵害責任法第13条 連帯責任を負うことが法律で規定されている場合、<u>被権利侵害者は一部または全部の連帯責任者が責任を負うよう請求する権利を有する。</u></p> <p>権利侵害責任法第14条 連帯責任者は各自の責任の大きさに基づいて相応の賠償額を確定するが、責任の大きさを確定することが難しい場合は、賠償責任を平均して負担する [平均承担]。</p> <p>②自己の賠償額を超えて支払った連帯責任者は、他の連帯責任者に求償する権利を有する。</p> <p>第134条 民事責任の負担方式には、主に以下のものがある。 (一) 侵害の停止 (二) 妨害の排除 (三) 危険の除去 (四) 財産の返還 (五) 原状の回復 (六) 修理、やり直し、交換 (七) 損失の賠償 (八) 違約金の支払い (九) 影響の除去、名誉の回復 (十) 謝罪</p> <p>②以上の民事責任の負担方式は、単独で適用すること</p>
--	--

<p>②法律で懲罰的賠償を規定する場合は、その規定に従う。</p> <p>③本条で規定する民事責任の負担方式は、単独で適用することも、併せて適用することもできる。</p> <p>第 180 条 不可抗力により民事義務を履行することができない場合は、民事責任を負わないものとする。法律に別段の規定があるときは、その規定に従う。</p> <p>②不可抗力とは、予見できない、回避できない、なおかつ克服できない客観的な状況でのことである。</p> <p>第 181 条 正当防衛により損害をあたえた場合は、民事責任を負わない。</p> <p>②正当防衛が必要な限度を超えて、あるべきでない損害が生じた場合は、正当防衛者は、適切な民事責任を負わなければならない。</p> <p>第 182 条 緊急避難により損害が生じた場合は、危険な状況を生じさせた者が民事責任を負う。</p> <p>②危険が自然の原因によって引き起こされたときは、緊急避難者は、民事責任を負わないが、適切な補償を行うことができる。</p> <p>③緊急避難で採った措置が不当であり、または必要な限度を超えており、生じるべきでない損害を生じさせたときは、緊急避難者は、適切な民事責任を負わなければならない。</p> <p>第 183 条 他人の民事上の権利と利益を保護することによって自己が損害を受けた場合、権利侵害者は民事責任を負い、受益者は適切な補償を行うことができる。権利侵害者がいない、権利侵害者が逃亡した、または民事責任を負う能力がないので、被害者が補償を請求したときは、受益者が適切な補償を行わなければならない。</p> <p>第 184 条 自己の意向によって緊急救助行為を行い、救助された者に損害をあたえた場合、救助者は民事責任を負わない。</p> <p>第 185 条 英雄烈士等の氏名、肖像、名誉、榮譽を侵害し、社会の公共の利益に損害をあたえた場合は、民事責任を負わなければならない。</p>	<p>も、併せて適用することもできる。</p> <p>③人民法院は、民事事件を審理して、上述の規定を適用するほか、訓戒をし、始末書の提出を命じ、違法活動が行われた財物および違法所得を没収し、さらに法律の規定に従って罰金、拘留に処することができる。</p> <p>第 107 条 不可抗力によって契約を履行することができない、または他人に損害をあたえた場合は、民事責任を負わないが、法律に別段の規定があるときは除く。</p> <p>第 153 条 本法でいう「不可抗力」とは、予見できない、回避できない、あわせて克服できない客観的な状況のことである。</p> <p>第 128 条 正当防衛により損害をあたえた場合は、民事責任を負わない。正当防衛が必要な限度を超えて、あるべきでない損害を生じたさせた場合は、適切な民事責任を負わなければならない。</p> <p>第 129 条 緊急避難により損害が生じた場合は、危険な状況を生じさせた者が民事責任を負う。危険が自然の原因によって引き起こされたときは、緊急避難者は、民事責任を負わない、または適切な民事責任を負う。緊急避難によって採った措置が不当であり、または必要な限度を超えており、生じるべきでない損害を生じさせたときは、緊急避難者は、適当な民事責任を負わなければならない。</p> <p>第 109 条 国家、集団の財産または他人の財産、人身が侵害を受けることを防止し、制止したことによって、自己が損害を受けた場合、侵害者が賠償責任を負い、受益者も適当な補償を行うことができる。</p> <p>←新設</p> <p>【精神損害賠償司法解釈】 第 3 条 自然人が死亡した後、その近親族が下に列挙する権利侵害行為により精神的苦痛を受けて、人民法院に精神損害の賠償を請求</p>
--	---

<p>第186条 当事者一方の違約行為によって、相手方の人身上の権利と利益、財産上の権利と利益に損害をあたえた場合、損害を受けた者は、違約責任かまたは権利侵害責任かを負うことを選択して請求する権利を有する。</p> <p>第187条 民事主体が同一の行為によって民事責任、行政責任および刑事責任を負わなければならない場合、行政責任または刑事責任を負うことは民事責任を負うことに影響せず、民事主体の財産が支払いに足りないときは、民事責任を負うことに優先的に用いるものとする。</p> <p>第9章 訴訟時効</p> <p>第188条 人民法院に民事上の権利の保護を請求する訴訟時効の期間は3年とする。法律に別段の規定がある場合は、<u>その規定に従う</u>。</p> <p>②訴訟時効の期間は、権利者が損害を受けたことおよび義務者を知った、または知ることができるべき日より起算する。法律に別段の規定がある場合は、その規定に従う。但し、権利が損害を受けた日より20年を超えたときは、人民法院は保護をしないが、<u>特殊な事情があるときは</u>、人民法院は権利者の申請に基づき延長を決定することができる。</p> <p>第189条 当事者が同一の債務について時期を分けて履行することを約定した場合、訴訟時効の期間は、最終回の履行の期限が到来する日より起算する。</p> <p>第190条 民事行為無能力者または制限民事行為能力</p>	<p>して訴えを提起する場合、人民法院は法により受理しなければならない。</p> <p>(一) 侮辱、誹謗、貶め、醜悪化または社会の公共の利益、公衆道徳に反するその他の形式で、死者の氏名、肖像、名誉、榮譽を侵害する。</p> <p>(二) 死者のプライバシーを違法に暴露、利用し、または社会の公共の利益、公衆道徳に反するその他の形式で死者のプライバシーを侵害する</p> <p>(三) 遺体、遺骨を違法に利用、毀損し、または社会の公共の利益、公衆道徳に反するその他の形式で遺体、遺骨を侵害する。</p> <p>契約法第122条 当事者の一方の違約行為によって、相手方の人身、財産上の権利と利益が侵害された場合、損害を受けた一方は、本法により違約責任を負うよう要求するか、または他の法律により権利侵害責任を負うよう要求するか選択する権利を有する。</p> <p>権利侵害責任法第4条 権利侵害者が同一の行為によって行政責任または刑事責任を負わなければならない場合、法により権利侵害責任を負うことに影響しない。</p> <p>②同一の行為によって権利侵害責任と行政責任、刑事責任を負わなければならないにもかかわらず、権利侵害者の財産が支払いに足りないときは、権利侵害責任を先に負うものとする。</p> <p>第135条 人民法院に民事上の権利の保護を請求する訴訟時効の期間は2年とするが、<u>法律に別段の規定がある場合は除く</u>。</p> <p>第137条 訴訟時効の期間は、権利が侵害されたことを知り、または知らなければならない時から起算する。但し、権利が侵害された日から20年を超えた場合は、人民法院は保護しない。<u>特殊な事情があるときは</u>、人民法院は訴訟時効の期間を延長することができる。</p> <p>第141条 法律に訴訟時効について別段の規定がある場合は、法律の規定に従う。</p> <p>【民事案件訴訟時効規定】第5条 当事者が同一の債務について時期を分けて履行することを約定した場合、訴訟時効の期間は、最終回の履行の期限が到来する日から起算する。</p> <p>←新設</p>
---	--

<p>者のその法定代理人についての請求権の訴訟時効の期間は、当該法定代理が終了した日より起算する。</p> <p>第 191 条 未成年者が性的被害を受けた損害賠償請求権の訴訟時効の期間は、被害者が 18 歳に達した日より起算する。</p> <p>第 192 条 訴訟時効の期間が満了した場合、義務者は義務不履行の抗弁をすることができる。</p> <p>②訴訟時効の期間の満了後、義務者が履行に同意するときは、訴訟時効の期間が満了したことを理由として抗弁してはならず、義務者が自己の意向で履行したときは、返還を請求してはならない。</p> <p>第 193 条 人民法院は自発的に訴訟時効の規定を適用してはならない [不得]。</p> <p>第 194 条 訴訟時効の期間の最後の 6 か月の間に、下に列挙する障害によって、請求権を行使することができない場合、訴訟時効は停止する。</p> <p>(一) 不可抗力</p> <p>(二) 民事行為無能力者または制限民事行為能力者に法定代理人がない、または法定代理人が死亡した、民事行為能力を喪失した、代理権を喪失した</p> <p>(三) 相続開始後に相続人または遺産管理人が確定していない</p> <p>(四) 権利者が義務者またはその他の者に支配されている</p> <p>(五) 権利者が請求権を行使できないようにするその他の障害。</p> <p>②時効の停止事由が終了した日より 6 か月で、訴訟時効の期間が満了したものとする。</p> <p>第 195 条 下に列挙する事由の 1 つがある場合、訴訟時効は中断し、中断、関連手続き終了の時から、訴訟時効の期間を新たに起算する。</p> <p>(一) 権利者が義務者に履行の請求を行った</p> <p>(二) 義務者が義務の履行に同意した</p> <p>(三) 権利者が訴えを提起した、または仲裁を申し立てた</p> <p>(四) 訴えの提起または仲裁の申立てと同様の効力を有するその他の事由。</p>	<p>←新設</p> <p>第 138 条 訴訟時効の期間を過ぎた場合に、当事者が自己の意向で履行するときは、訴訟時効の制限を受けない。</p> <p>【民事案件訴訟時効規定】第 3 条 当事者が訴訟時効の抗弁をしていない場合に、人民法院は訴訟時効の問題について釈明を行ってはならず、自発的に訴訟時効の規定を適用して裁判を進行してはならない [不応]。</p> <p>民法通則第 139 条 訴訟時効の期間の最後の 6 か月の間に、不可抗力またはその他の障害によって請求権を行使することができない場合、訴訟時効は停止する。時効の停止の原因が消滅した日から、訴訟時効の期間を継続して計算する。</p> <p>【民事案件訴訟時効規定】第 20 条 下に列挙する事由の 1 つがある場合、民法通則第 139 条の規定する「その他の障害」と認定して、訴訟時効は停止しなければならない。</p> <p>(一) 権利を侵害された民事行為無能力者、限制民事行為能力者に法定代理人がない、または法定代理人死亡した、代理権を喪失した、行為能力を喪失した</p> <p>(二) 相続開始後に相続人または遺産管理人が確定していない</p> <p>(三) 権利者が義務者またはその他の者に支配されていて権利を主張できない</p> <p>(四) 権利者が権利を主張できないようにするその他の客観的な事由。</p> <p>第 140 条 訴訟時効は、訴えの提起によって当事者の一方が義務の履行の要求をした、または同意をしたときに中断する。訴訟時効の期間は、中断の時から新たに計算する。</p>
--	---

<p>第196条 下に列挙する請求権には、訴訟時効の規定を適用しない。</p> <p>(一) 侵害の停止，妨害の排除，危険の除去を請求する</p> <p>(二) 不動産物権および登記した動産物権の権利者が財産の返還を請求する</p> <p>(三) 扶養費〔抚养费，贍養費或者扶養費〕の支払いを請求する</p> <p>(四) 法により訴訟時効を適用しないその他の請求権。</p> <p>第197条 訴訟時効の期間，計算方法および停止，中断の事由は、法律で規定するものとし，当事者の約定は無効である。</p> <p>②当事者の訴訟時効の利益についての事前の放棄は無効である。</p> <p>第198条 法律に仲裁の時効についての規定がある場合は、その規定に従い、規定がない場合は、訴訟時効の規定を適用する。</p> <p>第199条 法律で規定する，または当事者が約定した取消権，解除権等の権利の存続期間は、法律に別段の規定がある場合のほか，権利者が権利の発生を知った，または知るべきであった日より起算して，訴訟時効の停止，中断，延長に関連する規定を適用しない。存続期間が満了したときは，取消権，解除権等の権利は消滅する。</p> <p>第10章 期間の計算</p> <p>第200条 民法でいう期間は，西暦の年，月，日，時間により計算する。</p> <p>第201条 年，月，日によって期間を計算する場合は，開始の当日〔当日〕は算入〔計入〕せず，翌日〔日〕より起算する。</p> <p>②時によって期間を計算する場合は，法律の規定する，または当事者の約定した時間より起算する。</p> <p>第202条 年，月によって期間を計算する場合は，満了月の応当日を，期間の末日とし，応当日がないときは，その月の末日を期間の末日とする。</p>	<p>←新設</p> <p>【民事案件訴訟時効規定】第2条 当事者が法律の規定に反して，短訴訟時効の期間の延長または短縮を約定したとしても，訴訟時効の利益を事前に放棄したとしても，<u>人民法院は認めない。</u></p> <p>仲裁法第74条 法律に仲裁の時効についての規定がある場合は，当該規定を適用する。法律に仲裁の時効についての規定がない場合は，訴訟時効の規定を適用する。</p> <p>契約法第95条 法律で規定する，または当事者が約定した解除権の行使期間について，期間が満了したにもかかわらず当事者が行使しなかった場合，当該権利は消滅する。</p> <p>②法律で規定がない，または当事者が約定していない解除権の行使期限は，相手方に催告した後に合理的な期間内に行使しなかった場合，当該権利は消滅する。</p> <p>第154条① 民法でいう期間は，西暦の年，月，日，時により計算する。</p> <p>第154条② 時によって期間を計算すると規定する場合は，規定する時から起算する。日，月，年によって期間を計算すると規定する場合は，開始の当日〔当天〕は算入〔算入〕せず，翌日〔天〕から起算する。</p> <p>【民通意見】198. 当事者が約定した期間が月，年の1日目から起算したものでない場合，1か月は30日とし，一年は365日とする。</p> <p>②期間の末日が日曜日またはその他の法定休日であるが，日曜日またはその他の法定休日に臨機応変な変更</p>
--	--

<p>第 203 条 期間の末日が法定の休日にあたる場合は、法定の休日が終了した翌日を期間の末日とする。</p> <p>②期間の末日〔日〕の終了時間は 24 時〔時〕とするが、業務時間がある場合は、業務活動を停止する時間を終了時間とする。</p> <p>第 204 条 期間の計算方法は、本法の規定に従うが、但し、法律に別段の規定がある、または当事者に別段の約定がある場合は除く。</p>	<p>〔変通〕がある場合は、実際の休日の翌日を期間の末日とする。</p> <p>第 154 条③ 期間の末日が日曜日またはその他の法定の休日にあたる場合は、休日の翌日を期間の末日とする。</p> <p>④期間の末日〔天〕の終了時間は 24 時〔点〕とする。業務時間がある場合は、業務活動を停止する時間までで終了する。</p> <p>←新設</p>
--	---

*本研究は JSPS 科研費 19K01252 の助成を受けた研究成果の一部である。

〈注〉

- (1) 新華社 HP「中国民法典誕生！」[http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202005/1247cald376e47e9b02a3053dd438e2d.shtml] (2020 年 10 月 20 日最終アクセス)。
- (2) 國谷知史「中国の民法典編纂と民法総則」東方, 449 号, 2018 年 7 月, 5 頁。なお, 同「立法・司法」一般社団法人中国研究所編『中国年鑑 2021』明石書店, 2021 年, 88 頁では, 中国民法典の編纂における「法典」と「編纂」という用語の意味を説明しており, 興味深い。
- (3) 中国法制出版社編『中華人民共和國民法典 含新旧與關聯對照』中国法制出版社, 2020 年, 244 頁脚注①参照。
- (4) 総則編を含む中国民法典の翻訳については, 小田美佐子=朱擘「中華人民共和國民法典 (1-2・完)」立命館法学 (390・391), 412-477 頁・436-507 頁, 2020 年, 胡光輝『中華人民共和國民法典 2021 年 1 月施行立法経緯・概要・邦訳』日本加除出版 2021 年 2 月, 孫海萍編著, 方達法律事務所日本業務チーム著『新しい中国民法』商事法務, 2021 年 2 月, 西村あさひ法律事務所中国プラクティスグループ編著『中国民法典と企業法務 日本企業への影響と変わる取引手法』ぎょうせい, 2021 年 4 月等がある。
- (5) 民法通則の翻訳については, 小川竹一=國谷知史=田中信行=通山昭治訳「資料 中華人民共和國民法通則・中華人民共和國民法通則草案」法律時報 58 卷 9 号, 1986 年 8 月, 同「民法通則」『中国基本法令集』日本評論社, 1988 年等があり, 参照した。
- (6) 民法総則 (2017 年 3 月 15 日第 12 期全国人民代表大会第 5 回会議で採択) の翻訳については, 朱擘=小田美佐子「中華人民共和國民法総則」法律時報 89 卷 5 号, 2017 年 5 月, 錢偉榮「中華人民共和國民法総則」松山大学論集 29 卷 2 号, 2017 年 6 月, 王晨訳「中華人民共和國民法総則 (第 12 期全国人民代表大会第 5 回会議で制定, 2017 年 3 月 15 日公布)」法学雑誌 63 卷 3 号, 2017 年 9 月, 胡光輝=王毓茜「中華人民共和國民法総則の概説と邦訳 (上・中・下)」戸籍時報 759・760・762 号, 2017 年 10-12 月, 李智基=加藤幸英「中華人民共和國民法総則」愛知学院大学語研紀要 45 卷 1 号, 2020 年 1 月等がある。
- (7) 関連法令のうち, 婚姻法については岡綾子訳「婚姻法」中国研究所編『中国年鑑 2002』創土社, 2002 年, 500 頁以下, 國谷知史訳「中華人民共和國契約法」中国研究所編『中国年鑑 2000』創土社, 2000 年, 499 頁以下を参照した。また, 後掲の司法解釈「精神損害賠償司法解釈」については, 宇田川幸則「中国最高人民法院の精神損害賠償および人身損害賠償に関する二つの司法解釈」法政論集 237 号, 2010 年の条文翻訳を参照した。

拓殖大学研究所紀要投稿規則

(目的)

第1条 拓殖大学（以下、「本学」という。）に附置する、経営経理研究所、政治経済研究所、言語文化研究所、理工学総合研究所、人文科学研究所、国際開発研究所、日本語教育研究所および地方政治行政研究所（以下、「研究所」という。）が刊行する紀要には、多様な研究成果及び学術情報の発表の場を提供し、研究活動の促進に供することを目的とする。

(紀要他)

第2条 研究所の紀要は、次の各号のとおりとする。

- (1) 経営経理研究所紀要『拓殖大学 経営経理研究』
- (2) 政治経済研究所紀要『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』
- (3) 言語文化研究所紀要『拓殖大学 語学研究』
- (4) 理工学総合研究所紀要『拓殖大学 理工学研究報告』
- (5) 人文科学研究所紀要『拓殖大学論集 人文・自然・人間科学研究』
- (6) 国際開発研究所紀要『国際開発学研究』
- (7) 日本語教育研究所紀要『拓殖大学 日本語教育研究』
- (8) 地方政治行政研究所紀要『拓殖大学 政治行政研究』

2 研究所長は、次の事項について毎年度決定する。

- (1) 紀要の『執筆予定表』の提出日
- (2) 投稿する原稿（以下、「投稿原稿」という。）及び紀要の『投稿原稿表紙』の提出日
- (3) 投稿原稿の査読等の日程

(投稿資格)

第3条 紀要の投稿者（共著の場合、投稿者のうち少なくとも1名）は、原則として研究所の専任教員、兼任研究員および兼任研究員（以下「研究所員」という。）とする。

2 研究所の編集委員会が認める場合には、研究所員以外も投稿することができる。

3 研究所の編集委員会は、前項に規定する研究所員以外のうち、講師（非常勤）の投稿について、年度1回を限度に認めることができる。

(著作権)

第4条 投稿者は、紀要に掲載された著作物が、本学機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）において公開されることおよび当該著作物の著作権のうち複製権・公衆送信権の権利行使を研究所に委託することを許諾しなければならない。

2 共同執筆として紀要に掲載する場合には、共同執筆者全員がリポジトリにおいて公開されることおよび当該著作物の著作権のうち複製権・公衆送信権の権利行使を研究所に委託することについて承諾し、投稿代表者に承諾書を提出しなければならない。投稿代表者は、共同執筆者全員の承諾書を投稿する原稿と一緒に研究所に提出しなければならない。

(執筆要領および投稿原稿)

第5条 投稿原稿は、研究所の紀要執筆要領の指示に従って作成する。

2 投稿原稿は、図・表を含め、原則として返却しない。

3 学会等の刊行物に公表した原稿あるいは他の学会誌等に投稿中の原稿は、紀要に投稿することはできない（二重投稿の禁止）。

(原稿区分他)

第6条 投稿原稿区分は、次の表1、2のとおり定める。

表1 投稿原稿区分：第2条に規定する理工学総合研究所を除く研究所

(1) 論文	研究の課題，方法，結果，含意（考察，技術，表現について明確であり，独創性および学術的価値のある研究成果をまとめたもの。
(2) 研究ノート	研究の中間報告で，将来，論文になりうるもの（論文の形式に準じる。新しい方法の提示，新しい知見の速報などを含む。
(3) 抄録	本条第5項に該当するもの。
(4) その他	上記区分のいずれにも当てはまらない原稿（公開講座記録等）については，編集委員会において取り扱いを判断する。また，編集委員会が必要と認めた場合には，新たな種類の原稿を掲載することができる。

表2 投稿原稿区別：理工学総合研究所

(1)論文, (2)研究速報, (3)展望・解説, (4)設計・製図, (5)抄録(発表作品の概要を含む), (6)その他(公開講座記録等)

- 2 投稿原稿区分は、投稿者が選定する。ただし、紀要への掲載にあたっては、査読結果に基づいて、編集委員会の議を以て、投稿者に掲載の可否等を通知する。
- 3 紀要への投稿が決定した場合には、投稿者は600字以内で要旨を作成し、投稿した原稿のキーワードを3～5個選定する。ただし、要旨には、図・表や文献の使用あるいは引用は、認めない。
- 4 研究所研究助成を受けた研究所員の研究成果発表(原稿)の投稿原稿区分は、原則として論文とする。
- 5 研究所研究助成を受けた研究所員が、既に学会等で発表した研究成果(原稿)は、抄録として掲載することができる。

(投稿料他)

第7条 投稿者には、一切の原稿料を支払わない。

- 2 投稿者には、抜き刷りを30部まで無料で贈呈する。但し、査読を受けた論文等に限る。

(リポジトリへの公開の停止及び削除)

第8条 投稿者よりリポジトリへの公開の停止及び削除の申し出があった場合または編集委員会がリポジトリへの公開の停止及び削除が必要と判断した場合には、リポジトリへの公開の停止及び削除をおこなうことができる。

(その他)

第9条 本投稿規則に規定されていない事柄については、編集委員会の議を以て決定する。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、研究所運営委員会の議を経て研究所運営委員会委員長が決定する。

附則

この規則は、令和2年3月1日から施行する。

拓殖大学地方政治行政研究所紀要『拓殖大学 政治行政研究』執筆要領

1. 発行回数

紀要『拓殖大学 政治行政研究』（以下、「紀要」という。）は、原則として年1回、年度末に発行する。

2. 執筆予定表の提出

紀要に投稿を希望する研究所専任教員ならびに兼担兼任研究員（以下、「研究所員」という。）は、『拓殖大学 政治行政研究』執筆予定表（以下、「執筆予定表」という。）を、研究所が毎年定めた日までに、学務部研究支援課（以下、「研究支援課」という。）に提出する。

3. 投稿原稿

(1) 分量・様式

投稿原稿の分量ならびに様式は、本文と注及び図・表を含め、原則として、以下のとおりとする。

I	論文、研究ノート	24,000字（1行43字×34行で16頁）以内	} A4縦版・横書
II	上記以外のもの	20,000字（1行43字×34行で14頁）以内	
III	上記以外のもの	6,000字	

(2) 上記以外の様式にて、投稿原稿を提出する場合には、研究所編集委員会（以下、「編集委員会」という。）と協議する。

(3) 使用言語

投稿原稿の使用言語は日本語、数字はアラビア数字を用いる。

ただし、日本語以外の言語での執筆を希望する場合は、事前に編集委員会に書面にて申し出て、許可を受ける。

その場合、許可を受けた投稿者は、必ず外国語に通じた人の入念な校閲を受けたものに限る。

(4) 図・表・数式の表示

(a) 図・表の使用は、必要最小限にし、それぞれに通し番号と図・表名を付けて、本文中に挿入位置と原稿用紙上に枠で大きさを指定する。図・表も分量に含める。

(b) 図および表は、コンピューター等を使って、きれいに作成すること。

(c) 数式は、コンピューター等のソフトを用いて正確に表現すること。

(5) 注・参考文献

注は、本文中に（右肩にパーレンで）通し番号とし、執筆者の意向を尊重して脚注、後注とも可能とする。

また、引用・典拠の表示は、日本語で一般的な方式に従うものとする。

(6) 原稿区分は、「拓殖大学地方政治行政研究所紀要投稿規則」に記載されている種別のいずれかとするが、「その他」の区分、定義については付記のとおりとする。

(7) 投稿原稿の受理日は、研究支援課に到着した日とする。

(8) 完成した原稿1部とコンピューターの機種・使用ソフトを明記した電子媒体（以下、「完成原稿他」という。）を編集委員会宛に提出し、投稿者は投稿原稿（データ）の写しを保管する。

(9) 上記分量を超えた投稿原稿は、編集委員会で分割掲載等の制限をおこなうこともある。

投稿者の希望で、紀要の複数号にわたって、同一タイトルで投稿することはできない。

ただし、編集委員会が許可した場合に限り、同一タイトルの原稿を何回かに分けて投稿することができる。その場合は、最初の稿で全体像と回数を明示しなければならない。

上記以外の様式等にて、投稿原稿の提出をする場合にも、編集委員会と協議する。

4. 投稿原稿表紙ならび投稿原稿の提出

紀要に投稿を認められた研究所員は、完成投稿原稿と一緒に、『拓殖大学 政治行政研究』投稿原稿表紙を、研究所が毎年定めた日までに、研究支援課に提出する。

5. 原稿の審査・変更・再提出

(1) 投稿原稿の採否は、編集委員会の指名した査読者の査読結果に基づいて、編集委員会が決定する。編集委員会は、原稿の区分の変更を投稿者に求める場合もある。

(2) 提出された投稿原稿は、編集委員会の許可なしに変更してはならない。

(3) 編集委員会は、投稿者に若干の訂正あるいは書き直しを要請することができる。

(4) 編集委員会は、紀要に掲載しない事を決定した場合は、所長名の文書でその旨を執筆者に通達する。

(5) 他の刊行物に既に発表された、もしくは投稿中の原稿は、紀要に投稿することができない。

- (6) 投稿者は、編集委員会の査読を経て、修正・加筆などが済み次第、完成原稿等を、研究所が毎年定めた日までに、研究支援課に提出すること。

6. 校正

掲載が認められた投稿原稿の校正については、投稿者が初校および再校を行い、編集委員会と所長が三校を行う。この際、投稿者が行う校正は、最小限の字句に限り、版組後の書き換え、追補は認めない。

校正は、所長の指示に従い、迅速に行う。校正が、研究所が定めた期日までに行われない場合は、紀要に掲載できないこともある。

7. その他

本執筆要領に規定されていない事項については、編集委員会の議を以て、所長が決定する。

8. 改廃

この要領の改廃は、研究所運営会議の議を経て、所長が決定する。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

付記：「その他」の区分・定義について

①	調査報告：	専門領域に関する調査。
②	資料：	原稿区分の範疇以外で教育・研究上有用であると考えられるもの。
③	記録：	研究所が主催する講演等の記録を掲載するもの。

以上

執筆者の紹介（目次掲載順）

眞鍋 貞樹（まなべ・さだき）	政 経 学 部 教 授
岡田 陽介（おかだ・ようすけ）	政 経 学 部 准 教 授
長 友昭（ちやう・ともあき）	政 経 学 部 教 授

本誌のタイトル『拓殖大学政治行政研究』は、本学第17代総長 藤渡辰信によって掲筆されたものです。

※本紀要の刊行年について第6巻までは刊行年度を表示しましたが、第7巻より実際の刊行年月を表示しております。

拓殖大学 政治行政研究 第13巻

2022年（令和4年）3月25日 発行

編集兼発行人 拓殖大学地方政治行政研究所長 浅野 正彦

発行所 拓殖大学地方政治行政研究所
〒112-8585 東京都文京区小日向3丁目4番14号
Tel. 03-3947-7595

印刷所 株式会社 外為印刷

The Journal of Politics and Administration

Vol. 13 (March 2022)

Contents

Articles

Local Autonomy System Prior to the Establishment
of the Meiji Constitution:
Spirit of Autonomy of Diplomat Shuzo Aoki Sadaki Manabe... 1

COVID-19 and Electoral Participation:
An Analysis of Local Elections under State
of Emergencies in Japan Yosuke Okada... 27

Material

A Tentative Translation on the General Provisions
of the Civil Code in China Tomoaki Cho... 43